

# 官報

号外 昭和二十四年五月十三日

## ○第五回 衆議院会議録第二十七号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

第一 人口問題に関する決議案

(床次徳二君外二十三名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議

第三 昭和二十一年度予備費用使用

第四 昭和二十一年度特別会計予備費

第五 昭和二十一年度特別会計予備費

第六 昭和二十一年度一般会計予備費

第七 昭和二十一年度一般会計予備費

第八 昭和二十一年度一般会計予備費

第九 昭和二十一年度一般会計予備費

第十 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 農業調整法を廃止する法律案(内閣提出)

第十二 農地調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第十三 日本専賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 日本専賣公社法施行法案

第十五 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 人権擁護委員法案(内閣提出)

第十七 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 出版法及び新聞紙法を廢止する法律案(内閣提出)

第十九 認知の訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

第二十 公共企業体労働関係法の規定に基づきその譲受けたる法律案(内閣提出)

第二十一 事業年度前期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第二十二 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基づきその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書

第二十三 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

官報号外 昭和二十四年五月十三日

衆議院会議録第二十七号

財産に関する財産目録及び收支計算書

第八 價格調整公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案(内閣提出)

第十 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案(内閣提出)

第十一 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第十二 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案(内閣提出)

第十三 日本専賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 農業調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第十五 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 人権擁護委員法案(内閣提出)

第十七 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出)

第十九 認知の訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

第二十 公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出)

第二十一 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第二十二 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案(内閣提出)

第三十四 船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案(内閣提出)

第三十五 過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案(内閣提出)

第三十六 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第三十七 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案(内閣提出)

第三十八 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第三十九 認知の訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

第四十 公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出)

第四十一 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第四十二 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案(内閣提出)

第四十三 日本専賣公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十四 農業調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第四十五 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十六 人権擁護委員法案(内閣提出)

第四十七 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十八 出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出)

第四十九 認知の訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

第五十 公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出)

第五十一 國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(内閣提出)

第五十二 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案(内閣提出)

第五十三 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十四 價格調整公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十五 事業年度前期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第五十六 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第五十七 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第五十八 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第五十九 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十一 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十二 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十三 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十四 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十五 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十六 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十七 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十八 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第六十九 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第七十 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第七十一 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第七十二 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書

第七十三 事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受け財産に関する財産目録及び收支計算書



このことは取りも直さず日本國民が文化の高い平和的な民主國民となることに精進することと一致するものと確信する。

以上であります。

御承知のごとく、わが國の人口は昭和二十三年八月には八千万を越えたのであります。しかも戦争によりまして、國土面積は明治二十五年に比較いたしましたと若干減少しておりますが、人口はちょうど倍増いたしましたのであります。しかも戦争によりまして、國力はまつたく疲弊し、資源は消耗し、産業は壊滅いたしておりますのであります。現在人口が著しく過剰であることは、國民のひとしく認めおるところでございます。近ごろの著しい人口の増加は、一つは約一千万を越えるところの在外邦人の引揚げによることはもちろんであります。また出生率は、昭和二十二年におきましては、人口一百六十五万を示して三五・一の高位を示しておるのであります。また死亡率はこれに反しまして、保健衛生の向上いたしました結果といたしまして一四・八六五に低下し、差引き自然増加は二〇・一五であります。もとより、この数字は終戦後の人をおきますところの特殊事情によるものであります。しかし世界の注目を引いたのであります。もとより、この数字は終戦後において、昭和三十年には自然増加率は一三あるいは一四に低下することを推定せられておりますが、しかしながら、わが國の総人口はなお九千万にあります。

達するのであります。この日本におきましては、ますところの自然増加の状況は、あたかも英國におきまして約四十年前の増加の状況に匹敵するのであります。現在の歐米のそれと比較いたしましたならば、なお相当高位にあると言わわればならないのであります。

しかば、かかる人口の増加が國民生活に対しいかなる影響を與えておるかということを考えますに、ただに國民の生活水準の向上に対しまして大きな負担となつておるばかりでなく、わが國の經濟、產業の復興計画の樹立と実施に関しまして著しい困難を與えておるのであります。連合國の好意によるますところの輸入せられたる食糧資源も、將來の國際收支の均衡を保るために經濟の自立化、すなわち國内産業の積極的再建の方へ十分に効果的に使用せらるるはずであります。また、むを得ず國民の消費生活に使用せらるべきである狀態なのであります。このためには、一日もすみやかに經濟が自古し得て、かつ國民生活水準がその目標へ復帰できるようになることを望むのであります。しかしして、かかる程度の人口を利どもは希望するものであります。またこの人口問題は他の面から見ますならば、同時に婦人の解放の問題であり、また母性文化の向上の問題であります。經濟上、また社會上、両親あるいは社會の希望しないところの子女が生れることを防止することができましたならば、これは人口の増加を抑制することができます。これが人口の増加に國民の文化の向上に寄與するものと信するのであります。

するかということに關しましては國民がわざわざおきまして、今議會におきましてもすでに数回にわたりまして政府當局との間に質疑をかねされたのであります。これに対しましては、政府は近く人口問題審議会を設置し、その対策を研究調査する、あるいは各種の方策を総合して実施するとか、あるいは受胎調節に對しましては医学上、保健上の立場から適當なる相談指導を行ふことを述べておられるのであります。しかしながら、今日國民の多数は、よりすみやかな、またより明瞭なるところの人口対策の確立を希望しておるのにかんがみまして、厚生委員会におきましては、かねてよりこの対策に對しまして審議を重ねて參りましたのであります。過般結論を得ましたので、各派の賛同を得まして、ここに決議案として提出いたした次第であります。先に朗読いたしましたところによると、よりまして大体の御了解を得たこととと思いますが、なお二、三簡単に御説明を申し上げてみたいであります。

第一に各種の産業を振興し、その他の開拓して、國內におきまして可及的多数の人口を包容するよういたしますることと、同時に第二といったしまして、人口の自然増加を抑制する、さらに第三といったしまして、將來の移民に関しましても総合的にこれを実施することを必要と認めておるのであります。かかる三つの政策が同時に実行されることが最も要であると存ずる次第であります。

とを認めておるのであります。現下の状況におきましては、わが國の特殊性もありますが、一應これは歐米諸國に準ずるところの自然増加目標としこならばいかがかという結論になつたのであります。ですが、これが具体的の数字で関しましては人口問題審議会の調査會が定にまつた次第であります。かかる目標が確立せられまして、かかる後において眞に実現可能なるところの産業政策、興計畫ができるのであります。などと國民がこの復興計画の目標を理解することにより、初めてその実施の完全な期期することができる所存じます。などとこの入口増加の抑制に關しましては、もとよりこれは國民に対し命令、強制するといふものではなく、國民の各自がおの／＼の理解のもとに、その自由な意思によつて行わなければ、そのほんとうの効果の上らぬことは御承知の通りであります。これがために健文となる思想の普及並びに適正にその普及度をはかることを必要と信ずるのであくまでもあります。

す。今日より関係方面的援助のもとに十分の調査と研究を行いまして、過去の非難を受けましたところの移民の欠点を補い、一層の精進をいたしましたならば、必ずや我が國民は、われ／＼の理想とし、かつ世界が期待するところの、文化の高い、平和的な、りつぱな民主國民となり得ると同時に、また世界人類の福祉の増進のために世界より歓迎せられるところのりつぱな移民となり得ることを確信するものであります。政府におかれましても、本問題は國民の熱望の存するところでありますことをよく察せられまして、すみやかに關係方面に対しましてその援助を願請せられ、この準備に遺憾なきを期せられたいと存する次第であります。

以上ははだ簡単でありますから、決議案の説明を終る次第であります。何とぞこの趣旨に御賛同くださいまして、満場一致の御賛成を希望する次第であります。(拍手)

○議長(鶴原臺重郎君) これより討論に入ります。順次発言を許します。まず福田昌子君。

〔福田昌子君登壇〕

○福田昌子君 私は、ただいま上程されました人口問題に関する決議案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして賛成するものであります。

今日人口問題は、日本再建の上に起きましてきわめて緊要事であります。日本の今日の人口が超飽和状態にあり、しかも有史以來の旺盛なる自然増加率をもしまして、人口問題におきまする危機を呈しておるのであります。堤防はまさに崩壊寸前の状態にあるのです。従いまして、私たちとい

たしましては、この緊急なる対策を考えなければならぬのであります。  
対策いたしましては、まず増加人口に對しますところの人口扶養力の均衡ということを考えられます。しかし、人口扶養力というものを具体的に考えてみますと、國土の開發、食糧の増産、あるいはまた工業の發展等によりまして經濟復興を促進いたすことが人口扶養力の増大をはかります場合に最も大切な問題であります。遺憾なことに、國內の資源、またその復興の促進に当りましては多くの隘路があり横たわつておるのであります。従いまして人口扶養力の増大によりまして人口增加に対しますところの対策をはかるということは非常な困難なる状態に立ち至つております。従いまして、人口そのものの減少をはかるといふことが今日の當面したところの問題になつて参ります。

れます。今日國民の各層において行われておりますところの産兒制限といふもの、そのことを考えてみます場合におきまして、私たちは、この産兒制限の放任において来るところの二、三の弊害を考えてみなければならぬのであります。産兒制限普及のものは、今日におきましては約二五%足らずに普及されておるのであります。この普及率そのものから考えます場合においては、歐米の文明先進國におきまして八%から九、%の産兒制限が普及されております状況から考えますと、日本の今日の現状においては早急に産兒制限の普及をはからなければなりませんが、普及をはかると同時に、私たちといたしましては、産兒制限の当然の結果起るところの二、三の弊害を考えなければなりません。

第二点といったしましては、産児制限の普及に当つては必ず優生保護法の健全なる適用がなければならないと思われる所以であります。優等ならざる性質の人に対しましては、優生保護法を完全に適用いたしまして劣悪階級の方々の出生を防ぐ、このいわば優生学的な産児制限がなされなければならぬと思うのであります。また産児制限に附随いたしましては、必ず倫理と道徳との裏づけがなければならぬと考えるのであります。すなわち道徳的な産児制限、これが産児制限の普及に対しまして最も重大な点になつて参ると思うのであります。従つて政府といたしましては、産児制限の普及に当つて、性道徳的な産児制限の普及をはかるとともに、社会的な、また優生学的な、ことに道徳的な産児制限の普及をはかるとともに、重点が置かれなければならぬのであります。

用いたしまして、その保健所に設置されますところの優生結婚相談所の完全なる、また活潑なる活用におきまして、医学的に見まして優秀ならざる低格者の方々に対し適正なた積極的な産児制限の指導普及をはかつていただきたいと思うのであります。こういうことのためには、今日公認になりましたところの避妊薬あるいは避妊器具の配給というものを、ある一定の階級に対しましては無料あるいは減額配給をいたしまして、その普及徹底をはかつていただきことを希望するものであります。

私は、こういうような観点に立ちまして、近く内閣に設置されますところの人口問題審議会におきまして、まず日本の將來の人口の適正化に向いまして、正確なる調査のもとに適正人口の確立をはかるとともに、また移民あるいは人口扶養力の増大、あるいはまた正しい産児制限の普及のもとにおきまして、日本の人口問題に対しまして誤りのない政策が打立てられることを希望するものであります。私は、この希望条件を述べまして、ただいま上程されました決議案に対し賛成するものであります。(拍手)

○議長(常原臺重郎君) 次は砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 私は、ただいま上程されております人口問題に対する決議案に、日本共産党を代表いたしまして賛成の趣旨を述べたいと思うのであります。

現在過剰人口の現象が起つておりますことは事実であります。しかしながら

は支那と一致して、その常識は必ずしもヨーロッパのそれと違ひ、是が點で

ら、この原因については、單に日本の人口の自然増加率が高いからとか、あるいは海外領土の喪失だとか、あるいは海外同胞の引揚げと、いうふうなことを問題にしておる人もあるのであります。けれども、かような意見は、ほんとうに正しい原因をつかんでおるものではないと思うのであります。人口過剩の眞の原因是、生産の破壊と失業者の増大、生活困窮者の増大にあるのであります。しかし、單に自然的條件によるものではなくして、社會的條件によるところが非常に大きいのであります。もし人口密度の点について申しますならば、ベルギー やオランダ、そのほか日本よりも密度の高い國がいくらもあるのであります。しかもそれらの國においては、現在日本で問題になつておるほど過剰人口の問題は問題になつておらないのであります。

問題は主として國の經濟の盛衰によつて起るのであります。單なる自然的條件ではないのであります。現在の日本は現在の狀態のもとにおいても、これが一部少數者の利益のためではなくして、多数者の利益と幸福のために正しく民主的に運営されますならば、もつと多くの人口を包容することががき、人口問題は一瞬にして解消することができるであります。

今日の過剰人口の現象は、政府及び資本家の行政整理、企業整備によるところの一方的な首切りと、集中生産によるところの中小產業の崩壊、大量的な失業者の増大、低賃金、低米價、重租税によるところの大衆の生活困難に主要な原因があります。この点にかんがみまして、政府はよろしく不当な首切りと大資本家本位の集中生産方式をやめまして、失業者の救濟、中小產業の保護、農業を破壊する天くだり強権供出制度の廢止、大衆課税の撤廃を断行いたしまして、勤労者の生活の安定と向上をはかるべきであります。

次に産児制限の問題についてであります。現在勤労大衆の生活が政府及び資本家の破壊的收奪政策のために極度の困難に追い詰められておることは、健全な受胎調節思想を普及いたしまして、また病弱者の妊娠中絶をはかります。現在市中に氾濫しております薬品や器具の中には、いかがわしいものが非真であるのであります。しかしながら、

常に多くのものであります。受胎調節にはあまり効果がなく、かえつて人体に障害をもたらすものも少くないのです。大きな薬品会社の中にあります。大きな薬品会社の中にまだ効果の確立しない薬品や用具を、官の認可を得るためにいろいろ策動いたしまして、またこれを雑誌、新聞社と結託いたしまして大々的に宣傳して、そうして暴利をむさぼつておるようなものも少くないのです。政府はよろしくこれらの悪質業者及び汚職官吏を徹底的に取締るべきであると思うのであります。

次に移民の問題について一言触れたいと思うのであります。私どもは、地球上のある陸地は人類のものでありますから、人間はたれでも自由に移住し、平等な待遇を受け得られるよう、そういう……。

○議長(幣原喜重郎君) 砂間君、申合せの時間が参りましたから簡単に願います。

○砂間一良君(続) 社会制度の確立を望んでおるのであります。かつて日本の軍閥、財閥どもは、人口問題、移民問題を帝國主義的侵略の道具に利用しました。アメリカや南米その他海外におきまして、日本移民の問題について種々な問題が発生したのも、その一半の責任はここにあると考えるのであります。私どもは、かかる政策には絶対反対であります。日本がもし眞に民主化された平和國家として出発するならば、民主的な海外諸國は喜んで日本移民を迎えるであります。従つて、

移民問題解決のかぎは、これを受け入れる海外諸國にあると言うよりは、むしろわれわれの内部にあると言うべき

であります。日本國家の民主化こそ移議案に賛成するものであります。(拍手)以上観点に立ちまして、私は本件問題解決の貢のかぎであると思うのあります。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。辻寛一君。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用は、元來事業經營と不可分一体をなし、事業主自らこれに当ることを本則とする。且つ、運用にあたつては、公共の利益を旨とし、資金の地方還元、加入者の福利増進を目途とすべきことは、両事業の公共性よりする当然の帰結である。

しかるに現在、本積立金は大部分大蔵省預金部資金に編入運用されてゐるために、両事業經營の自主性を害し、独立採算の基礎を危くしていふのみならず、地方公共團体等につては低利資金の融通を受けるに多大の不便を感じ、各種公共事業の遂行に障碍を與えている状況であつて、地方融資再開の要望は全國にわたりすこぶる熾烈である。

よつて政府は、速かに適当の措置を講じ、本積立金運用管理を常態

に復すべきである。

右決議する。

〔辻寛一君登壇〕

た簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず決議案を朗読いたします。

## 簡易生命保険及び垂僕年金積立 金の運用に関する決議案

簡易生命保険及び郵便年金積立金

の運用は、元來事業經營と不可分の體となつて、事業者由つて二名も三

体をなし、事業者自らこれに当るこ  
とを本則とする。且つ、運用にあたつ

ては、公共の利益を旨とし、資金の

地方還元、加入者の福利増進を目指す

と云ふことは、同業の公共性を示すものである。

しかるに現在、本積立金は大部分

大蔵省預金部資金に編入運用されて、る二つ二、兩事業基金の自主性を

したがために、同事業監督の自主性を害し、独立採算の基礎を危くしていく

るのみならず、地方公共團體等にあ

つては低利資金の融通を受けるに多くの不適を感じ、各種の決算業の業

大の不快を感じ、各種公私事業の遂行に障害を與えて、いる状況であつて、

地方融資再開の要望は全國にわたり

すこぶる熾烈である。

以上で政府は速かに過当の指揮を講じ、本積立金の運用管理を常能

に復すべきである。

右決議する。

以上であります

立金は現在総額百三十億円をこえる巨

衆議院会議録第二十七号 簡易生命保険業の運営と死亡率、事業費等の経営上の要素をよくくらみ合せて保険料率その他を定め、事業全般の運営をいたすのが当然であります。従つて、さきに國会を通過し、來る六月一日から施行の予定となつておられます。郵政省設置法、簡易生命保険法、郵便年金法におきましても、積立基金の運用は事業經營主体たる郵政大臣の所管のもとに置かれておるのであります。

しかるに、昭和二十一年一月二十九日付関係方面的指令に基きまして、現在におきましては、保険年金積立基金は、契約者に対する小口の貸付を除くとほかは、ことごとく大蔵省預金部に預け入れ、大蔵大臣の管轄のもとに運用せられることとなり、今日に至つておるのであります。その結果といいたしまして、本来不可分の建前で行かねばならぬ事業經營と資本運用とが引離され、兩事業の運行上いろいろな面に少からぬ支障を及ぼしておるのであります。その一、二をあげれば、簡易保険、郵便年金事業は、人件費や物件費を來しておるのであります。これをおこして、運用収益の増加に努めることができ、運用収益の増加がかかるに、事業の運営に創意くふうを凝らしておるのであります。これが運営費の節減、事業の合理化を行つ一面を打開して收支の改善をはかるには、確かに必要であるにかかわらず、この運用が預金部の手によつて行われ、通

省は単に年四分程度のあてがい扶持を受けるにすぎないという状態にあるのであります。簡易生命保険及郵便年金特別会計としては、眞の意味における独立採算制をとり得ない結果となつてゐるのであります。事業者として資産の運用に創意くふうを施す余地がないということは、ひいては從業員の勤労意欲の低下を招き、事業の進展に悪い影響を及ぼすこと、あらためて申します。でもありません。

さらに本積立金は、その運用を契約の募集と直結いたしまして、大体保険年金加入の度に應じて各地方に還元し、主として加入者層の福祉の増進となるような公共事業に供給することが兩制度創始以來の大眼目となつておるのであります。従前通信省の手で運用いたしておりました当時は、資金の地方還元が契約募集に対する市町村等の全面的協力を喚起いたしました。事業の普及発達に多大の寄與をなしていだのであります。預金部でこれを運用するようになつてからは、保険年金の加入とは何らの関連もなく行われます。する結果、契約の大量獲得といふ有力な道がとざされるに至つたのであります。

保険年金積立金の運用が預金部の手にあることは、かように両事業の健全なる進展にきわめて重大な障害を與えているのであります。他面資金の融通を受ける側の地方公共團體等の状況を見まするに、現在地方金融事情が困難をきわめており、その建直しが今日の大問題となつておりますることは御案内の通りであります。しかるに、通信省の手による保険年金積立金の地方

融資は古い傳統を持つておりますて、  
地方財政に多大の貢献をなした歴史があり、きわめて簡易低廉なる資金ルートとして親しまれていた関係もありまして、その再開に関する要望は全國にして、わたり頗る熾烈でありますて、右に関する本院に対する請願、陳情は、第二國会以來二百六十六件という、これこそ驚くべき多数に達しているのであります。

一方預金部資金中ににおける本積立の占むる地位について見まするに、大蔵省の資料によりますと、本年二月末現在預金部資金総額千百五十四億余円中、本積立金は七十八億余円、割合にしてはわずかに六・八二%にすぎないのではありますて、本積立金の運用移管を行いましても、預金部資金にされる影響を與えるものとは思われません。むしろこの運用移管によつて保険年金事業をさらには躍進的に発展せしめ、契約の増加による積立金の蓄積を大にし、公共事業資金の供給を潤沢ならしめるよう積極的な行き方をすることが國庫全体としてははるかに利益であると考えるのであります。加うるに、本積立金は簡易生命保険法、郵便年金法の規定により、その運用を公共團体、國債、地方債その他に限定し、かつ簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経なければならぬことになつておりますから、事業經營當局と財政当局との間の連絡よろしきを得れば、國家資金の一元的運用の大乘的見地よりするも大なる支障は來さないと信ずるのであります。

以上申し述べました理由によりまして、簡易保険、郵便年金積立金の運用

管理は、現在の臨時措置を改め、これを事業経営主体たる郵政大臣の所管に復することが適当である。政府はすみやかに右に開する所要の措置を講ずべきものと認め、通信委員会を構成する二十五名の議員相諾りまして、所属各派の共同提案として本決議案を提出いたした次第であります。私どもは、決していわゆるなわ張りの拡張とか所資の争いとかいうような、けちな氣持で本件を論じてゐるのであります。ただ簡易生命保険、郵便年金の当事業が、九千万をこえる契約件数、千四百億円をこえる契約高を擁して國民の経済生活の安定と社会福祉の増進に重大の寄與をなしておる事業を思ひ、他面ほうよいとして起つておる地方融資再開を要望する國民の声に應じて本問題を解決することは刻下喫緊の要事と考えまして、あえて本決議案を提出して政府當局の善処を要望いたすものであります。何とぞこの趣旨を了とせられまして、満場一致御賛成あらんことを希望いたす次第であります。(拍手)

議決に相なりました簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案の趣旨は十分子承をいたしました。政府におきましても、つとにこの必要を認めまして、あらゆる角度からこれが実現方に努力して参つたのであります。が、諸般の客觀情勢が今日までその実現を許さなかつたことは、まことに遺憾に存じておる次第であります。しかしながら、ただいま講場一致をもちまして、こういう決議案が決定になりました以上は、ここに勇氣百倍、一意専心この目的にすみやかに努力するよう心に協力する次第であります。

○本問後一君 ただいま上程されまして、昭和二十一年度予備費、同特別会計予備費並びに昭和二十一年度一般会計予備費、同特別会計予備費につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十一年度予備費の予算額は二十億円であります。同年五月十六日から同二十三年三月三十日までの間におきまして十九億七千七百九十余万円を使用いたしております。そのうちおもな事項は、経済安定本部機構拡充並びに地方経済安定局設置に必要な経費、費用、経済監視官設置に必要な経費、給與特別措置費の補足に必要な経費等であります。

次に、同二十一年度特別会計予備費の予算額は六十九億六千八百九十余万円であります。が、予備費を使用いたしました特別会計は地方分與税分與金等の八特別会計であります。使用額四十八億八千九百四十余万円のうち、おもな事項は、薬たばこ購入に必要な経費、農業再保険に必要な経費、キヤスリーン台風による災害復旧に必要な経費、給與改善に必要な経費等であります。

委員会は、本件の審査にあたりまして、政府当局の説明を聴取の上、会計検査院の検査報告書をも参照して検討を加えたのでございますが、詳細は速記録に譲ることといたしまして、五月六日質疑を打切り討論に入り、共産党の井之口君から、予備費の使用が本案の目的に沿つて行われておらず、災害復旧費等不測にして急を要する費事に、はごく僅少の費用しか使われていない、これが理由で全面的にこれと認められ

旨の意見が述べられました。民主自  
由党の川端君より、一般会計のうち内  
閣所管三件、文部省所管一件、運輸省  
所管一件、計五件に対しても承諾を與  
えず、これを除いて他はすべて承諾を  
與うべきものと議決すべきであるとの  
動議が提出され、採決の結果、多數を  
もつて右動議の通り議決いたしました。  
た。  
次に、昭和二十三年度一般会計予備  
費、同特別会計予備費につき承諾を求  
める件につきまして御報告申し上げま  
す。  
昭和二十三年度一般会計予備費の予  
算額は六十五億円であります。この  
うち、同二十三年四月九日から同二十  
三年十二月二十四日までの間において  
五十一億千五百六十万余円を使用いた  
しております。そのうちおもな事項は、  
検察審査会法の施行に必要な経費、家  
庭裁判所の新設に必要な経費、徵稅費  
の増加、震災風水害應急救助に必要な  
経費、農業共済保険実施に必要な経費  
等であります。  
次に、昭和二十三年度において予備  
費を使用いたしました特別会計は専賣  
局等の十特別会計であります。使用  
総額二十二億八千六十余万円のうち、  
おもな事項は、たばこ專賣、健康保険  
給付費並びに物件費等の單價増に伴う  
必要な経費等であります。  
委員会は、本件につきまして昭和二  
十二年度予備費とあわせて審査を行い  
ましたが、五月六日、民主自由党的川  
端佳夫君より本件に対して承諾を與う  
べきものとの動機が提出せられ、採決  
の結果、多數をもつてさよに議決いた  
した次第であります。

右つつしんで御報告を終ります。(拍手)  
○議長(幣原喜重郎君) ただいま委員長の報告がありました四件を一括して採決いたします。昭和二十二年度予備費使用総調書中、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費を含むものといたしまして、その他の委員長の報告は承諾を與りました。それと並んで、水路図誌回収に必要な経費については、委員長の報告は承諾を與りまして、その他は承諾を與るべきものと決したのであります。四件を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君)　日程第四、特殊財産資金歳入歳出決算、日程第五、昭和二十一事業年度の持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産に関する財産目録及び收支計算書、日程第六、昭和二十二事業年度前期持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産に関する財産目録及び收支計算書、日程第七、昭和二十二事業年度後期持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書、右四件は同一の委員会に付託された案件でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長木間俊一君。

し、委員会の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本件は、さきに第三國会に提出せられたものであります。審議未了のまま今國会に持越されたものであります。この特別会計は、本邦、中華及び南方の諸地域においてわが國が没收しまたは管理下に收めた敵産を活用し、生产力拡充及び軍事力の増強をはかることを主たる目的として昭和十八年三月設置され、同二十二年三月廢止に至るまでの期間を一會計年度としたもので、一般会計からの繰入金と、沒收財産で國の所得となつたものをもつて資金とし、この資金をもつて管理敵産の運用または在外法人に対する物的出資及び特定人に対する貸付等に運用せんとしたものであります。

今その決算の概略を申し述べますれば、歳入の収入済額は七千九百五十九万余円、歳出の支出済額は十四万八千余円であります。差引七千九百四十四万二千余円の剩余を生じておりますが、そのうち本資金に属する財産の減價償却に九万六千余円を充當して、差引残余の金額七千九百三十四万五千余円を本会計の資金に繰入れて決算を終了いたしております。詳細は速記録をごらんいただくことといたしまして、採決の結果、多数をもつて本件は是認すべきものと議決いたしました次第であります。

次に株式会社整理委員会等に関する經理でございますが、これも審議の経過は速記録に譲ることといたしまして、質疑を終了、討論に入り、共産党の井之口君から、いわゆる昭電事件から見れば、同社の社長更迭は株式会社

整理委員会の同社についての株主権の行使が適正を欠いた一事例で、将来もこの種のことが惹起される懸念がある、放出した株式は再び元の所有者の手にもどり、株価上りの利益を元の所有者に收得せしめることとなるとの理由から承認ができないとの意見が開陳せられたのであります。採決の結果、多数をもつて異議なきものと議決いたした次第であります。

右つつしんで御報告申し上げます。(拍手) ○議長(幣原喜重郎君) ただいま委員長の御報告がありました四件を一括して採決いたします。四件を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて四件は委員長報告の通り決しました。

第八 價格調整公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第八、價格調整公團法の一部を改正する法律案、日程第九、過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

小野瀬忠兵衛君  
長の報告を求めます。経済安定委員長  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

### 價格調整公團法の一部を改正する法律案

價格調整公團法の一部を改正する法律

價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二号)の一項を次のように改正する。

第二十條第五項中「當該官吏」を

「物價廳長官の定める價格調整公團の役員若しくは職員」に改め、同條第六項中「當該官吏」の下に「又は價格調整公團の役員若しくは職員」を加える。

第二十一條の次に次の一條を加える。  
第二十二條の二 物價廳長官は、價格等の適正な調整を図るために必要な調査等の実施を命ずることとする。

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

規定期の適用を妨げるものでない。(実施規定)

第四條 この法律に関する施行手続その他の執行について必要な事項は、政令で定める。

第一 この法律は、公布の日から施行する。

第二 附則第三項の規定は、前項の規定にかかわらず、第一條に規定する政令で定める日から施行する。

第三 第二十三條の改正規定は、昭和二年四月一日に施行する。

第四 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第五 第二十三條の改正規定は、昭和二年四月一日に施行する。

第六 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第七 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第八 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第九 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十一 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十二 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十三 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十四 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十五 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十六 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十七 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十八 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案

第十九 第二十一條勅令第二百三十三号の規定による株式会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案



律第六十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」  
の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加  
え、同條第二項中「前項」を「第一  
項」に改め、第一項の次に次の二  
項を加える。

定メラレタル同號ノ面積ニ代  
ルベキ面積ガアルトキハ其ノ  
面積)ヲ超ユル場合但シ市町  
村農地委員會ガ都道府縣知事  
ノ認可ヲ受ケテ當該權利ヲ取  
得セントスル者ノ營ム耕作又  
ハ養畜ノ業務ヲ適正ト認メタ  
ル場合ヲ除ク

ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ來  
れニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的  
ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

牧又ハ農地ノ開發若ハ農地ノ開  
發ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的  
ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四ノ二第三項として次の一  
項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十  
二條及前條ノ規定ハ薪炭林、採  
草地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他  
其ノ使用收益ヲ目的トスル契約  
ニ付之ヲ準用ス但シ此等ノ規定  
ノ指定スルモノトス

ハ「小作官又ハ小作主事」トア  
又は畜産ノ事務ニ從事スル都道  
府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事  
ノ指定スルモノトス

ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場  
合ハ此ノ限りニ在ラズ

第九條に第七項として次の一項  
を加える。

但シ賃貸借ノ解約ガ小作主事及  
農地ノ賃貸借ニ附シタル解除條  
件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザ  
ルモノト看做ス

第九條ノ二第三項中「第九條ノ  
三各號」を「第九條ノ三第一項各  
號」に「同條」を「同項」に改める。  
第一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲  
シタル場合ニ之ヲ當該許可ニ  
係る農地ノ面積が五千坪ヲ超エ  
ルトキ(同一ノ事業ノ目的ニ供  
シ被選擇權ヲ有スル者ニ就キ當  
該區分ニ選擇權ヲ有スル者ノ選  
擇シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
一 北海道ニ在リテハ五段歩、  
都府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超  
ユル面積ノ小作地ニ付耕作ノ  
業務ヲ營ム者

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ  
面積ノ小作地ヲ所有スル者  
ノ所有シ且ツ小作地ニ付耕作  
ノ業務ヲ營ム者ニシテ前二號  
ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ  
面積ノ小作地ヲ所有スル者  
ノ所有シ且ツ小作地ニ付耕作  
ノ業務ヲ營ム者ニシテ前二號  
ニ該當セザルモノ

ノ認可ヲ受ケテ當該權利ヲ取  
得セントスル者ガ當該權利ヲ取  
得セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條第二項第三号中「農地  
關係」を「農地關係等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」  
を「第十三項」に改め、同條第三項  
を次のように改める。

委員ハ左ノ各號ノ區分ノ一ニ屬  
する。シ被選擇權ヲ有スル者ニ就キ當  
該區分ニ選擇權ヲ有スル者ノ選  
擇シタル者ヲ以テ之ニ充ツ  
一 北海道ニ在リテハ五段歩、  
都府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超  
ユル面積ノ小作地ニ付耕作ノ  
業務ヲ營ム者ニシテ前二號  
ニ該當セザルモノ

第九條ノ三第一項及び第四項中  
「前條各號」を「前條第一項各號」に  
改める。

第九條ノ三第一項中「行政官廳」  
を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に  
第一項各號」を「第九條ノ三  
第一項各號」に改める。

第九條ノ六を次のように改め  
る。

第九條ノ六を次のように改め  
る。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創  
設特別措置法第四十一條第一項  
第一項各號」に改める。

第九條ノ六を次のように改め  
る。

第一項各號」を「第九條ノ三  
第一項各號」に改める。

「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。

「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。  
小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同じ  
第十五條ノ第二項の次に次の二項を加える。  
前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ營ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依シ權利、地上權、永小作權又は質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ  
前項ノ規定ニ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル同項ニ掲タル權利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ有スルモノト看做ス  
第十五條ノ第二項の次に次の二項を加える。  
第三項及第四項ノ規定ニ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地臺帳ニ登録セラレタル地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員會當該地積ヲ以テ著シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）、土地臺帳ニ登録セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員會ノ定メタル面積トス  
第三項各號ノ區分ハ選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者ノ登記セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿ノ區分ニ依ル但シ選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名

選舉人名簿ニ登載セラレザル者  
ニシテ選舉人名簿ニ登載セラレ  
ベキ確定判決書ヲ持スル者ノ  
選舉權ノ區分ニ付亦同ジ  
第十五條ノ二第十一項を次のように改める。  
條三項ノ規定ニ依リ選舉セラル  
ベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ一  
區分ニ屬スル者ニ在リテハ二  
人、同項第二號ノ區分ニ屬スル  
者ニ在リテハ二人、同項第三號  
ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ六  
人トス

第十五條ノ二第十二項後段を次  
のよう改める。

此ノ場合ニ於テ同項各號ノ區分  
ニ屬スル者ニ付増加スペキ委員  
ノ定數ノ比率ハ前項ニ規定スル  
委員ノ定數ノ比率ニ等シキコト  
ヲ要シ且增加スペキ委員ノ定數  
八十人を超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ  
親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニ  
テ年齢二十年以上ノモノ」を、同  
項に次の但書を加え、同條第二項  
中「第四項」を「第五項及第九項」に  
改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村長  
農地委員會ガ省令ノ定ムル所ニ  
依リ耕作ノ業務ニ當時從事セザ  
ル者ト認メタル者ハ此ノ限ニ在  
ラズ

第十五條ノ四から第十五條ノ八  
までを次のように改める。

第十五條ノ四 市町村農地委員會ノ委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其ノ選舉資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各號ノ區分每ニ市町村農地委員會委員選舉人名簿ヲ調製スベシ  
前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス  
選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム小作地(第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム)ノ面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選舉人ニ付テハ氏名及生年月日等ヲ記載スルヲ以テ足ル  
第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選舉人名簿ニ登載セラレタ  
第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

投票立會人タルベキ者一人ヲ定メ選舉ノ期日前二日迄ニ投票管轄理者ニ之ヲ届出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨ゲズ  
前項ノ届出アリタル者(委員候補者タルコトヲ除キ以下同ジ)第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付投票立會人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スルモノ投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ一人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ當該投票區ニ於ケル當該區分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムベシ但シ委員ノ選票ヲ行ハザル區分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第十五條ノ七 榆議院議員選舉法  
第二條、第十三條乃至第十七條、第一項乃至第九項第十一項ノ規定ハ第百四十一條及第一百四十六條並ニ衆議院議員選舉法中改正法律

(昭和二十年法律第四十二號)  
附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ農業院議員選舉法第十三條第一項中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十九日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十二月十九日至アルハ次年ノ三月四日トス  
第十五條ノ八 地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第三十四條第一項、第三十五條第一項、第三項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三項第四項、第三十三條乃至第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第二項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條乃至第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第一項第三項、第六十三條、第六十六條第一項乃至第六十一條、第六十二條乃至第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第一百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及鄰道府縣ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ地方法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ

「農地 調整法第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五条第一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五条第一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは百四十一條」トアルハ「農地調整法第五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めること」ができます又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができず若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき（市町村農地委員会の委員の任期満

了前六箇月以内に当選人に不足する者は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において市町村の選舉管理委員会が都道府縣知事の承認を得たときを除く。」ト、第六十三條第一項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれら的事情を生じた場合において第五十五条第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者が当選人とならなかつた者があるときは」トアルハ「当選人とならなかつた者があるとき、又は」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第百四十條第二項」トス  
第十五條ノ九を第十五條ノ二十とし、第十五條ノ十を削る。  
第十五條ノ十五第二項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條を第十五條ノ九とする。  
第十五條ノ十六を第十五條ノ十二とする。  
第十五條ノ十一を次のように改める。

レタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有ス  
市町村農地委員會ノ委員ノ被選舉權ヲ有スル者ハ當該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ被選舉權ヲ有ス  
第十五條ノ十二を第十五條ノ二十三とする。

第十五條ノ十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ十二 都道府縣農地委員會ノ委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス  
前項ノ選舉區ハ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ省令ノ定ム  
ル所ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員會之ヲ定ム  
都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉管理委員會ノ選舉人ノ住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム  
第十五條ノ十三を次のように改める。

第十五條ノ十三 都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ニ關スル事務ハ都道府縣農地委員會ノ選舉管理委員會ノ選舉人ノ住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十四第一項を次のよう改め、同條を第十五條ノ三十一とする。

主務大臣ハ中央農地委員會ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ十三の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十四 都道府縣ノ選舉

管理委員會ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員會委員選舉人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於準用スル第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ從ヒ各選舉區毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人ノ縱覽ニ供スベシ前項ノ選舉人名簿ニハ氏名及其ノ者ノ屬スル市町村農地委員會ノ名稱等ヲ記載スベシ  
地方自治法第二十六條第一項第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選舉人名簿ニ付之ヲ準用ス  
第十五條ノ十五 都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ノ投票區ハ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ定ム  
ル所ニ依ル  
前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ告示スベシ  
第十五條ノ十六 都道府縣ノ選舉管理委員會特ニ必要アリト認ム  
ルトキハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ノ開票區ヲ設クルコトヲ得  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十五條ノ十七 第十五條ノ二第二項中「議決」の下に「決定又ハ裁決ヲ含ム」を加え、同條を第十五條ノ二十八第一項及び第二項乃至第十三項第十四項本文及第十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス  
第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「決定又ハ裁決ヲ含ム」を加え、同條を第十五條ノ二十九及

び第十五ノ二十中「第十五條ノ十一  
五」を「第十五條ノ九」に改め、第十  
五條ノ十九を第十五條ノ三十一と  
し、第十五ノ二十を第十五條ノ三  
十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條  
を加える。

第十五條ノ十八 地方自治法第十  
七條、第二十一條、第二十四條  
第一項第三項第四項、第三十七  
條第一項乃至第四項第六項第七  
項、第二十九條、第三十一條第一  
項、第三十二條第一項第三項第  
四項、第三十三條、第三十四條、  
第三十五條第一項、第三十六條  
第一項、第三十七條、第三十九  
條、第四十條、第四十一條第一  
項、第四十二條乃至第五十二  
條、第五十三條第一項乃至第三  
項第九項乃至第十一項、第五十  
五條乃至第五十七條、第五十八  
條第一項第三項乃至第六項、第  
五十九條乃至第六十一條、第六  
十二條第一項第二項、第六十三  
條、第六十四條、第六十六條第  
一項乃至第四項第七項第八項、  
第六十七條、第六十八條第二項  
第三項、第六十九條、第七十條、  
第七十二條第一項第二項、第七  
十三條及第一百二十八條ノ規定ハ  
普通地方公共團體ノ長及市町村  
ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部  
分ヲ除クノ外都道府縣農地委員  
會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス  
但シ地方自治法第四十條及第四  
十七條中「第三十條の規定」トア  
ルハ「農地調整法第十五條ノ十  
七において準用する第十五條ノ十

第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第四十一條」トアルハ「農地調整法第五十五条ノ二十一」ト、第六十二条第一項中「選舉を行わないで当選人を定めるにもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選舉区における議員の定数（選舉区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至ったとき」トアリ、第六十三條第一項中「選舉を行わないで当選人を定めることができず若しくは選舉を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選舉区における議員の定数（選舉区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選舉を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府県農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当

選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選舉管理委員会が主務大臣の承認を得たとときは「ト」、第六十三条第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議會の議員に欠員を生じた場合」トアル「都道府縣農地委員會の委員に欠員を生じた場合」ト、「當選人とならなかつた者が第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選人とあるとき、又はその期限経過後にこれら的事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選とならなかつた者があるときは」トアルハ「當選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二条第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第三項」トアルハ「第十章及び第百四十條第三項」トス

五條ノ十二第一項ニ規定ズル選  
擇區每ニ當該區分ニ屬シ其ノ者  
ト同一ノ選舉區ニ於テ市町村農  
地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有ス  
ル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得  
テ第十五條ノ第十七ニ於テ準用  
スル第十五條ノ第二第三項ノ規定  
ニ依リ當該選舉區ニ於テ選舉セ  
ラレタル都道府縣選舉委員會ノ  
委員ニシテ當該區分ニ屬スルモ  
ノノ全員ノ解任ヲ命令ノ定ムル  
所ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委  
員會ニ請求スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依ル請求アリタ  
ルトキハ都道府縣ノ選舉管理委  
員會又ハ市町村ノ選舉管理委員  
會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示スル  
ト共ニ都道府縣知事及都道府縣  
農地委員會又ハ市町村農地委員  
會ニ之ヲ通知スベシ  
前項ノ告示アリタルトキハ第一  
項及第二項ノ請求ニ係ル委員ハ  
其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ  
第一項及第二項ノ規定ニ依ル委  
員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ  
委員ノ全員ノ選舉アリタル日ヨ  
リ六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ  
第一項及第二項ノ選舉權ヲ有ス  
ル者トハ第十五條ノ第一項ノ  
規定ニ依リ調製セラレタル選舉  
人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載  
セラレタル者トシ其ノ三分ノ一  
ノ數ハ都道府縣ノ選舉管理委員  
會又ハ市町村ノ選舉管理委員會  
ニ於テ選舉人名簿確定後直ニ之  
ヲ告示スベシ

ル者ノ登載セラレタル選舉人名  
衆議院議員選舉法第二十九條及  
第三十條第一項ノ規定ハ第一項  
及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之  
ヲ準用ス但シ第二十九條中「但  
シ選舉人名簿ニ登錄セラルベキ  
確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日  
投票所ニ到ル者アルトキハ投票  
管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシ  
ムベシ」トアルハ「但シ確定判決  
ニ因リ選舉人名簿ニ登載セラル  
ベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス  
第十五條ノ二十 都道府縣ノ選舉  
管理委員會ハ本法ニ依リ市町村  
ノ選舉管理委員會ノ權限ニ屬セ  
シメタル事項ニ付市町村ノ選舉  
管理委員會ヲ指揮監督ス  
農林大臣及全國選舉管理委員會  
ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選舉管  
理委員會ノ權限ニ屬セシメタル  
事項ニ付都道府縣ノ選舉管理委  
員會ヲ指揮監督ス  
地方自治法第一百五十一條第一項  
ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準  
用ス  
第十五條ノ二十一を次のように  
改める。  
第十五條ノ二十二 市町村農地委  
員會ノ委員、都道府縣農地委員  
會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ  
委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ  
都道府縣農地委員會ノ委員ハ都  
道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌル  
コトヲ得ズ  
第十五條ノ二十二を第十五條ノ  
三十四とし、第十五條ノ二十一の  
次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ  
二年トス  
特別ノ事由アルトキハ都道府縣  
知事ハ第十五條ノ二第十三項  
(第十五條ノ十七ニ於テ準用スル  
場合ヲ含ム)ノ規定ハ依リ選  
任シタル市町村農地委員會ノ委  
員又ハ都道府縣農地委員會ノ委  
員ヲ解任スルコトヲ得  
第十五條ノ二第十四項本文(第  
十五條ノ十七ニ於テ準用スル場  
合ヲ含ム)ノ規定ハ前項ノ場合  
ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアル  
ハ總委員ノ過半數トス  
地方自治法第九十三條第二項乃  
至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ  
付之ヲ准用ス  
第十五條ノ二十三の次に次の二  
條を加える。  
第十五條ノ二十四 委員ハ自己並  
ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關  
スル事件ニ付議事ニ參與スルコト  
トヲ得ズ但シ市町村農地委員會  
又ハ都道府縣農地委員會ノ同意  
アリタルトキハ會議ニ出席シ發  
言スルコトヲ得  
第十五條ノ二十五の次に次の二  
條を加える。  
第十五條ノ二十六 地方自治法第  
百二十七條第一項第三項第四項  
及第百二十八條ノ規定ハ市町村  
農地委員會又ハ都道府縣農地委  
員會ノ委員ノ資格ノ有無ノ決定  
ニ付之ヲ准用ス  
第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ  
依ル市町村農地委員會ノ處分  
(第十四條ノ四又ハ農地調整法  
の一部を改正する法律(昭和二



の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取れたりした者に対しこれをもつて対抗することができる。

第五十一条第一項本文中「自作農

となるべき者は当該農地につき所有権その他の権利を有する者が」を「自作農となるべき者が同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内に」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、同條第三項中「牧野にあつては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野にあつては」に改め、同條第二項として次の二項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者は建物につき賃借権を有する者並びにこれら者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られている場合

二、宅地又は建物の所有者が近く自ら使用することを相当とする場合

三、宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合

第四十一条の二第四項中第二号以下を「号」に改め、第二号として次の二号を加える。

二、昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の

目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員會」を「都道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員會」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることができる。

第五十一条第一号中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「當該官吏」を「當該官吏（吏員）」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條前條中自作農創設特別措置法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買収計画が公告されたものについては適用しない。

第十條この法律施行前に自作農創設特別措置法第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内」とあるのは「この法律施行後一箇年以内」と読み替えるものとする。

第十一條小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のよう

本法律案の内容は明瞭でありますので、質疑及び討論を省略いたし、去る十日表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

第二十九條第一項中「調停ニ適

在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依り設置セラレタル農地委員會ノアルトキハ當該

市町村農地委員會以下同ジ）及市町

町村農地委員會」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「當該官吏」を「當該官吏（吏員）」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條前條中自作農創設特別措置法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買収計画が公告されたものについては適用しない。

第十條この法律施行前に自作農創設特別措置法第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内」とあるのは「この法律施行後一箇年以内」と読み替えるものとする。

第十一條小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のよう

本法律案につきましては、民自党野議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員會ヲシテ勧解ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ當該爭議ニ付既ニ市町村農地委員會ノ勸解ヲ經タル場合其ノ他争議ノ實情ニ鑑ミ市町村農地委員會ノ勸解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農地委員會又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第十七條の次に次の二條を加える。

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

本法律案につきましては、昨十一日

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員會に推薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第十二條市町村農地委員會及び都道府縣農地委員會の委員の任期等に関する特例に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十三号）

は、廃止する。

第三十條第一項中「調停ニ適

在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依り設置セラレタル農地委員會ノアルトキハ當該

市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第十三條中「市町村長及郡長」

を「市町村農地委員會及市町村長に改める。

第十四條市町村農地委員會及び都道府縣農地委員會の任期等に関する特例に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十三号）

は、廃止する。

第三十條第一項中「調停ニ適

在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依り設置セラレタル農地委員會ノアルトキハ當該

市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第十五條中「市町村長及郡長」

を「市町村農地委員會及市町村長に改める。

第十六條中「市町村長及郡長」

を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十七條中「市町村長及郡長」

を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農地委員會又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第十七條の次に次の二條を加える。

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

本法律案につきましては、昨十一日

は、改正する法律案、内閣提出、參議院送付、酪農業調整法を廢止する法律案並びに内閣提出、農地調整法の一部を改正する等の法律案以上三案につき改訂したところ、全会一致をもつて、審議の経過及び結果の大要を御報告申上げます。

競馬法の一部を改正する法律案の目的並びに趣旨は、現行法による戰災を受けた市のみならず、著しく灾害を受けた町村に対しても、内閣總理大臣が指定した場合には競馬の挙行を認めます。

質疑を行い、社会党石井委員、共産党深澤、竹村両委員より第三次農地改革の見通しいかんとの質問に対し、政府



讀せられましたごとく農地改革は、多年封建的なからに閉じ込められておりましたわが農村を革命的に解放いたしましたのであります。今やこの改革は、おむねその所期の目的を達成いたしました結果、わが農村におきますところの階級的闘争は著しく変貌を遂げたのであります。すなわち、從來の多数小作人はそれ／＼自作農の地位を確保いたしたのであります。今やわが農村は、まつたくここに新しき姿となつたのであります。またこの法律は、この新しく変貌を遂げたるところの農村の実態によりまして改正せられたものであります。またこの法律は、不在地主の定義等に關して若干の改正を含んでおるのであります。これもとより当初の法律の中に当然規定せらるべきことはあります。またこの法律は、不動産等により事が当然でありますがために規定のものであります。かくのごとく、きわめて当然なことを当然として規定せられなければならないことは、当然であります。これが規定のなつて明らかなのであります。かくのうちに、その間につけこんで農村に階級闘争の毒ガスを吹き込み、平和なるところの農村をいたずらに攪乱するがごとき一部不穏なる分子がおるがために規定しなければならなかつたのであります。

る指令は、ただいま石井君がございね  
に朗読せられました通り、この内容  
は明らかに第三次農地改革を行うこと  
を指令したものではなく、第二次農地  
改革を完全に実施することを指令いた  
したものでありますことは、社会党の  
諸君が日本の農村をもう一度よくな  
がめ渡して、あらためて今の指令を冷  
静に朗讀せられるならば、よく御了解  
になるところと思うのであります。す  
なわち、この改正こそはこの極東委員  
会の指令に完全に合致するものであ  
り、その要請にこたえるものであるこ  
とを確信いたしまして、原案の通り可  
決すべきものであることをここに主張  
いたすものであります。(拍手)

○議長(櫻原重郎君) 深川義守君。

○深川義守君(櫻原重郎君登壇) 深川義守君。

○深川義守君 大だいま提出されまし  
た本案に対しまして、日本共産党を代  
表して反対の意を表明するものであり  
ます。

の石井君が読み上げられたのであります。が、その中には、日本の農業機構を根絶しなければならないと言つておるのではあります。さらに、今後といえどもこの農地改革を遂行すべしとしうとがその趣旨であります。おそらくこの極東委員会の諸原則は、吉田内閣が成立することによつて農地改革は中絶されるであろうと期待しております。ところの全日本の農村の保守勢力に對しまして、またあらゆる機会において吉田内閣の森農相が、農地改革は行き過ぎであつた、すでに農地改革は完了しているという御意見に對するところの嚴肅な批判であるとわれくへは考へるのであります。(拍手)

えんとしておるのが本案の内容であります。  
さらに第二の点につきましては農地改廃の問題であります。このたびの改正によりまして、五千坪以上の農地改廃が農林大臣の承認によつて行なわれることになつておりますが、從来中央におきましては中央農地委員会なるものがあつたのでありまするが、これは諸間機関として有名無実の権限しか持つていないのであります。われわれは、かかる農地改廃を行なう場合におきましては、中央農地委員会を協議機関いたしまして、各縣の都道府県農地委員をもつて選舉したところの委員によつて構成される協議機関をつくり、中央農地委員会の議決によつて農地改廃を許すということにしなければ、はなはだ危険であると考えるのであります。  
第三点は、小作料等の改訂の手続が非常に簡易になつたことであります。まことに、土木工事費など、いよいよ

ないと思うのであります。  
さらに市町村農地委員会の構成の問題でありまするが、これは地主二、作二、その他六というような構成にして行われておるのであります。先ほど平野議員も言つたように、農村の級構成がかわつておりまするがゆに、在來の構成をもつしては不適であるということは、われくは認められておりまするが、農地調整法の目的にもござりまするよう、この農地調整の目的は耕作者の利益を目的としておるのでありまするから、耕せざる所有者を農地委員会に加えるいうことは、まことに法の趣旨に反るのであります。従つてわれくは全村の耕作する農民を基礎としたとして、全村の選挙によつて農地委員会は構成さるべきである、こういう考を持つておるのであります。

まづ 日本民主作の基盤であるところの農地改革が、いまだ十分に行われてないがために、全日本の働く農民の間から第二次農地改革の完遂の熱烈な要求が出て いるのであります。それにともかかわらず、この第二次農地改革完遂に逆行するところの本案を提案するに対しましては、われ／＼は絶対に反対せざるを得ないのであります。

さらに、五月八日発表されましたところの極東委員会の農地改革に対するところの諸原則におきましても、このたびの本案の改正が相反する結果になることをわれ／＼は指摘しなければならないのでございます。極東委員会の農地改革の諸原則は、ただいま社会党

よつて、おそらく今後の日本の農村の耕作面積がいよいよ零細化されるところの危険をわれわれは感ずるのでございます。農地改革が行われる以前におきましては、日本の耕作面積は一人当たり一町以上であつたのでござりまするが、農地改革後の今日におきましては七反余に減少しているといふ事実は、この農地改革を機会といたしまして日本全國に土地の取上げが行われているということであります。農林省の統計におきましても、二十五万件以上の土地取上げが行われておることが明らかになつておるのであります。この土地の零細化に対し、さらに拍車を加

從來政治的・社會的情勢は、小作料の値下げの要求が強かつたのであります。が、その時代におきましては、小作料改訂も市町村農地委員会で決定し、さらに知事の認可を得なければならぬ。その場合においては農地委員会の承認を得なければならない、といううらうな複雑な手続になつておつたのであります。しかしに、最近の傾向といわしましては、小作料値上げの傾向が非常に強いのであります。このときにもうまとして、おそらく全日本の働く農民譲ります。しかるに、最近の傾向といいましては、小作料改訂の手続を簡易化するということは、いたずらに小作料の値上げを促進するという結果になります。まして、おそらく全日本の働く農民譲ります。

これは市町村農地委員の間接選挙たのでありまするが、有権者による接選挙によつて府県農地委員会は構成されるべきであるといふ見解を持つてゐるのであります。

さらに自作農特別措置法の改正でありまするが、先ほど平野議員は、不動産地主の範囲を拡張したことに対しまして賛成せられておるようであります。が、不在地主の範囲を拡張することによつて今後の農地改革というものが出来常に小作人に不利に傾くといふ間違いなしの事実であります。従つてわれわれは、この不在地主の範囲を拡張する法案に対しましては断じて賛成で

えんとしておるのが本案の内容であります。

ないと思うのであります。

るところができないのであります。(拍手)

それから第十五條の宅地、建物の買收でありまするが、耕地が農民に保障せられまして、完全なる自作農になる

同時に、名の居住地となるの宅地、建物が保障されなければ、まだ完全なる自作農の創設とは言えないであります。自作農特別措置法の第十五條には、この宅地、建物の買収は規定せられておるのでありますするが、このたびの改正によりましては、この宅地、建物の買収が非常に困難になる内容を持つておるのであります。こういう意味において、われくは自作農創設の意味から申しまして、この宅地、建物の買収を制限するがごとき方向に対しては断じて賛成することができないであります。

以上の点を指摘いたしましてわれわれは本案に対し絶対に反対するものでありまするが、本法案を支持するところの議員の皆様、あるいはこれを支持するところの政黨の諸君に対しましては、おそらく全日本の働く農民が一大攻撃を加えるであろうということを私は附言いたしまして、本案に対して絶対反対の意を表明するものであります。

○議長(幣原喜重郎君)　吉川久衛君。  
〔吉川久衛君登壇〕

あるとしたしませうならば、農地制度の選出に際しましては、階層別の比率をもつて選出するということではなくて、むしろ地主的な、あるいは小作的な自作農、それらの立場を解消しまして、全村的に公選をするということよな方法がとられなければならぬと思つたのであります。しかしながら、私どもの見るところでは、まだこれが完全に行われておりませんから、現段階といふたしましては、地主が二人、小作が三人、自作農が六人であるというこの比率は、ただいまのところ妥当であると考えるものであります。

しかる後に決定するというような態勢を今後望んでやまないのであります。農地調整法を初めとしたしますの農地改革の一連の法律は、日本の民主化のために非常な効果をもたらしたものであるということは、われくはこれを認めなければなりません。しながら、政府や輿論の諸君のお考えによりますと、農地改革はその目的を完遂されたように言われるのであります。が、私どもの見るところでは、まだ完全にこれが行われていないといふことを見逃すことはできないのであります。もし政府の言われるような状態で

が何をあせつてか、十分に審議をさせられないで、<sup>は</sup>審議の力で審議を打ち切られたらしいことは、私はまことに遺憾にたえないものであります。われくへは、かような重要な問題は十分審議させて、

角的な農業經營のために必要とするような特別な措置がとられない限り、私どもは、當農を無視したところの、當農の伴わないところの非耕地重点主義の開放の方針は決して理想的な農地開放でないということを断言せざるを得ないのであります。

五月八日發せられましたところの日本における農地改革の諸原則の末項に、これらの目的のために明白にされておりますところの諸措置の基盤たる根本原理はさらに繼續して適用されなければならぬ、とあります。政府はこの線に向つて十分農地開放の趣旨を徹底されなければならないと思うのであります。この点は、民自党の平野君が述べられたと同じように、私は第二次農地改革を徹底的に遂行せよという指令であると解釈するのであります。

しかししながら日本の農業經營の方向は、好むと好まざるとにかかわらず、立体的な、多角的な、集約的な農業方向に轉向せざるを得ない現状から考えまするときに、これらの法規の中に探草地、牧草地、薪炭林等の未墾地の開放の内容は盛つておりますけれども、これは開発のための未墾地の開放規定でございまして、農地開放によりまして、いやが上にも零細化されましたところの日本の農業經營が、今申し上げましたような百八十度の轉換をしなければならないとすれば、どうしても薪炭林、牧草地、探草地等を多角的に經營するところへ至らる

諸原則に對して、若干の矛盾があるのではなかろうか、ということを私は心配しているものであります。その他の諸点に関しましては、大体においてこれを了とするものであります。

○議長(櫻原喜重郎君) これにて討論線に沿つて十分な配慮をされんことを要望いたしまして、賛成の意を表すするものであります。(拍手)

○議長(櫻原喜重郎君) は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず日程第十及び第十一を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長の報告の通り決する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

次に日程第十二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

階層的に操縦してこれを巧妙して駆  
がすいたと いうような滑諂的な考え方  
では、絶対に協同農村の建設はできな  
いと思います。私どもは、あくまでお  
反感憎惡の態度をもつて今までの地主  
であつたもの、現在のきわめて小さい  
地主に対抗するのではなくて、これら  
にも劣るところの小農プロレタリア大  
衆があるということを忘れてはならな  
い。これを協同組合の経済制度の確立  
によつてレベル・アップして行くとい  
うことなしには、日本の文化農村の建  
設はできないと思うのであります。  
私は、この見地に立つてみますと  
うござりますが、必ずしも必ず

私どもは、今後日本の封建性を拂拭いたしまして、民主的な文化的な生産力を増強して、國民に十分な食糧を供給するところの理想的な農村建設のためには、地主を反感憎惡の念をもつて

贊成者起立

○賛成者起立  
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ  
つて本案は委員長報告の通り可決いた  
しました。(拍手)

## 第十四 日本專賣公社法施行法案

内閣提出

○議長(幣原喜重郎君)　日程第十三、

案、日程第十四、日本專賣公社法施行  
法案、日程第十五、所得稅法等の一部

を改正する法律案、右三案はいずれも同一委員会に付託せられた議案である。

ますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大藏委員長

日本專賣公社法の一部を改正する

法律案  
日本專賣公社法の一部を改正する

日本專賣公社法（昭和二十三年法律五百五十二号）

うに改正する。

に、同條第四項中「葉たばこを耕作する者」の下に「その他専賣事業に奉

接関係を有する者」を加え、同條第五項中「二人については二年、三人については三年」と「三人については二年、三人については三年」に改め。



第五條第六号ノ六の前に次の二号を加える。

六ノ五ノ三 日本專賣公社ノ發

スル証書、帳簿

3 関稅定率法(明治四十三年法律第

五十四号)の一部を次のように改

正する。

第七條第十二号中「政府ノ專賣品」を「政府ノ專賣品タル酒精」に改め、同号の次に次の二号を加え

る。

十二ノ二 國ノ專賣品ニシテ日

本專賣公社ノ輸入ニ係ルモノ

〔專賣局及び印刷局特別會計法の

改正〕

第十三條 専賣局及び印刷局特別會

計法の一部を次のように改

正す。

〔各項名を次のように改める。〕

印刷局特別會計法

本則中「各會計」を「この會計」に

改める。

第一條中「専賣局及び」及び

「各」を削る。

第二條中「専賣局特別會計及び」

を削る。

第三條中「夫」を削る。

第四條中「夫」を削

る。

(日本專賣公社法の改正)

第十四條 日本專賣公社法の一部を

次のように改

正する。

第五十一條第一項中「(第一項第

三号を準用する場合を除く。)」を

削る。

第五十二條を次のように改め

## 第五十二條 削除

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月

一日から施行する。

2 改正前の専賣局及び印刷局特別

會計法は、第十五條の規定にかか

わらず、日本專賣公社法第二十九

條第一項の規定においてその例に

よる限りにおいて、なおその効力

を有する。

日本專賣公社法施行法案(内閣提出)

に関する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

所得稅法等の一部を改正する法律

案

所得稅法等の一部を改正する法

律

所得稅法(昭和二十二年法律第

二十七号)第五十五條第二項、法

人稅法(昭和二十二年法律第二十

八号)第四十二條第二項、有價證

券移轉稅法(昭和十二年法律第七

号)第十三條ノ二第二項、相繼稅

法(昭和二十二年法律第八十七号)

第五十八條第二項、通行稅法(昭

和十五年法律第四十三号)第十一

條ノ二第二項及び取引高稅法(昭

和二十三年法律第一百八号)第二十

八條第三項中「百円」を「千円」に改

める。

所得稅法第五十五條第三項、法

人稅法第四十二條第三項、有價證

券移轉稅法第十三條ノ二第三項、

相繼稅法第五十八條第三項、通行

稅法第十一條ノ二第三項及び取引

高稅法第二十八條第四項中「十円」

を「百円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

所徴稅法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

○小塙柳多君 大だいま議題となりま

した日本專賣公社法の一部を改正する

法律案並びに日本專賣公社法施行法案

について、大藏委員会による審議の経

過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一の法案について申し上げま

す。この法案が提出された趣旨は、第一に、專賣事業審議会の設置

を日本專賣公社の成立に先行させ、公

司の発足の円滑を期するとともに、委

員の構成を適正ならしめ、もつて公社

の業務運営の円滑を期そうとするもの

であります。第二に、公社の役員、

職員の離職後の制限に関し新たに規定

を設けまして、國家公務員の場合との

振合いを保つようによろしくするもの

であります。

次に、この法案の要點について申し

上げますと、第一は、專賣事業審議会の

委員の構成並びに審議会に関する規定

の施行日に關するものであります。

委員に新たに「その他專賣事業に直接

關係を有する者」を加え、これに伴い

委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

る。委員の数を二人増加して八人といたし

とになつております日本專賣公社に先

行して審議会を構成し、公社の発足を

して、昭和二十四年五月三十日現在

の貸借対照表に掲げる資産の額から負

債の部に掲げる一般会計へ納付すべき

益金、減價償却引当金、借入金及び短

期負債の額の合計額を差引いた額をも

つて公社の資本金の額とする旨を規定

しております。

第四は、専賣局特別會計の決算事務、

登録税、印紙税及び閑稅の免除、商工

省のアルコール専賣事業に從事する職

員を公社の共済組合に所属させること

等に関するものであります。それ

ぞれ所要の規定をいたしております。

右の両法案は、四月二十八日、本委

員会に付託されたものであります。

五月六日提案理由の説明を聽取し、五

月十日質疑に入りましたところ、田中

委員より公社は予定通り六月一日に發

令で定めることになつております公社

の設立手続、國から公社への職員及び

財産の引継ぎ、その他日本專賣公社法

施行に必要な事項を規定しようとする

ものであります。

次にこの法案の要點について申し上

げますと、第一は公社の設立の時期に

関するものであります。その時期を

昭和二十四年六月一日といたしてお

ります。これによつて公社の設立の時期に

あります。次に、同じく議題となつております

所徴稅法等の一部を改正する法律案に

つきまして、大藏委員会による審議の

経過並びに結果を御報告申し上げま

す。第三は資本金に關するものであります。

第三は資本金に關するものであります。

わち、これ等諸税の加算税の計算につきまして、基礎税額が百円未満の場合は

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと  
認めます。よつて本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

もに、常に自由人権思想の普及高揚に努力することをもつてその使命

について理解のある社会事業家、  
教育者、報道新聞の業務に携わる

体を結成し、又はこれに加入した者

方法を改めて、千円未満についてこれ

提出(上)

## (委員の定数)

改めて、百円未満についてこれを行うことこしようともうのであります。ま

## 止する法律案(内閣提出)

各市田村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、

れることになるのであります。

廳法の一部を改正する法律案、日程第

府県の・人権擁護委員協議会連合会

提案理由の説明を聞き、十日、二、三の質疑を行つた後、討論の省略

付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告

## (委員の性格)

以上御報告申し上げます。(拍手)

## 人權擁護委員法 (この法律の目的)

第六條 人權擁護委員は、法務総裁が委嘱する。

四の両案を一括して採決いたします。

め、全國に人權擁護委員を置き、  
これに適用すべき各般の基準を定

都道府縣知事、當該都道府縣の区

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

第二條 人權擁護委員は、國民の基

市町村長は、法律統裁に対する  
当該市町村の議会の議員の選挙権

す。本案は委員長の報告の通り決する

すみやかに適切な処置を探るとと





則によりまして、検察官の任免は法務総裁がこれを行うことと相なつたのであります。しかしながら、検事総長、次長検事、検事長等は認証官であります関係上、その任免は内閣が行うことを適と認め、その他の検察官の任免は、國家公務員法の規定により法務総裁がこれを行うものとし、関係條文を整理してあります。また検察官はその職務と責任の特殊性に基き、一般公務員とはその取扱いを異にすべきものであるという立場から、検察官の任免は、公務員法附則第十三條による特例といたしてゐるのであります。

第二に、本年六月一日から國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律が施行され、関係上、これに伴いまして從来政令で定めることになつてゐた検察廳の職員の定員を法律で定めるものとしたほか、法務廳が法務府とかわりますので、それら改正に順應する必要な整理を行つてゐるのであります。

第三に、その他検察官適格審査会の予備委員に関する規定を新たに設けているのであります。この予備委員中、本委員と同じく國會議員が予備委員となる場合には、國會法第三十九條が適用される關係もあつて、この規定が設けられたわけであります。

委員会におきましては、本年六月一日から施行される國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の線に沿う必要な整理改正であると認め、討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

次に、出版法及び新聞紙法を廃止する法律案について申し上げます。出版法及び新聞紙法は、終戦後、昭和二十九年九月二十七日以來、事實上適用され停止しておつた次第であります。新憲法制定後は、憲法上の表現の自由を拘束する法律として、無効の法律と認定されておりました。いまさらここにこれを廃止する法案を提出することは時期が遅れておるわけでありますが、両法案の廃止を形式的に再確認してこれを公示せんとするのが監督の第一であります。次に予約出版法は、言論の自由ではなくして、むしろ予約購読者の保護のために存在しておるものであつて、これが要旨の第二であります。これが要旨の第二であります。

さて委員会におきましては、出版法及び新聞紙法を廃止した結果、出版自由の行き過ぎとなつて、國民道德上弊害を生ずるおそれのある点が、最も多くの委員から質問せられました。これに對して政府から、一九四五年九月十九日以來プレス・コードが出版及び新聞のによるべき基準として事實上守られており、わいせつ罪、名譽毀損、選舉運動、薬師廣告等においては法律の規定が最後のわくとなつておるから心配はないとの答弁がありました。

なお法務委員会は、この法案について文部委員会と連絡審査を行い、法制及び文教の両方面から審議を盡し、五月十日、全会一致で政府原案通り可決した次第であります。

り全会一致で可決した次第であります。

右一括して御報告申し上げます。

(拍手) ○議長(幣原重郎君) ただいま委員

長の報告のありました四法案を一括して採決いたします。四案は委員長の報告通り可決いたしました。

○議長(幣原重郎君) ただいま委員

長の報告のありました四法案を一括して採決いたします。四案は委員長の報告通り可決いたしました。

○議長(幣原重郎君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

2 前項の規定により法人として存続する團体及び同項の規定に該当しない團体であつて法人であつたものの登記その他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の團体の構成員であつて組合となつたものの代表者は、昭和二十九年六月三十日までに労働大臣に対しその規約並びに役員の住所及び氏名を届け出なければならない。

4 第一項の規定によつて組合となつたものの代表者は、昭和二十九年六月三十日までに労働大臣に対しその規約並びに役員の住所及び氏名を届け出なければならない。

第二條 前條第一項の規定によつて組合となつたものについては、昭和二十四年六月三十日までは、その規約が法第六條に規定する要件を備えない場合であつても、法定める権利を受け、手続に參與することができる。

(単位及び交渉委員に関する経過措置)

第三條 法第十條第二項の適用については、「一月三十一日」とあるのを昭和二十四年においては「六月二十日」とする。

2 法第十一條第一項及び法第十三條の規定の適用については、「二月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては「七月十日」とする。

3 法施行後最初の交渉委員の任期は、法第十四條第二項の規定にかわらず、法第十一條第一項の届出若しくは法第十三條の通知のあつた日又は法第十一條第一項の規

定に基いて労働大臣の行う措置に

より交渉委員が選出された日から

昭和二十五年三月三十一日までと

する。

（調停委員会に関する経過措置）  
第四條 法第二十一條第二項第五号の規定の適用については、「三月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては、中央に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に関しては「七月三十日」と

し、地方に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に関しては「政令の定める日」と

二 法施行後最初に委嘱される國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会の任期は、法第二十一条第三項の規定にかかるらず、委嘱の日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

3 地方に置かれる調停委員会が設置されるまでは、法第二十條第四項の規定にかかるらず、日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる國有鉄道調停委員会が、日本専賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる専賣公社（團体交渉の経過措置）

第五條 法施行最初の交渉委員が決定するまでは、公共企業体とその組合は、法第九條第一項の規定にかかるらず、交渉委員でない者により團体交渉を行うことができ

る。（調停委員会の委員及び公共企業

体仲裁委員会の委員についての國家公務員法の適用）

第六條 國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定は、第九十九條並びに第一百條及び同條に

係る罰則の規定を除く外、國有鉄道調停委員会の委員、専賣公社調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員には適用しない。

（労働大臣の権限の委任）

第七條 労働大臣は、法の規定によりその権限に属する事務（調停及び仲裁に係るもの）を除く。であつて一都道府縣に係るもの一部を當該都道府縣知事に行わせることができる。

（手当及び費用弁償）  
第八條 公共企業体仲裁委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員は、政令の定める手当を受けるものとする。

2 附 則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

（倉石忠雄君登壇）

〔都合により最終号の附録に掲載〕

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案（内閣提出）

（倉石忠雄君登壇）

〔倉石忠雄君登壇〕

（法律案（内閣提出）に關する報告書）

公企業体労働関係法は本年六月一日から施行されることになつておりますので、その施行についての経過措置に関し、日本國有鉄道法及び日本専賣公社法の施行に関する法律案並びに國家公務員法の團体の登録に関する人事院規則等との関係を検討しておりますところ、その調整を了しましたので本國会に提出され、労働委員会に付託せられたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

以下、その主要なる点を申し上げますに、この法律案は、ただいま申し上げました通り、そのほとんどが経過措置でありまして、第一條及び第二條は、現在國家公務員であつて、六月一日から公企業体の職員となる者が組織してゐる團体が引き続き存続するのに必要な経過規定であります。次に第三條から第五條までの規定は、公企業体交渉の経過措置に関するものであります。さらに第六條は、公企業体仲裁委員会と各調停委員会に対する國家公務員法の適用に関する規定であり、第七條は、労働大臣の権限の一部を都道府縣知事に委任することのできる旨を定め、第八條は公企業体仲裁委員会の手当及びその事務の必要上出頭を求められた者に関する費用の弁償について規定しております。

○副議長（岩本信行君） 日程第二十三条（臨時宅地賃貸價格修正法案（内閣提出））

第二十二條 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案（内閣提出）

第二十四條 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案（内閣提出）

第二十三條 臨時宅地賃貸價格修正法案（内閣提出）

第二十五條 興業債券の発行限度の特例に関する法律案（内閣提出）

第二十六條 興業債券の納付に関する法律案（内閣提出）

第二十七條 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案（内閣提出）

第二十八條 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案（内閣提出）

第二十九條 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十条 興業債券の納付に関する法律案（内閣提出）

第三十一条 國家公務員のための國設宿舎に関する法律案（内閣提出）

第三十二条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十三条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十四条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十五条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十六条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十七条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十八条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第三十九條 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第四十条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第四十一条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第四十二条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第四十三条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

第四十四条 賃貸價格修正法案（内閣提出）

（賃拂代金の延納）

記録により御承知願うことにして御報告を終る次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。（拍手）

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律

（原則）

金の納付に関する法律

（原則）

有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の適用を受けるものを除く。以下「物品」という。の賣拂代金は、この法律又は他の法律又は他の法律に規定する場合の外は、当該物品の引渡しのときまでに納付させなければならない。

（原則）

五 後拂を一般の慣習とする場合  
で政令で定める場合において物  
品を賣り拂うとき。  
2 各省各廳の長は、物品の保管、  
輸送又は配給等の都合により、需  
要量以上の数量の物品を一時に賣  
り拂う必要があるとき、又は物品  
を急速に賣り拂う必要があるとき  
は、國債その他確実な担保を提供  
させ、利息を附して、半年以内の  
延納の特約をすることができる。  
(担保の提供免除等)

第三條 前條第一項第一号に規定す  
る場合には、同條第一項の規定に  
かかわらず、担保を提供させ、及  
び利息を附することを要しない。  
2 各省各廳の長は、同一人に対す  
る賣拂代金の総額が一万円以下の  
場合又は前條第一項第二号若しく  
は同條第二項に規定する場合に  
は、特に担保を提供させる必要が  
ないと認めるとき限り、同條の  
規定にかかわらず、担保の提供を  
免除することができる。  
(延納等の協議)

第四條 各省各廳の長は、第二條の  
規定により延納の特約をしようと  
するときは、延納期限、担保及び  
利率について、あらかじめ大藏大  
臣に協議しなければならない。  
2 前項の規定は、前條第二項の規  
定により担保の提供を免除しよう  
とする場合に準用する。

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。但し、附則第四項の規定は、  
昭和二十四年六月一日から施行す  
る。

2 政府が物件を賣り拂う場合の代  
金の延納に關する勅令(大正十年  
勅令第三百七十四号)は、廢止す  
る。  
3 この法律施行前、前項の勅令に  
基いてした延納の特約は、なお効  
力を有する。  
4 經濟安定本部設置法(昭和二十  
四年法律第二号)の一部を次の  
ようにより改正する。  
附則第六項中「國有財產法(昭和  
二十三年法律第七十三号)」を「國  
有財產法(昭和二十三年法律第七  
十三号)」の一部を次の  
の納付に關する法律(昭和二十四  
年法律第二号)」に改める。

第三條 この法律の完全な実施を確  
保し、その目的を達成するため、  
内閣總理大臣の所轄の下に、宿舍  
審議会(以下審議会といふ)を置  
く。  
2 審議会は、内閣總理大臣の諸問  
に應じ、左に掲げる事項を調査審  
査するものとする。  
一 宿舍の設置に關する計画  
二 宿舍の維持及び管理に關する  
基準  
三 第十二條の規定による無料宿  
舍を貸與する者の範囲  
四 第十三條の規定による有料宿  
舍の一坪当たりの使用料の基準  
五 第十五條の規定による居住者  
の選定の基準  
3 有料宿舎は、完全な合理的な使  
用料を徵收して貸與するものであ  
り、國家公務員の報酬の一部とし  
て貸與するものではないので、使  
用料の基準は、主として、同一の  
大きさ、場所及び條件の民間宿舎  
に対する法定又は公定の標準家  
賃、法定又は公定の標準家賃がな  
い場合においては、同一又は類似  
の地において比較することのでき  
る民間宿舎に対する家賃を考慮し  
て定めるものとする。  
4 審議会は、宿舎に關する重要事  
項について、関係閣門に隨時意見  
(定義)

第二條 この法律において「宿舎」と  
は、國がその事務、事業の円滑な  
運営に資する目的をもつて、國家  
公務員及び主としてその收入によ  
り生計を維持する者を居住させる  
ため設置する宿舎をいう。  
(宿舎審議会)  
第三條 この法律の完全な実施を確  
保し、その目的を達成するため、  
内閣總理大臣の所轄の下に、宿舍  
審議会(以下審議会といふ)を置  
く。  
2 前項第一号及び第七号の委員  
は、内閣總理大臣が命ずる。  
3 会長に事故があるときは、内閣  
總理大臣の指名する者が、その職  
務を代理する。  
4 会長は、会務を總理する。  
5 大藏次官  
6 經濟安定本部副長官  
7 經濟安定本部事務次長  
8 人事院事務次長  
9 公邸  
10 人事院議長  
11 内閣官房長官  
12 宮内府長官及び侍從長  
13 檢事總長  
14 会計検査院長  
15 衆議院議長  
16 人事院議長  
17 內閣總理大臣及び國務大臣  
18 最高裁判所長官  
19 國家公務員委員会委員長  
20 人事院議長  
21 宮内府長官及び侍從長  
22 檢事總長  
23 会計検査院長  
24 衆議院議長  
25 人事院議長  
26 內閣官房長官  
27 宮内府長官及び侍從長  
28 檢事總長  
29 会計検査院長  
30 衆議院議長  
31 人事院議長  
32 內閣官房長官  
33 宮内府長官及び侍從長  
34 檢事總長  
35 会計検査院長  
36 衆議院議長  
37 人事院議長  
38 內閣官房長官  
39 宮内府長官及び侍從長  
40 檢事總長  
41 会計検査院長  
42 衆議院議長  
43 人事院議長  
44 內閣官房長官  
45 宮内府長官及び侍從長  
46 檢事總長  
47 会計検査院長  
48 衆議院議長  
49 人事院議長  
50 內閣官房長官  
51 宮内府長官及び侍從長  
52 檢事總長  
53 会計検査院長  
54 衆議院議長  
55 人事院議長  
56 內閣官房長官  
57 宮内府長官及び侍從長  
58 檢事總長  
59 会計検査院長  
60 衆議院議長  
61 人事院議長  
62 內閣官房長官  
63 宮内府長官及び侍從長  
64 檢事總長  
65 会計検査院長  
66 衆議院議長  
67 人事院議長  
68 內閣官房長官  
69 宮内府長官及び侍從長  
70 檢事總長  
71 会計検査院長  
72 衆議院議長  
73 人事院議長  
74 內閣官房長官  
75 宮内府長官及び侍從長  
76 檢事總長  
77 会計検査院長  
78 衆議院議長  
79 人事院議長  
80 內閣官房長官  
81 宮内府長官及び侍從長  
82 檢事總長  
83 会計検査院長  
84 衆議院議長  
85 人事院議長  
86 內閣官房長官  
87 宮内府長官及び侍從長  
88 檢事總長  
89 会計検査院長  
90 衆議院議長  
91 人事院議長  
92 內閣官房長官  
93 宮内府長官及び侍從長  
94 檢事總長  
95 会計検査院長  
96 衆議院議長  
97 人事院議長  
98 內閣官房長官  
99 宮内府長官及び侍從長  
100 檢事總長  
101 会計検査院長  
102 衆議院議長  
103 人事院議長  
104 內閣官房長官  
105 宮内府長官及び侍從長  
106 檢事總長  
107 会計検査院長  
108 衆議院議長  
109 人事院議長  
110 內閣官房長官  
111 宮内府長官及び侍從長  
112 檢事總長  
113 会計検査院長  
114 衆議院議長  
115 人事院議長  
116 內閣官房長官  
117 宮内府長官及び侍從長  
118 檢事總長  
119 会計検査院長  
120 衆議院議長  
121 人事院議長  
122 內閣官房長官  
123 宮内府長官及び侍從長  
124 檢事總長  
125 会計検査院長  
126 衆議院議長  
127 人事院議長  
128 內閣官房長官  
129 宮内府長官及び侍從長  
130 檢事總長  
131 会計検査院長  
132 衆議院議長  
133 人事院議長  
134 內閣官房長官  
135 宮内府長官及び侍從長  
136 檢事總長  
137 会計検査院長  
138 衆議院議長  
139 人事院議長  
140 內閣官房長官  
141 宮内府長官及び侍從長  
142 檢事總長  
143 会計検査院長  
144 衆議院議長  
145 人事院議長  
146 內閣官房長官  
147 宮内府長官及び侍從長  
148 檢事總長  
149 会計検査院長  
150 衆議院議長  
151 人事院議長  
152 內閣官房長官  
153 宮内府長官及び侍從長  
154 檢事總長  
155 会計検査院長  
156 衆議院議長  
157 人事院議長  
158 內閣官房長官  
159 宮内府長官及び侍從長  
160 檢事總長  
161 会計検査院長  
162 衆議院議長  
163 人事院議長  
164 內閣官房長官  
165 宮内府長官及び侍從長  
166 檢事總長  
167 会計検査院長  
168 衆議院議長  
169 人事院議長  
170 內閣官房長官  
171 宮内府長官及び侍從長  
172 檢事總長  
173 会計検査院長  
174 衆議院議長  
175 人事院議長  
176 內閣官房長官  
177 宮内府長官及び侍從長  
178 檢事總長  
179 会計検査院長  
180 衆議院議長  
181 人事院議長  
182 內閣官房長官  
183 宮内府長官及び侍從長  
184 檢事總長  
185 会計検査院長  
186 衆議院議長  
187 人事院議長  
188 內閣官房長官  
189 宮内府長官及び侍從長  
190 檢事總長  
191 会計検査院長  
192 衆議院議長  
193 人事院議長  
194 內閣官房長官  
195 宮内府長官及び侍從長  
196 檢事總長  
197 会計検査院長  
198 衆議院議長  
199 人事院議長  
200 內閣官房長官  
201 宮内府長官及び侍從長  
202 檢事總長  
203 会計検査院長  
204 衆議院議長  
205 人事院議長  
206 內閣官房長官  
207 宮内府長官及び侍從長  
208 檢事總長  
209 会計検査院長  
210 衆議院議長  
211 人事院議長  
212 內閣官房長官  
213 宮内府長官及び侍從長  
214 檢事總長  
215 会計検査院長  
216 衆議院議長  
217 人事院議長  
218 內閣官房長官  
219 宮内府長官及び侍從長  
220 檢事總長  
221 会計検査院長  
222 衆議院議長  
223 人事院議長  
224 內閣官房長官  
225 宮内府長官及び侍從長  
226 檢事總長  
227 会計検査院長  
228 衆議院議長  
229 人事院議長  
230 內閣官房長官  
231 宮内府長官及び侍從長  
232 檢事總長  
233 会計検査院長  
234 衆議院議長  
235 人事院議長  
236 內閣官房長官  
237 宮内府長官及び侍從長  
238 檢事總長  
239 会計検査院長  
240 衆議院議長  
241 人事院議長  
242 內閣官房長官  
243 宮内府長官及び侍從長  
244 檢事總長  
245 会計検査院長  
246 衆議院議長  
247 人事院議長  
248 內閣官房長官  
249 宮内府長官及び侍從長  
250 檢事總長  
251 会計検査院長  
252 衆議院議長  
253 人事院議長  
254 內閣官房長官  
255 宮内府長官及び侍從長  
256 檢事總長  
257 会計検査院長  
258 衆議院議長  
259 人事院議長  
260 內閣官房長官  
261 宮内府長官及び侍從長  
262 檢事總長  
263 会計検査院長  
264 衆議院議長  
265 人事院議長  
266 內閣官房長官  
267 宮内府長官及び侍從長  
268 檢事總長  
269 会計検査院長  
270 衆議院議長  
271 人事院議長  
272 內閣官房長官  
273 宮内府長官及び侍從長  
274 檢事總長  
275 会計検査院長  
276 衆議院議長  
277 人事院議長  
278 內閣官房長官  
279 宮内府長官及び侍從長  
280 檢事總長  
281 会計検査院長  
282 衆議院議長  
283 人事院議長  
284 內閣官房長官  
285 宮内府長官及び侍從長  
286 檢事總長  
287 会計検査院長  
288 衆議院議長  
289 人事院議長  
290 內閣官房長官  
291 宮内府長官及び侍從長  
292 檢事總長  
293 会計検査院長  
294 衆議院議長  
295 人事院議長  
296 內閣官房長官  
297 宮内府長官及び侍從長  
298 檢事總長  
299 会計検査院長  
300 衆議院議長  
301 人事院議長  
302 內閣官房長官  
303 宮内府長官及び侍從長  
304 檢事總長  
305 会計検査院長  
306 衆議院議長  
307 人事院議長  
308 內閣官房長官  
309 宮内府長官及び侍從長  
310 檢事總長  
311 会計検査院長  
312 衆議院議長  
313 人事院議長  
314 內閣官房長官  
315 宮内府長官及び侍從長  
316 檢事總長  
317 会計検査院長  
318 衆議院議長  
319 人事院議長  
320 內閣官房長官  
321 宮内府長官及び侍從長  
322 檢事總長  
323 会計検査院長  
324 衆議院議長  
325 人事院議長  
326 內閣官房長官  
327 宮内府長官及び侍從長  
328 檢事總長  
329 会計検査院長  
330 衆議院議長  
331 人事院議長  
332 內閣官房長官  
333 宮内府長官及び侍從長  
334 檢事總長  
335 会計検査院長  
336 衆議院議長  
337 人事院議長  
338 內閣官房長官  
339 宮内府長官及び侍從長  
340 檢事總長  
341 会計検査院長  
342 衆議院議長  
343 人事院議長  
344 內閣官房長官  
345 宮内府長官及び侍從長  
346 檢事總長  
347 会計検査院長  
348 衆議院議長  
349 人事院議長  
350 內閣官房長官  
351 宮内府長官及び侍從長  
352 檢事總長  
353 会計検査院長  
354 衆議院議長  
355 人事院議長  
356 內閣官房長官  
357 宮内府長官及び侍從長  
358 檢事總長  
359 会計検査院長  
360 衆議院議長  
361 人事院議長  
362 內閣官房長官  
363 宮内府長官及び侍從長  
364 檢事總長  
365 会計検査院長  
366 衆議院議長  
367 人事院議長  
368 內閣官房長官  
369 宮内府長官及び侍從長  
370 檢事總長  
371 会計検査院長  
372 衆議院議長  
373 人事院議長  
374 內閣官房長官  
375 宮内府長官及び侍從長  
376 檢事總長  
377 会計検査院長  
378 衆議院議長  
379 人事院議長  
380 內閣官房長官  
381 宮内府長官及び侍從長  
382 檢事總長  
383 会計検査院長  
384 衆議院議長  
385 人事院議長  
386 內閣官房長官  
387 宮内府長官及び侍從長  
388 檢事總長  
389 会計検査院長  
390 衆議院議長  
391 人事院議長  
392 內閣官房長官  
393 宮内府長官及び侍從長  
394 檢事總長  
395 会計検査院長  
396 衆議院議長  
397 人事院議長  
398 內閣官房長官  
399 宮内府長官及び侍從長  
400 檢事總長  
401 会計検査院長  
402 衆議院議長  
403 人事院議長  
404 內閣官房長官  
405 宮内府長官及び侍從長  
406 檢事總長  
407 会計検査院長  
408 衆議院議長  
409 人事院議長  
410 內閣官房長官  
411 宮内府長官及び侍從長  
412 檢事總長  
413 会計検査院長  
414 衆議院議長  
415 人事院議長  
416 內閣官房長官  
417 宮内府長官及び侍從長  
418 檢事總長  
419 会計検査院長  
420 衆議院議長  
421 人事院議長  
422 內閣官房長官  
423 宮内府長官及び侍從長  
424 檢事總長  
425 会計検査院長  
426 衆議院議長  
427 人事院議長  
428 內閣官房長官  
429 宮内府長官及び侍從長  
430 檢事總長  
431 会計検査院長  
432 衆議院議長  
433 人事院議長  
434 內閣官房長官  
435 宮内府長官及び侍從長  
436 檢事總長  
437 会計検査院長  
438 衆議院議長  
439 人事院議長  
440 內閣官房長官  
441 宮内府長官及び侍從長  
442 檢事總長  
443 会計検査院長  
444 衆議院議長  
445 人事院議長  
446 內閣官房長官  
447 宮内府長官及び侍從長  
448 檢事總長  
449 会計検査院長  
450 衆議院議長  
451 人事院議長  
452 內閣官房長官  
453 宮内府長官及び侍從長  
454 檢事總長  
455 会計検査院長  
456 衆議院議長  
457 人事院議長  
458 內閣官房長官  
459 宮内府長官及び侍從長  
460 檢事總長  
461 会計検査院長  
462 衆議院議長  
463 人事院議長  
464 內閣官房長官  
465 宮内府長官及び侍從長  
466 檢事總長  
467 会計検査院長  
468 衆議院議長  
469 人事院議長  
470 內閣官房長官  
471 宮内府長官及び侍從長  
472 檢事總長  
473 会計検査院長  
474 衆議院議長  
475 人事院議長  
476 內閣官房長官  
477 宮内府長官及び侍從長  
478 檢事總長  
479 会計検査院長  
480 衆議院議長  
481 人事院議長  
482 內閣官房長官  
483 宮内府長官及び侍從長  
484 檢事總長  
485 会計検査院長  
486 衆議院議長  
487 人事院議長  
488 內閣官房長官  
489 宮内府長官及び侍從長  
490 檢事總長  
491 会計検査院長  
492 衆議院議長  
493 人事院議長  
494 內閣官房長官  
495 宮内府長官及び侍從長  
496 檢事總長  
497 会計検査院長  
498 衆議院議長  
499 人事院議長  
500 內閣官房長官  
501 宮内府長官及び侍從長  
502 檢事總長  
503 会計検査院長  
504 衆議院議長  
505 人事院議長  
506 內閣官房長官  
507 宮内府長官及び侍從長  
508 檢事總長  
509 会計検査院長  
510 衆議院議長  
511 人事院議長  
512 內閣官房長官  
513 宮内府長官及び侍從長  
514 檢事總長  
515 会計検査院長  
516 衆議院議長  
517 人事院議長  
518 內閣官房長官  
519 宮内府長官及び侍從長  
520 檢事總長  
521 会計検査院長  
522 衆議院議長  
523 人事院議長  
524 內閣官房長官  
525 宮内府長官及び侍從長  
526 檢事總長  
527 会計検査院長  
528 衆議院議長  
529 人事院議長  
530 內閣官房長官  
531 宮内府長官及び侍從長  
532 檢事總長  
533 会計検査院長  
534 衆議院議長  
535 人事院議長  
536 內閣官房長官  
537 宮内府長官及び侍從長  
538 檢事總長  
539 会計検査院長  
540 衆議院議長  
541 人事院議長  
542 內閣官房長官  
543 宮内府長官及び侍從長  
544 檢事總長  
545 会計検査院長  
546 衆議院議長  
547 人事院議長  
548 內閣官房長官  
549 宮内府長官及び侍從長  
550 檢事總長  
551 会計検査院長  
552 衆議院議長  
553 人事院議長  
554 內閣官房長官  
555 宮内府長官及び侍從長  
556 檢事總長  
557 会計検査院長  
558 衆議院議長  
559 人事院議長  
560 內閣官房長官  
561 宮内府長官及び侍從長  
562 檢事總長  
563 会計検査院長  
564 衆議院議長  
565 人事院議長  
566 內閣官房長官  
567 宮内府長官及び侍從長  
568 檢事總長  
569 会計検査院長  
570 衆議院議長  
571 人事院議長  
572 內閣官房長官  
573 宮内府長官及び侍從長  
574 檢事總長  
575 会計検査院長  
576 衆議院議長  
577 人事院議長  
578 內閣官房長官  
579 宮内府長官及び侍從長  
580 檢事總長  
581 会計検査院長  
582 衆議院議長  
583 人事院議長  
584 內閣官房長官  
585 宮内府長官及び侍從長  
586 檢事總長  
587 会計検査院長  
588 衆議院議長  
589 人事院議長  
590 內閣官房長官  
591 宮内府長官及び侍從長  
592 檢事總長  
593 会計検査院長  
594 衆議院議長  
595 人事院議長  
596 內閣官房長官  
597 宮内府長官及び侍從長  
598 檢事總長  
599 会計検査院長  
600 衆議院議長  
601 人事院議長  
602 內閣官房長官  
603 宮内府長官及び侍從長  
604 檢事總長  
605 会計検査院長  
606 衆議院議長  
607 人事院議長  
608 內閣官房長官  
609 宮内府長官及び侍從長  
610 檢事總長  
611 会計検査院長  
612 衆議院議長  
613 人事院議長  
614 內閣官房長官  
615 宮内府長官及び侍從長  
616 檢事總長  
617 会計検査院長  
618 衆議院議長  
619 人事院議長  
620 內閣官房長官  
621 宮内府長官及び侍從長  
622 檢事總長  
623 会計検査院長  
624 衆議院議長  
625 人事院議長  
626 內閣官房長官  
627 宮内府長官及び侍從長  
628 檢事總長  
629 会計検査院長  
630 衆議院議長  
631 人事院議長  
632 內閣官房長官  
633 宮内府長官及び侍從長  
634 檢事總長  
635 会計検査院長  
636 衆議院議長  
637 人事院議長  
638 內閣官房長官  
639 宮内府長官及び侍從長  
640 檢事總長  
641 会計検査院長  
642 衆議院議長  
643 人事院議長  
644 內閣官房長官  
645 宮内府長官及び侍從長  
646 檢事總長  
647 会計検査院長  
648 衆議院議長  
649 人事院議長  
650 內閣官房長官  
651 宮内府長官及び侍從長  
652 檢事總長  
653 会計検査院長  
654 衆議院議長  
655 人事院議長  
656 內閣官房長官  
657 宮内府長官及び侍從長  
658 檢事總長  
659 会計検査院長  
660 衆議院議長  
661 人事院議長  
662 內閣官房長官  
663 宮内府長官及び侍從長  
664 檢事總長  
665 会計検査院長  
666 衆議院議長  
667 人事院議長  
668 內閣官房長官  
669 宮内府長官及び侍從長  
670 檢事總長  
671 会計検査院長  
672 衆議院議長  
673 人事院議長  
674 內閣官房長官  
675 宮内府長官及び侍從長  
676 檢事總長  
677 会計検査院長  
678 衆議院議長  
679 人事院議長  
680 內閣官房長官  
681 宮内府長官及び侍從長  
682 檢事總長  
683 会計検査院長  
684 衆議院議長  
685 人事院議長  
686 內閣官房長官  
687 宮内府長官及び侍從長  
688 檢事總長  
689 会計検査院長  
690 衆議院議長  
691 人事院議長  
692 內閣官房長官  
693 宮内府長官及び侍從長  
694 檢事總長  
695 会計検査院長  
696 衆議院議長  
697 人事院議長  
698 內閣官房長官  
699 宮内府長官及び侍從長  
700 檢事總長  
701 会計検査院長  
702 衆議院議長  
703 人事院議長  
704 內閣官房長官  
705 宮内府長官及び侍從長  
706 檢事總長  
707 会計検査院長  
708 衆議院議長  
709 人事院議長  
710 內閣官房長官  
711 宮内府長官及び侍從長  
712 檢事總長  
713 会計検査院長  
714 衆議院議長  
715 人事院議長  
716 內閣官房長官  
717 宮内府長官及び侍從長  
718 檢事總長  
719 会計検査院長  
720 衆議院議長  
721 人事院議長  
722 內閣官房長官  
723 宮内府長官及び侍從長  
724 檢事總長  
725 会計検査院長  
726 衆議院議長  
727 人事院議長  
728 內閣官房長官  
729 宮内府長官及び侍從長  
730 檢事總長  
731 会計検査院長  
732 衆議院議長  
733 人事院議長  
734 內閣官房長官  
735 宮内府長官及び侍從長  
736 檢事總長  
737 会計検査院長  
738 衆議院議長  
739 人事院議長  
740 內閣官房長官  
741 宮内府長官及び侍從長  
742 檢事總長  
743 会計検査院長  
744 衆議院議長  
745 人事院議長  
746 內閣官房長官  
747 宮内府長官及び侍從長  
748 檢事總長  
749 会計検査院長  
750 衆議院議長  
751 人事院議長  
752 內閣官房長官  
753 宮内府長官及び侍從長  
754 檢事總長  
755 会計検査院長  
756 衆議院議長  
757 人事院議長  
758 內閣官房長官  
759 宮内府長官及び侍從長  
760 檢事總長  
761 会計検査院長  
762 衆議院議長  
763 人事院議長  
764 內閣官房長官  
765 宮内府長官及び侍從長  
766 檢事總長  
767 会計検査院長  
768 衆議院議長  
769 人事院議長  
770 內閣官房長官  
771 宮内府長官及び侍從長  
772 檢事總長  
773 会計検査院長  
774 衆議院議長  
775 人事院議長  
776 內閣官房長官  
777 宮内府長官及び侍從長  
778 檢事總長  
779 会計検査院長  
780 衆議院議長  
781 人事院議長  
782 內閣官房長官  
783 宮内府長官及び侍從長  
784 檢事總長  
785 会計検査院長  
786 衆議院議長  
787 人事院議長  
788 內閣官房長官  
789 宮内府長官及び侍從長  
790 檢事總長  
791 会計検査院長  
792 衆議院議長  
793 人事院議長<br

しなければならない者

二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接從事するもの。

三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者

四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するため官署の構内に居住しなければならないもの

2 無料宿舎は、國家公務員の職務に対する給與の一部として貸與されるものとする。

(有料宿舎)

第十三條 有料宿舎は、左に掲げる場合において、公邸又は無料宿舎の貸與を受ける者以外の國家公務員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸與することができること。

一 國家公務員の職務に関連して國の事務、事業の運営に必要と認められる場合。

二 國家公務員の在勤地における住宅不足により國の事務、事業の運営に支障を來したす處があると認められる場合。

(有料宿舎の使用料)  
第十四條 有料宿舎の使用料は、月額とし、政令で定める一坪当たりの使用料の基準に基いて、各宿舎につき各省各廳の長が決定する。

2 新たに宿舎の貸與を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割により計算した額とする。

3 有料宿舎の貸與を受けた者に報

酬を支給する機関は、毎月報酬を支給する際その者の報酬から使用料に相当する金額を控除して、その金額をその者に代りその使用料として國に拂い込まなければならぬ。

(有料宿舎の居住者の選定)

第十五條 有料宿舎を貸與する者は、政令で定めるところに従い、國の事務、事業の運営の必要に基き公平に行わなければならない。

第十六條 宿舎の居住者は、必要な注意を拂い、宿舎を正常な状態において維持しなければならない。

第十七條 公邸の修繕に要する費用及び公邸の使用につき必要とする電気、水道、ガス等に要する費用は、國が負担する。

2 天災、時の経過その他居住者の責に帰することのできない事由により無料宿舎又は有料宿舎が引き損又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、國が負担する。

(費用の負担区分)  
第十八條 宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料は、それぞれ宿舎の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計の所属とする。

2 國有鉄道事業、通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計の負担において設置する宿舎の設置、維持及び管理に要する費用の財源については、一般会計から繰

入をしてはならない。

(宿舎の明渡)

第十九條 宿舎の貸與を受けた者が左の各号の一に該当した場合においては、居住者は、速かにその宿舎を明け渡さなければならぬ。

但し、いかなる場合においても六十日をこえてはならない。

一 國家公務員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 転勤又は轉職によりその宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 國の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたとき。

(施行に関する細目)  
第二十條 この法律の施行に関し必要な細目は、大蔵大臣が定める。

1 この法律は、公布の日後二月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に國家公務員のために設置されている宿舎は、左の各号の区分に應じ、それぞれこの法律により設置された宿舎となるものとする。

一 第十條各号に掲げる國家公務員のために設置せられている宿舎にあつては、公邸

二 第十二條第一項各号に掲げる國家公務員のために設置せられている宿舎にあつては、無料宿舎

三 その他の宿舎にあつては、有料宿舎

官舍貸渡規則（明治九年太政官達第五十三号）

第五十三号  
巡査給與令（明治三十九年勅令第二百五十九号）

九十四号  
監獄看守手当等給與令（大正十一年勅令第四百九十一号）

副看守長の俸給及び給與に関する件（昭和十年勅令第八百六十八号）

年勅令第四百三十八号  
矯正院補導手当等給與令（大正十一年勅令第四百九十一号）

副看守長の俸給及び給與に関する件（昭和十年勅令第八百六十八号）

臨時宅地賃價格修正法案

（都合により最終号の附録に掲載）  
臨時宅地賃價格修正法案

（目的）  
第一條 この法律は、宅地につき地租の課税標準たる賃貸價格が經濟事情の変動等に因り著しく不均衡となつてゐる状況にかんがみ、租稅負担の適正を図るために、土地の賃貸價格の一般改定と切り離して、臨時に宅地の賃貸價格を修正することとし、その実施の時期、基準、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 会長は、会務を總理する。

3 基準地区調査会は、会長及び十五人以内の委員をもつて組織し、委員は、地方公共團體の職員及び學識經驗のある者のうちから、大蔵大臣が命ずる。

4 会長は、大蔵次官をもつて充てられる。

5 会長は、会務を總理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 前五項に規定するものの外、基本地区調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

（修正賃貸價格の算出方法）  
第四條 第二條第一項の規定により修正する台帳賃貸價格（以下「修正賃貸價格」という。）は、昭和二十一年四月一日現在において、現行

この法律の定めるところにより、昭和二十四年十月一日において臨時に台帳賃貸價格の修正を行ふ。

2 前項の宅地は、昭和二十四年四月一日において土地台帳に宅地として登録された土地とする。

3 政府は、前條第一項の規定により台帳賃貸價格の修正を行ふ場合の基準とするため、政令の定めるところにより、台帳賃貸價格の修正を要しないと認められる市町村の全部又は一部の区域のうちから、基準地区を定める。

2 前項の基準地区の選定その他の基準地区に関する事項を諮問するため、大蔵省に基準地区調査会を置く。

3 基準地区調査会は、会長及び十五人以内の委員をもつて組織し、委員は、地方公共團體の職員及び學識經驗のある者のうちから、大蔵大臣が命ずる。

4 会長は、大蔵次官をもつて充てられる。

5 会長は、会務を總理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 前五項に規定するものの外、基本地区調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

（修正賃貸價格の算出方法）  
第四條 第二條第一項の規定により修正する台帳賃貸價格（以下「修正賃貸價格」という。）は、昭和二十一年四月一日現在において、現行

四四八

の台帳賃貸價格の定められた時以後における経済事情の変動等に因る影響が類似するものと認められる区域を一区域とし、その区域内において標準となるべき宅地（以下「標準地」という。）を選定し、当該標準地の今震賃貸價格に対する

3 準地の修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格の從前の台帳賃貸價格に対する割合

が耕地整理施行中のものであるときは、当該宅地につき政令の定めるところにより土地台帳法第十七條の規定に準じて定める価額をもつて、当該宅地の台帳貸賃價格とみなす。

は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により定められるべき價額又は昭和六年法律第三十九号附則第八條の比率を乗じて得た價額をもつて、当該宅地の修正賃貸價

る其準地区内の当該標準地と状況類似する宅地の台帳賃貸價格の割合を求め、その割合を当該区域内の宅地の台帳賃貸價格に乗じて得

2 前項の場合において、基準地区内に当該標準地と状況類似する宅地がないときは、修正賃貸價格は、左の各号に定める割合を同項の区域内の宅地の台帳賃貸價格に乘じて得た價格によつて定める。

較的状況類似する宅地の台帳賃貸價格に比準して当該標準地の修正賃貸價格を定め、当該修正賃貸價格は前述の台帳賃貸價格

二 前号の規定によることを困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と状況類似する宅地で修正賃貸價格を定

三 前二号の規定によることを困  
難に陥るときは、その地の貿易貨  
物價格の當該標準地の合帳貨貸  
價格に対する割合

の区域内の当該標準地と比較的  
状況類似する宅地で修正賃貸價  
格を定めることができたものの  
修正賃貸價格に比準して当該標

第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が特別法人税法の一部を改正する等の法律附則第十四条第三項に規定する配当金（以下「配当金」という。）を有するものであるときは、当該宅地の台帳賃貸價格に配当金を加えたもの（当該宅地に台帳賃貸價格がない場合には、政令で定める價格）をもつて、当該宅地の台帳賃貸價格とみなす。

一定の割合を当該区域内の標準地の台帳賃貸價格に乗じてその修正賃貸價格を算出し、これに比準して当該区域内の各筆の宅地の修正賃貸價格を定める。

前項の標準地が前條第三項から第六項までの規定に該当する宅地である場合には、これらの項の規定により台帳賃貸價格とみなされたり價額をもつて、当該標準地の台帳賃貸價格とみなして前項の規定を適用する。

第一項の規定により修正賃貸價格を定める場合において、耕地整理年期を有する宅地があるとき

2 状況を基準とし、第四條第一項又は前條第一項の区域を定めなければならない。

区域を定めて、各財務局に置き、  
宅地賃貸價格調査会は、第五條第一項に規定する区域を管轄する稅務署に置く。

4 地方宅地賃貸價格調査会は、會長及び七人以内の委員をもつて組織し、委員は、當該調査会の担当区域内にある地方公共團体の職員及び學識経験のある者のうちから、財務局長が命ずる。

5 宅地賃貸價格調査会は、會長及び五人以内の委員をもつて組織し、委員は、當該調査会の置かれ  
る稅務署の管轄区域内にある地方公共團体の職員及び學識経験者の

**第五條** 前條第一項又は第二項に規定する一定の割合をもつて一率に修正賃貸價格を算出することを不適當とする区域内の宅地については、まず、これらの項に規定する一定の割合を当該区域内の標準地の台帳賃貸價格に乗じてその修正賃貸價格を算出し、これに比準して当該区域内の各筆の宅地の修正賃貸價格を定める。

2 條第一項の区域を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準とし、第四條第一項又は前條第一項の区域を定めなければならない。

4 標準地以外の宅地の修正賃貸價格について、政府が、宅地賃貸價格調査会に諮問して定める。  
5 地方宅地賃貸價格調査会は、基準地区の数に応じそれらの担当区域を定めて、各財務局に置き、宅地賃貸價格調査会は、第五條第一項に規定する区域を管轄する稅務署に置く。

2 前項の標準地が前條第三項から第六項までの規定に該当する宅地である場合には、これらの項の規定により台帳賃貸價格とみなされたり價額をもつて、当該標準地の

しくは標準地と対比される宅地が、耕地整理施行中のものであるとき、又は前條の規定により修正賃貸價格を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、

長及び七人以内の委員をもつて組織し、委員は、当該調査会の担当区域内にある地方公共團体の職員及び学識経験のある者のうちから、財務局長が命ずる。

3 台帳賃貸價格とみなして前項の規定を適用する。

当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準として、第四條第一項又は第二項に規定する一定の割合又は前

5 宅地賃貸價格調査会は、会長及び五人以内の委員をもつて組織し、委員は、当該調査会の置かれ  
る税務署の管轄区域内にある地方  
公共團体の職員及び学識経験者の



昭和二十五年三月三十一日まで  
は、修正前の賃貸價格をもつて、  
土地台帳法による賃貸價格とす  
る。

臨時宅地賃價格修正法案（内閣提  
出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

臨時宅地賃價格修正法案（内閣提  
出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

復興金融金庫に対する政府出資等  
に関する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等  
等に関する法律案

（復興金融金庫に対する登録國債  
の交付）

第一條 政府は、復興金融金庫法  
(昭和三十一年法律第三十四号)第  
四條第一項の規定による出資を登  
録國債の交付により行なうことがで  
きる。但し、その金額は、六百二  
十四億六千七百万円をこえてはな  
らない。

2 前項の規定により出資のため交  
付する登録國債の交付價格、償還  
期限及び利率は、次の通りとす  
る。

一 交付價格 額面百円につき百  
円

二 債還期限 十年

三 利率 年五分五厘

3 政府は、第一項の出資のため必  
要な金額を限り、昭和二十四年度  
において公債を発行することがで  
きる。

（復興金融金庫の剩余金の國  
庫納付）

第二條 復興金融金庫は、復興金融  
金庫法第二十七條の規定にかかわ  
らず、毎事業年度の剩余金を當該

剩余金の生じた年度において國庫  
に納付しなければならない。但  
し、昭和二十四年度に限り、納付  
に関する支出予算額が当該納付額  
に對して不足するときは、その不  
足額は、翌年度までに納付する

ものとする。

2 前項の剩余金の計算及び納付の  
手続については、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔都合により最終号の附録に掲載〕

復興金融金庫に対する政府出資等  
に関する法律案（内閣提出）に関する報  
告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

委員会における審議の経過並びに結果  
を御報告申し上げます。

この法案が提出されたときより、内閣總理大臣の所轄下に宿  
泊する場合の費用をもつて國設宿舎とすることを明瞭化する  
に對して、國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付額に對して不  
足するときは、その不足額は、翌年度までに納付するものとす  
ることとする。

2 前項の剩余金の計算及び納付の手  
續については、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

この法案は、四月三十日、本委員会  
に付託されたものでありまして、五月  
六日提案理由の説明を聽取し、同日質  
疑に入りましたところ、田中委員より  
は公團所有物件の拂下げ、國有林の拂  
下げ、延納利子の取扱等につき、塚田  
委員よりは國有建物の保険料につき、  
川島委員よりは延納の場合の担保内  
容、後拂いを慣習とする場合公團等所  
有物件の賣拂い等につき質疑があり、  
さらに五月十日質疑を行いましたとこ  
ろ、田中委員より財政收入確保の見地  
から、その内容について変更を加える必要が  
あり、また國有財産の賣拂代金等の納  
付の規定によつて來たのであります  
が、これらの規定は、現下の状況から  
その内容について変更を加える必要が  
あり、また國有財産の賣拂代金等の納  
付の規定によつて來たのであります  
が、これらを整備して法律中に規定しま  
した関係上、物品の賣拂代金の納付に  
關しましても法律で規定することが望  
ましいので、今回法律をもつてこれを  
整備しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について申し上  
げます。すなわち第一は賣拂代金の納  
付期限に関するものであります。物  
品の引渡しのときまでに納付しなければ  
ならない旨規定しております。第二は  
賣拂代金の延納の特約に関するもので  
あります。延納を認める必要がある  
場合を列挙しまして、この場合におい  
て一年以内の延納の特約をすることが  
できる旨並びにその延納條件について  
は大藏大臣と協議しなければならない  
旨規定しております。第三は延納の場  
合における担保提供及び利息支拂いの  
免除に関するものであります。この  
場合における条件並びにその条件につ  
いては大藏大臣と協議しなければなら  
ない旨規定しております。

まず第一に、この法律は國がその事

務、事業の円滑な運営に資する目的を  
もつてみずから設置し公務員を居住さ  
せる宿舎をもつて國設宿舎とすること  
を明瞭化しております。

次に、この設置利用等の統一を保持  
するため、内閣總理大臣の所轄下に宿  
舎審議会を設けること及びその権限、  
構成等を規定するとともに、またその  
管理については大藏大臣が総合調整す  
ること及び各省各廳の長はそれに従つ  
て管理すべき旨定めております。

次に宿舎の種類を公邸、無料宿舎、  
有料宿舎にわかつ、おの／＼につき、  
の基準等につき、前尾委員より後拂い  
を慣習とする場合の実例につき、風早  
委員より國有財産の物品關係の主なる  
品目、数量、金額、延納の場合の担  
保、利息等につき質疑がありまして、  
これに対し政府委員よりそれ／＼答弁  
がありました。次いで討論を省略し採  
決に入りましたところ、起立多数をも  
つて原案の通り可決されました。以上  
御報告申し上げます。（主張：もとより主張）

次に議題となりました國家公務員の  
ための國設宿舎に関する法律案につい  
て、大藏委員会における議論の経過と  
結果を概略御報告申し上げます。

國家公務員の宿舎に関する基礎法規  
は、明治初年の太政官達等を基め  
て各省取扱いも区々として統一を欠き、  
統轄官廳も明確を欠いている状況であ  
ります。今回その管理等に関する規定  
を整備し、統一した円滑な運営を確保  
しようとしましたのが、この法律の意図す  
るところであります。

國家公務員のための國設宿舎に関する  
法律案の一部を次のように修正す  
る。

第十條第一号、第二号及び第四号を  
次のように改める。

一 國家公務員のための國設宿舎に關す  
る法律案の一部を次のように修正す  
る。

二 參議院議長及び參議院副議長

四 最高裁判所裁判官

同條第七号を第八号とし、以下順次

一號ずつ繰り下げ、第七号として次の  
一號を加える。

## 七 衆議院事務總長及び參議院事務

第十九條但書を次のように改める。  
但し、公邸及び無料宿舎にあつては六十日、有料宿舎にあつては六月を経てはならぬ。

3 宿舍審議会は、第三條第二項に掲げる事項につき、調査審議の結果を國會に報告しなければならぬ附則に次の二項を加え、附則第三項を第五項とする。

4 宿舍審議会が第三條第二項に掲げる事項につき調査審議を完了するまでは、國家公務員に貸與すべき宿舎に関しては、この法律の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

以上が修正案の内容であります。  
続いて討論に入り、民自党を代表し  
て宮崎委員は修正案及び修正部分を除く  
原案に賛成され、社会党を代表して  
田中委員は修正案及び修正部分を除く  
原案に対し希望意見を付して賛成さ  
れ、次いで民主党を代表して荒木委員  
は修正案及び修正部分を除く原案とも  
に賛成され、共産党を代表して風早委  
員は修正案及び原案に反対せられ、最  
後に内藤委員は新政治協議会を代表し  
修正案及び修正部分を除く原案とともに  
賛成され、ただちに採決に入りました  
ところ、各派共同提案による修正案は  
多数をもつて可決し、また修正部分を  
除く原案についても多数をもつて可決  
し、よつて本案は修正議決せられまし  
た。以上御報告いたします。(拍手)

次に臨時宅地賃價格修正法案について申し上げます。

この法律案の目的とするところは、  
この第一條にいたわれている通り、宅地  
につき地租の課税標準たる賃貸價格が  
経済事情の変動等により著しく不均衡  
となつてゐる状況にかんがみ、租税負  
担の適正をはかるため、さしあたり土  
地の賃貸價格の一般改定と切り離し  
て、臨時に宅地の賃貸價格を修正せん  
とするものであり、この法律は、その  
実施の時期、基準、方法その他必要事  
項を規定するものであります。

本法律案の内容を見ますすると、まず修正の時期に関しては、本年四月一日現在の土地台帳に登録されている宅地の賃貸価格で著しく不均衡となつてゐるものについて、本年十月一日においてこれを行うというのであります。次に修正賃貸価格の算出方法は、ま

す基準地区を選ぶのであります。すなはちこの基準地区は、戦災その他の災害を受けず、インフレーションによる一般的の影響を除き戦争に基く経済変動の影響を受けていないと認められる市町村のうちからこれを選びます。この基準地区内の宅地に関しては、その賃貸價格を現行のままにすべきこととし、これを基準として基準地区以外の区域の宅地の賃貸價格を修正するのであります。基準地区以外の区域内の宅地に関しては、原則として区域主義をとり、経済事情の変動等によるとの影響の程度が同様であると認められる区域を一区域として、一定の割合をもつて一律に各筆の賃貸價格を修正するのであります。次に、戦災その他により各筆相互間に不均衡のはなはだし

い区域については、これは不適当でありますから、宅地各筆ごとにさらに修

正を行うのであります。これらの宅地の賃貸價格は、地租の課稅標準であり、國民の稅負担に影響し、また地方公共團體の歲入にも關係するので、この修正にあつて大藏省内に基準地区調査会を、財務局に原則として都道府縣ごとに地方宅地賃貸價格調査会を設置し、地方職員、學識經驗者等から委員を選び諮詢することとなつております。なおこのほか、審査訴願等に関する規定その他必要な規定を定めており

本法律案は、四月二十八日付託されたもので、五月三日提案理由の説明を聽取し、十日に二、三の質疑を行つた後、討論を省略し、ただちに採決に入りましたが、多数をもつて原案の通り可決いたしました。以上御報告申し上

次は、ただいま議題となりました復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案並びに興業債券の発行限度の特例に関する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一の法案について申し上げます。この法案が提出いたされました趣旨は、第一に、昭和二十四年度において、復興金融金庫に対し六百二十四億六千七百万円限り登録国債の交付をもつて出資することができる」といって、復興金融金庫の同金庫の毎事業年度の剩余金を國庫に納付しなければならないことといったそとをするものであります。

上げますと、第一は登録國債の交付による政府出資に関するものであります

て、政府は昭和二十四年度において六百二十四億六千七百万円を限り登録国債を発行し、これを政府出資として復興金融金庫に交付することができる」といたしております。これにより、本年度予算に計上されております現金出資分三百億円と合算して九百二十四億六千七百万円となりますので、全額政府出資である同金庫の現在資本金一千四百五十億円のうち出資未済となつております一千二百億円~~減~~二百七十五億三千三百万円となるわけであつま

第二は、同金庫の毎事業年度の剩余金の國庫納付に関するものであります。これにより、從來復興金融委員会は、毎事業年度において國庫に納付しなければならないことといたしております。

資金に充当しておりますました剩余金を、  
同金庫が全額政府出資の法人であります  
して、かつ今後の貸付金が回収金をも  
つてまかなわれることとなりましたの  
で、本年度から國庫に納付しなければ  
ならないこととしたそらとするもので  
あります。

次に第二の法案について申し上げま  
す。この法案が提出いたされました趣  
旨は、本年度予算において復興金融金  
庫の機能が著しく縮小されるようにな  
りましたため、産業に必要な長期資金  
の供給が著しくきゆくつとなつて参  
りましたが、經濟の安定の復興のため  
には長期資金の円滑な供給がどうして  
も必要でありますので、この要請に應  
するため日本興業銀行の興業債券発行

の限度を引上げることとしようとする  
ものであります。

次に本案の内容について申し上げますと、日本興業銀行は昭和二十五年三月末日まで拂込資本金額の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができますといたしております。これにより現在拂込資本金額五億円の十倍、すなわち五十億円まで興業債券の発行ができることとなつております。ことをいたしております。

第一の法案は、四月二十七日、本委員会に付託されたものでありますて、五月六日提案理由の説明を聴取し、両案について、昨十一日質疑に入りましたところ、田中委員よりは復金融資方針変更にかかる対策、交付國債の償還方法、復金の今後一箇年間の運営等について、島村委員よりは興業債券の償還期限及び利率並びに消化の見通しについて、風早委員よりは産業資金、ことにして、長期産業資金計画、復金融資先監査の根本的態度及びその方法等について質疑があり、宮幡委員よりは復金に関する小委員会設置の提案がありましたが。

次いで討論に入りましたところ、宮幡委員は民主自由党を代表して、復金に対する交付國債は政府出資の未済分出資であつて、復金債の償却に充てらるべきもので、明年二月をもつて終了するべき復金をして有終の美をなさしめる



〔河田賢治君登壇〕

○河田賢治君　ただいま提案されました法律案の中で、國家公務員のための國設宿舎に関する法律案に反対の意見を、日本共産党を代表して申し述べるものであります。

政府は、明治九年太政官達第五十三号官舍渡規則以下五つの法律等を今度廃しますが、このように博物館の中に納めなければならぬような法律をもつて今までどうにかこうにかやつて來たのであります。が、今度この法律を突如として本國会に提案したということは、言うまでもなく今日吉田内閣が行政整理、これによる大量の首切り、しかして宿舎におけるところの職員の強制立ちのき、いうこの動機を持つておるものであります。従つて、こういう動機のもとに提出された法案に対する私たちは反対する。これが第一の理由であります。

第二に、公務員の正当なる居住権が侵害されるということであります。なるほど、借家法第三條におきましては六箇月間のいわゆる明渡しの期間があるのであります。しかし、この法律とともに大正十年当時の法律であります。その当時においては、今日のごとく住宅難に苦しむような時代ではなかったのであります。従つて、今日の住宅不足の場合において、幾多の裁判所の実例が示しますように、この居住権が今日は非常に尊重されておるのであります。しかも、それにもかかわらず、この古い法律、特に政府原案におきましては、借家法に準じて、特に有料宿舎においては六箇月ということに

なりましたが、このようない古い法律、しかも居住権を侵害するような、無料宿舎に対しては二箇月、有料宿舎に対しては六箇月をもつてかかる場合にも立つかなければならぬ、特に公務員負でなくなつた場合、あるいはまた上級の官吏が來た場合、こういう場合は立ちのかなければならぬといふことを規定しておるのであります。こういふことから見ましても、この公務員の正当なる居住権が侵害され、かつまたこれによつて、憲法の保障しておりますところの基本的な人権、すなわち第十一條、十三條、二十二條、二十五條等の憲法の精神に違反したことになります。こういふ点から、私たちはこの居住権を侵害するとここの今度の提案に対する反対するものであります。

第三に、有料宿舎につきまして、今日政府はこの法律によりまして、宿舎に入つておりますところの公務員の宿舎の値上げを策しておる。たとえば、公定價格あるいは法定價格のないときには普通の家賃並にこれをきめるということになつております。こういうところから家賃の値上げとなり、かくてまた実質上賃金がこれによつて低下するのであります。かくして、一般公務員、特に下級公務員の生活はこれに大きな悪影響を與えておるといふことは万人の認めることであります。従つて私たちは、以上の五つの反対理由をもちましてこの法律案に反対すと同時に、今後國費をもつて極力莫大な住宅を建設し、これらの住宅は人民の管理によつてやるといふことが必要であるということを申し述べて、本法案に反対の意を表明するものであります。(拍手)

○風早八十二君登壇  
〔風早八十二君登壇〕  
私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されておりました諸法案のうち特に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案に対して反対の意見を表明するものであります。

本案の根本的な趣旨といつますところは、要するに復興金融金庫がその積極的な融資機能を停止し、もつばら資金回収をなし、その回収した限りにおいてのみ新たな融資を継続するといふのであります。こういふ点から、私たちはこの居住権を侵害するとここの今度の提案に対する反対するものであります。

第三に、有料宿舎につきまして、今日政府はこの法律によりまして、宿舎に入つておりますところの公務員の宿舎の値上げを策しておる。たとえば、公定價格あるいは法定價格のないときには普通の家賃並にこれをきめるということになつております。こういうところから家賃の値上げとなり、かくてまた実質上賃金がこれによつて低下するのであります。かくして、一般公務員、特に下級公務員の生活はこれに大きな悪影響を與えておるといふことは万人の認めることであります。従つて私たちは、以上の五つの反対理由をもちましてこの法律案に反対すと同時に、今後國費をもつて極力莫大な住宅を建設し、これらの住宅は人民の管理によつてやるといふことが必要であるということを申し述べて、本法案に反対の意を表明するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 風早八十二君。  
〔風早八十二君登壇〕  
私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されておりました諸法案のうち特に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案に対して反対の意見を表明するものであります。

か、あるいはその他一般の民家にもこの施行の影響が現われまして、やがてたくさん立たちのきの問題、あるいは現在住んでおる一般の人々の家賃に対するいわゆるやみ價格のつり上げ、こういふ結果になることは言うまでもないであります。こういふように、この法案の影響といふものは大きなものがあるであります。

第五に、政府はこの法案の裏づけといたしまして十一億の予算を先日予算案において通過したのであります。が、しかしこの十一億の予算によつて建設される宿舎にいたしましても、これらは大部分は高級な官僚の宿舎でありまして、決して一般公務員の人々に、特に下級の人々にこの宿舎が渡るというわけのものではないのであります。従つて、今日このように住宅が非常に拂底し、戦災によつて数百万人の人々が家を失い、星空のもとに住み、常に下級の人々にこの宿舎が渡るというわけのものではないのであります。従つて、今日このように住宅が非常に不足せしめられてゐるといふことには、まだ一室に数家族が住んで、ぎこちのない生活をやつておるといふことになります。この時代において、この住宅の不足とあれば、公定價格あるいは法定價格のないときには普通の家賃並にこれをきめるために大きな悪影響をもたらす社会的にも大きな悪影響を與えておるといふことは、これは万人の認めることであります。従つて私たちは、以上の五つの反対理由をもちましてこの法律案に反対すと同時に、今後國費をもつて極力莫大な住宅を建設し、これらの住宅は人民の管理によつてやるといふことが必要であるということを申し述べて、本法案に反対の意を表明するものであります。(拍手)

第四には、この法律の施行の結果、これによつて一般の社会に大きな影響を與える。すなわち政府は、この法律をたてにとりまして、どんづら、強行することになれば、今日の会社の社宅と







第二條 前條の規定により國が取得し、又は使用する財產で、國家地方警察が市町村警察又は消防と共に用しているものは、当該市町村に無償でこれを使用させるものとする。

川本末治君登壇

○川本末治君　ただいま議題となりました都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申しあげます。

右報告申し上げます。(拍手)

府県の所有いたしております、警察の使用しておりますすべてのものがなされておるということは、すでに皆様も御承知の通りと思うのであります。しかるに政府は、ただ所有権と使用権とが相一致しないところにきわめて不合理があると申しておられます

とするのか。もし政府が理由に述べて  
おりまする通り、所有権と使用権とが  
相一致しなければならないという理論  
の上に立ちますならば、今日の都道府  
県の持つておりまする財産目録に載つ  
ておりまするこれらの財産は、当然政  
府が有償をもつて買收すべきであると

する財産に伴う負債があるときは、國が、その元本及び利子の支拂義務を承継するものとする。

は、左の各号に掲げるものに限り、適用する。

## 内にある電話機を含む。）

2 前項各号に掲げるものの外、都  
ひ補修に必要な資材

— 1 —

道府縣の所有に屬する警察用有線電氣通信施設及び資材の処理に關

しては、別に法律で定める。

警勢に必要な財源及び物品の調達の決定その他この法律の適用について争があるときは、國家地方警察本部長官又は都道府縣知事の申立てに基き、内閣總理大臣が、これを決定する。

この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

わたりまして政府との間に熱心なる質疑が行われました。続いて同日討論に入りまして、社会党の門司委員、共産党の立花委員より反対意見が述べられ、また民主自由党の河原委員より賛成意見が述べられまして、次いで採決に入

の法律自体は、非常な國家の横暴性と、今日の民自党内閣の、きわめて地方住民の上を顧みざる、國民の生活を顧みない一つの大きな反動性の現われであるといふことを、はつきりとわれ／＼は言わなければならぬのであります。（拍手）もし眞に現政政府が國家の住民の生活を安定せしめるためならば、当然都道府縣の財産において何らの支障のないものを、何がために無償でこれを没収せん

さらに最も重要なにわれ／＼が考えな  
ければならないものは、警察の中枢神  
経ともいべき電信電話の施設でありま  
す。これらのは他の法律において  
て定めるとということを書いております  
が、この警察の中枢神経すらも、一方で  
おいて政府の考る通りにもしこれが  
規定されて參りますならば、私は警察  
機能の中枢神経が非常に大きく麻痺し  
たしまして、將來の治安關係にきわめ  
て大きな支障を來すものであるといふ

官報号外 昭和二十四年五月十三日

衆議院会議録第二十七号 都道府縣の所有に屬する警察用財産等の処理に関する法律案

ことを、ここにはつきり指摘しておきたいと思うのであります。

以上、きわめて簡単ではござりますが、本法案に対する反対の意見を申し述べる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 立花敏男君。

「立花敏男君登壇」

この法案の趣旨は、現在地方自治團体が所有しておりますところの、國家警察が使用しております土地並びに通信施設並びに自動車、トラック等の運輸施設をそつくりそのまま國家に取り上げまして、しかも一旦國家警察に取り上げましたものを再び通信省の所管に移さんとしているものであります。これに対しまして日本共産党は絶対に反対の意を表明するものであります。

思い起しますと、去る四月二十一日、本議場におきまして、全國の地方自治團体の熱烈なる要望を裏切りまして、地方配付税を数百億削減したのであります。今年の地方予算におきましては、最初政府が考えておりましたよりも、地方配付税、地方起債あるいは國庫支出金におきまして合計約一千億の金が削られておるのであります。この結果といたしまして、地方の財政は破産し、地方の事業は麻痺し、自治体警察にいたしましても、その返上論の声さえ上つておる状態であります。一方地方住民といたしましては、この負担を全面的に地方税の増徴あるいは警察の強制寄附等の増加によりまして、まったく生活が破滅に瀕し、地方住民の中には、すでに配給物を受取る金すらないという状態が増加しつつあるのです。

○立花敏男君 在地方自治團体が所有しておりますところの、國家警察が使用しております土地並びに通信施設並びに自動車、トラック等の運輸施設をそつくりそのまま國家に取り上げまして、しかも一旦國家警察に取り上げましたものを再び通信省の所管に移さんとしているものであります。これに対しまして日本共産党は絶対に反対の意を表明するものであります。

かかかる際に、社会党の門司君は三十億と申されました。三十億はかかるかに上まるところの合計數十億に達する地方自治團体の財産を、何らの具体的な補償なしに没収するということは、單に經濟的な負担を地方自治体に與えるのみならず、かかる状態において地方の意向を無視し、かかる措置をするということは、精神上における地方自治團体への悪影響が当然考えられるのであります。中央に対する地方の不信の念をより一層強めるものであると考えられます。

しかも、地方自治團体と國家とは異なつた二つの人格であります。一方の人格に属するものをかようなやり方で無償で取上げるということは、明らかにかつての官僚ファッショニズムの方であります。しかも、かかる方シヨ的なやり方を强行する必要は少しありません。しかし、かかる方シヨ的なやり方を强行する必要は少しありません。何となれば、一昨年警察法改正以來、現在まで引続ぎ所有権の移轉なくして無事に事が運ばれておるのであります。いまさら何の必要があつてこれが所有権の移動を行わなければならぬのか、了解に苦しむ次第であります。たとい一步を譲りまして、國家に所有権を移すことが正しいといたしましても、さらになぜそれを國家警察の手を離れて通信省の所管に移さなければならぬか、ここに大きな問題があると考えられます。通信施設は、警察にとりましては——警察が全國的な直通電話を持つということは、警察業務の遂行上まことに中枢的なものであります。これを確保し、これがいかに必要

かかる際に、社会党の門司君は三十億と申されました。三十億はかかるかに上まるところの合計數十億に達する地方自治團体の財産を、何らの具体的な補償なしに没収するということは、精神上における地方自治團体への悪影響が当然考えられるのであります。中央に対する地方の不信の念をより一層強めるものであると考えられます。

しかも、地方自治團体と國家とは異なつた二つの人格であります。一方の人格に属するものをかのようなやり方で無償で取上げるということは、明らかにかつての官僚ファッショニズムの方であります。しかも、かかる方シヨ的なやり方を强行する必要は少しありません。何となれば、一昨年警察法改正以來、現在まで引続ぎ所有権の移轉なくして無事に事が運ばれておるのであります。いまさら何の必要があつてこれが所有権の移動を行わなければならぬのか、了解に苦しむ次第であります。たとい一步を譲りまして、國家に所有権を移すことが正しいといたしましても、さらになぜそれを國家警察の手を離れて通信省の所管に移さなければならぬか、ここに大きな問題があると考えられます。通信施設は、警察にとりましては——警察が全國的な直通電話を持つということは、警察業務の遂行上まことに中枢的なものであります。これを確保し、これがいかに必要

であるかということは、警察自身がよく御存じであります。しかしながら、これを何のさしつかえがあつて通信省に移さなければならないのか、ここに大きな問題があるのであります。

かくして本法案の内容は、地方住民の利益に反し、地方自治團体の信頼を裏切り、さらに警察自身の意向を無視して断行されるところの、また買弁的な性格を持つものであります。吉田首相は、新聞その他を通じまして、國鐵あるいは專賣局、あるいは郵政・通信等の事業の國有財産を民間に拂い下げるということをたび々発表されておりますが、私たちは、まことにこの内容の法案こそ、かかる形で吉田首相の言明をそのまま実行せんとするものであると断定せざるを得ないのであります。

○副議長(岩本信行君) 立花敏男君。

「立花敏男君登壇」

かかかる際に、警察のファッショニズム的な、賣國的な警察力の増加には断じて反対せざるを得ないのであります。

○副議長(岩本信行君) 立花敏男君。

## 第四章 原則(第五十五條 第五十八條)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において「鉱業」とは、砂鉄業を含む。

この法律において「鉱業権者」とは、砂鉄権者、旧重要鉱物増産法(昭和十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権者及び石炭鉱業権等の使用権者を含む。

この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。但し、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附屬施設、該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附屬施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地における「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に從事する者をいう。

第三條 この法律において「保安」とは、鉱業に関する左の各号の事項をいう。

一 鉱山における人に対する危害の防止

二 鉱物資源の保護

三 鉱山の施設の保全

四 鉱害の防止

五 保安

六 保安

七 保安

八 保安

九 保安

十 保安

十一 保安

十二 保安

十三 保安

十四 保安

十五 保安

十六 保安

十七 保安

十八 保安

十九 保安

二十 保安

二十一 保安

二十二 保安

二十三 保安

二十四 保安

二十五 保安

二十六 保安

二十七 保安

二十八 保安

二十九 保安

三十 保安

三十一 保安

三十二 保安

三十三 保安

三十四 保安

三十五 保安

三十六 保安

三十七 保安

三十八 保安

三十九 保安

四十 保安

四十一 保安

四十二 保安

四十三 保安

四十四 保安

四十五 保安

四十六 保安

四十七 保安

四十八 保安

四十九 保安

五十 保安

五十一 保安

五十二 保安

五十三 保安

五十四 保安

五十五 保安

五十六 保安

五十七 保安

五十八 保安

五十九 保安

六十 保安

六十一 保安

六十二 保安

六十三 保安

六十四 保安

六十五 保安

六十六 保安

六十七 保安

六十八 保安

六十九 保安

七十 保安

七十一 保安

七十二 保安

七十三 保安

七十四 保安

七十五 保安

七十六 保安

七十七 保安

七十八 保安

七十九 保安

八十 保安

八十一 保安

八十二 保安

八十三 保安

八十四 保安

八十五 保安

八十六 保安

八十七 保安

八十八 保安

八十九 保安

九十 保安

九十一 保安

九十二 保安

九十三 保安

九十四 保安

九十五 保安

九十六 保安

九十七 保安

九十八 保安

九十九 保安

一百 保安

一百一十 保安

一百一十一 保安

一百一十二 保安

一百一十三 保安

一百一十四 保安

一百一十五 保安

一百一十六 保安

一百一十七 保安

一百一十八 保安

一百一十九 保安

一百二十 保安

一百二十一 保安

一百二十二 保安

一百二十三 保安

一百二十四 保安

一百二十五 保安

一百二十六 保安

一百二十七 保安

一百二十八 保安

一百二十九 保安

一百三十 保安

一百三十一 保安

一百三十二 保安

一百三十三 保安

一百三十四 保安

一百三十五 保安

一百三十六 保安

一百三十七 保安

一百三十八 保安

一百三十九 保安

一百四十 保安

一百四十一 保安

一百四十二 保安

一百四十三 保安

一百四十四 保安

一百四十五 保安

一百四十六 保安

一百四十七 保安

一百四十八 保安

一百四十九 保安

一百五十 保安

一百五十一 保安

一百五十二 保安

一百五十三 保安

一百五十四 保安

一百五十五 保安

一百五十六 保安

一百五十七 保安

一百五十八 保安

一百五十九 保安

一百六十 保安

一百六十一 保安

一百六十二 保安

一百六十三 保安

一百六十四 保安

一百六十五 保安

一百六十六 保安

一百六十七 保安

一百六十八 保安

一百六十九 保安

一百七十 保安

一百七十一 保安

一百七十二 保安

一百七十三 保安

一百七十四 保安

一百七十五 保安

一百七十六 保安

一百七十七 保安

一百七十八 保安

一百七十九 保安

一百八十 保安

一百八十一 保安

一百八十二 保安

一百八十三 保安

一百八十四 保安

一百八十五 保安

一百八十六 保安

一百八十七 保安

一百八十八 保安

一百八十九 保安

一百九十 保安

一百九十一 保安

一百九十二 保安

一百九十三 保安

一百九十四 保安

一百九十五 保安

一百九十六 保安

一百九十七 保安

一百九十八 保安

一百九十九 保安

一百二十 保安

一百二十一 保安

一百二十二 保安

一百二十三 保安

一百二十四 保安

一百二十五 保安

一百二十六 保安

一百二十七 保安

一百二十八 保安

一百二十九 保安

一百三十 保安

一百三十一 保安

一百三十二 保安

一百三十三 保安

一百三十四 保安

一百三十五 保安

一百三十六 保安

一百三十七 保安

一百三十八 保安

一百三十九 保安

一百四十 保安

一百四十一 保安

一百四十二 保安

一百四十三 保安

一百四十四 保安

一百四十五 保安

一百四十六 保安

一百四十七 保安

一百四十八 保安

一百四十九 保安

一百五十 保安

一百五十一 保安

一百五十二 保安

一百五十三 保安

一百五十四 保安

一百五十五 保安

一百五十六 保安

一百五十七 保安

一百五十八 保安

一百五十九 保安

一百六十 保安

一百六十一 保安

一百六十二 保安

一百六十三 保安

一百六十四 保安

一百六十五 保安

一百六十六 保安

一百六十七 保安

一百六十八 保安

一百六十九 保安

一百七十 保安

一百八十一 保安

一百八十二 保安

一百八十三 保安

一百八十四 保安

一百八十五 保安

一百八十六 保安

一百八十七 保安

一百八十八 保安

一百八十九 保安

一百二十 保安

一百四十一 保安

一百四十二 保安

一百四十三 保安

一百四十四 保安

一百四十五 保安

一百四十六 保安

一百四十七 保安

一百四十八 保安

一百四十九 保安

一百五十 保安

一百五十一 保安

一百五十二 保安

一百五十三 保安

一百五十四 保安

一百五十五 保安

一百五十六 保安

一百五十七 保安

一百五十八 保安

3 係員は、保安管理者及び副保安管理者の指揮（保安管理者及び副保安管理者を選任しない鉱山においては鉱業権者の指揮）を受け、保安に関する事項を分掌する。

4 前三項に定めるものの外、保安管理者、副保安管理者及び係員の職務に関し必要な事項は、省令で定める。

第五條 鉱業権者は、省令の定めるとところにより、鉱山において、保安監督員を選任しなければならない。

2 保安監督員は、保安に関し、保安管理者、副保安管理者及び係員に勧告する。

3 第十三條第二項から第五項まで及び前條第四項の規定は、保安監督員に準用する。

第十六條 鉱業権者は、保安管理者、副保安管理者又は保安監督員が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

2 前項の代理者がその職務を行う場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを保安管理者、副保安管理者又は保安監督員とみなす。

第十七條 鉱山労働者は、保安管理者、副保安管理者及び係員がこの法律又はこの法律に基く省令の規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

#### 第十八條 保安管理者、副保安管理者、係員及び保安監督員（以下「保安技術職員」と総称する。）は、省令の定めるところにより、國家試験に合格し、且つ、一定の資格を有するものでなければならない。

（保安委員会）  
第十九條 鉱業権者は、保安に関する重要な事項を調査審議し、保安管理者（保安技術職員を選任しない鉱山においては鉱業権者。以下本條において同じ。）の保安に関する職務の執行に協力し、これに勧告を行わせるため、省令の定めるところにより、鉱山に保安委員会を設けなければならない。

2 保安委員会は、保安管理者及び委員をもつて組織し、保安管理者が議長となる。

第三十條 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。

2 前項の委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の過半数の推せんにより選任しなければならない。但し、その推せんがないときは、この限りでない。

3 鉱業権者は、第一項に規定する地下においては、特別掘採計画によることができる。

2 鉱山保安監督部長は、理由を示して、特別掘採計画の変更を命ずることができる。

3 鉱業権者は、第一項に規定する地下においては、特別掘採計画によらなければ、鉱物を掘採してはならない。

第三十一條 保安委員会は、議長が招集し、その議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。

（監督上の行政措置）

第三十二條 鉱山保安監督部長は、鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）第四十四條（砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）第二十三條、旧重要鉱物増産法附則第三項の規定によりなおその効力を有する規

#### 法第十七條ノ二十二第二項及び石炭鉱業権等臨時措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

2 鉱山保安監督部長は、施業案中保安に関する事項について、商工局長（石炭鉱業については石炭局長。以下本章において同じ。）と議し、理由を示して、その変更を命ずることができる。

3 第二十三條 鉱業権者は、海底、河底若しくは湖沼底の地下又は土地の掘さくにより鉱害を生ずるおそれの特に多い地下において鉱物を掘採しようとするときは、省令の定めるところにより、特別掘採計画を定め、鉱山保安監督部長の認可を受けなければならない。これを変更するときは同様である。

4 その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

5 第二十六条 鉱業権が消滅した後でも五年間は、鉱山保安監督部長は、鉱業権者であつた者に対し、

2 前項の規定による命令を受けていたため必要な設備をすることを命ずることができる。

6 第二十七条 商工大臣又は鉱山保安監督部長は、第二十二條第二項、

第三十條 第六條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十三條及び前二條に定めるもの以外、鉱業権者が第四條の規定によつて講すべき措置及び保安技術職員その他の鉱山労働者が第五條の規定によつて守るべき事項は、省令で定める。

（省令への委任）

第三十一條 第四條、第八條、第九條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及び第二十八條の規定は、第二條第三項及び第五項の規定による附屬施設については、廃水、鉱さい及び鉱煙の処理に伴う鉱害の防止についてのみ適用す

くは火氣の取扱その他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基く省令に違反していると認められるときは、鉱業権者に對し、その施設の使用の停止、改造、修理若しくは移転又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

2 前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督部長は、商工局長に協議しなければならない。但し、急迫の危険のある場合は、この限りでない。

3 第二十九條 鉱業権者は、省令の定めるところにより、保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、且つ、その複本を鉱山保安監督部長に提出しなければならない。

（報告）

第三十二条 商工大臣又は鉱山保安監督部長は、省令の定めるところにより、鉱業権者に保安に関する事項を陳述し、及び証拠の申出をすることができる。

2 前項の規定による命令をしようとするときは、鉱山保安監督部長は、商工局長に協議しなければならない。但し、急迫の危険のある場合は、この限りでない。

3 第二十九條 鉱業権者は、省令の定めるところにより、保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、且つ、その複本を鉱山保安監督部長に提出しなければならない。

（監督上の行政措置）

第三十三条 第六條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十三條及び前二條に定めるもの以外、鉱業権者が第四條の規定によつて講すべき措置及び保安技術職員その他の鉱山労働者が第五條の規定によつて守るべき事項は、省令で定める。

（適用除外）

第三十四条 商工大臣は、鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認められる場合において、必要があるときは、鉱業権者又は鉱業権者であつた者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行わなければならぬ。但し、第二十五条第一項の規定による命令をする場合においては、保安に関する急迫の危険があるときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、同項

（鉱山保安局及び保安監督部）

第三十五条 鉱山保安監督部長は、鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若し

第三十六条 第三章

監督機関



め、商工省に鉱務監督官研修所を置く。

2 鉱務監督官研修所の名称、位置その他必要な事項は、省令で定める。

(保安技術講習所)

第五十三条 保安技術職員又は保安技術職員にならうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授するため、商工省に保安技術講習所を置く。

2 保安技術講習所の名称、位置その他必要な事項は、省令で定める。

(労働大臣及び労働基準局長の勧告)

第五十四条 労働大臣は、鉱山における危害の防止に関する事項を告げることを告げることができる。

2 労働省労働基準局長は、鉱山における危害の防止に関し、商工大臣に勧告することができる。

第四章 罰則

第五十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第二十三條第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第七條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條第一項又は三項の規定による罰金に處する。

三 第二十六條第一項の規定による命令又は处分に違反した者

四 第三十五條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をしなかつた者

五 第五十九條の二の規定による罰金に處する。

六 第六條第二項の制限に違反した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

七 第六條第二項を就業させた者

## 二 第七條第一項、第八條第一項、第九條、第十條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項又は第三十

## 三 第八條第二項の規定による罰金を科する。

## 四 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 五 第三十條の規定による罰金を科する。

## 六 第三十條の規定による罰金を科する。

## 七 第三十條の規定による罰金を科する。

## 八 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 九 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十一 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十二 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十三 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十四 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十五 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十六 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十七 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十八 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 十九 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 二十 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 二十一 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 二十二 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 二十三 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

## 二十四 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

章 削除]に、第七十一條から第七十四條までを次のように改める。

第七十一條乃至第七十四條 削除

第九十六條第一号中「第四十四條」の下に「第一項若ハ第三項」を

八條第二項の規定に違反した者

三 第八條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第八條第三項、第十條第三項又は第十三條第二項(第十五條第三項に準用する場合を除む。)の規定による罰金を科する。

五 第三十條の規定による罰金を科する。

六 第三十條の規定による罰金を科する。

七 第三十條の規定による罰金を科する。

八 第三十條の規定による罰金を科する。

九 第三十條の規定による罰金を科する。

十 第三十條の規定による罰金を科する。

十一 第三十條の規定による罰金を科する。

十二 第三十條の規定による罰金を科する。

十三 第三十條の規定による罰金を科する。

十四 第三十條の規定による罰金を科する。

十五 第三十條の規定による罰金を科する。

十六 第三十條の規定による罰金を科する。

十七 第三十條の規定による罰金を科する。

十八 第三十條の規定による罰金を科する。

十九 第三十條の規定による罰金を科する。

二十 第三十條の規定による罰金を科する。

二十一 第三十條の規定による罰金を科する。

したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

び災害時の救護を含む。)について、これを適用しない。

第七十二條、第七十三條第一項、第七十九條第一号中「第四十四條」の下に「第一項若ハ第三項」を

八條第二項の規定による罰金を科する。

三 第三十條の規定による罰金を科する。

四 第三十條の規定による罰金を科する。

五 第三十條の規定による罰金を科する。

六 第三十條の規定による罰金を科する。

七 第三十條の規定による罰金を科する。

八 第三十條の規定による罰金を科する。

九 第三十條の規定による罰金を科する。

十 第三十條の規定による罰金を科する。

十一 第三十條の規定による罰金を科する。

十二 第三十條の規定による罰金を科する。

十三 第三十條の規定による罰金を科する。

十四 第三十條の規定による罰金を科する。

十五 第三十條の規定による罰金を科する。

十六 第三十條の規定による罰金を科する。

十七 第三十條の規定による罰金を科する。

十八 第三十條の規定による罰金を科する。

十九 第三十條の規定による罰金を科する。

二十 第三十條の規定による罰金を科する。

二十一 第三十條の規定による罰金を科する。

したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

び災害時の救護を含む。)について、これを適用しない。

第七十二條、第七十三條第一項、第七十九條第一号中「第四十四條」の下に「第一項若ハ第三項」を

八條第二項の規定による罰金を科する。

三 第三十條の規定による罰金を科する。

四 第三十條の規定による罰金を科する。

五 第三十條の規定による罰金を科する。

六 第三十條の規定による罰金を科する。

七 第三十條の規定による罰金を科する。

八 第三十條の規定による罰金を科する。

九 第三十條の規定による罰金を科する。

十 第三十條の規定による罰金を科する。

十一 第三十條の規定による罰金を科する。

十二 第三十條の規定による罰金を科する。

十三 第三十條の規定による罰金を科する。

十四 第三十條の規定による罰金を科する。

十五 第三十條の規定による罰金を科する。

十六 第三十條の規定による罰金を科する。

十七 第三十條の規定による罰金を科する。

十八 第三十條の規定による罰金を科する。

十九 第三十條の規定による罰金を科する。

二十 第三十條の規定による罰金を科する。

二十一 第三十條の規定による罰金を科する。

第五條第一項第二号中「保安及び」を削る。

10 臨時石炭鉱業管理法（昭和二十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一條中「生産に関する事務」の下に「保安に関する事務を除く。」を加える。

11 石炭鉱業等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項第三号中「第七十二條」を

七十二條又は「若しくは」を改め、「命令」の下に「又は鉱山保安

法第二十四條若しくは第二十五條第一項の命令」を加える。

第三十三條中「第七十二條」を

「第七十四條ノ二」に、同條第一項但書中「第七十四條第一項及び第

七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅」とあるのは「鉱業権消滅ニ因リ

第一項中「鉱業権消滅ノ時」とあるのは「第七十四條ノ二第一項中

「鉱業権消滅セル場合」とあるのは「鉱業権消滅ニ因リ使用権消滅セ

ル場合」と、「鉱業権消滅ノ時」と

あるのは「に改める。

第三十六條第一号中「第四十五

條、第七十二条、第七十三条第一

項又は第七十四条第一項」又は

第四十五條第一項に改め、同條

第三号中「第四十四條」の下に「第

一項又は第三項」を加える。

12 試掘権者又は砂鉱権者（改正前

の砂鉱法第十六條ノ三第一項の規

定による命令を受けた者を除く。）

は、この法律施行の日から一年間

は、鉱業法第四十四條第一項及び

第三項（砂鉱法第二十三條におい

て準用する場合を含む。）の規定に

かかわらず、その鉱業を行なうこと

ができる。

改正前の砂鉱法第十六條ノ三第一

項又は第二項の規定による認可

を受けた施設案は、改正後の同法

第三十三條において準用する鉱業

にかかわらず、この法律施行の日

にかかわらず、この法律施行の際

認可を受けた施設案とみなす。

14 鉱業権者は、この法律施行の日

から六箇月間は、第十八條の規定

にかかると、この法律施行の際

現に鉱業管察規則（昭和四年商工

省令第二十一号）の規定による技

術管理者、技術管理者の代理者又

は係員である者を保安技術職員に

選任することができる。

15 鉱業権者は、この法律施行の日

から一年間は、第十八條の規定に

かかわらず、審査会の選考を経た

者を保安技術職員に選任すること

ができる。

16 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用に関しては、なお

従前の例による。

職員の種類	級別			
	一 級	二 級	三 級	計
鉱務監督官	一 人	七 人	九 人	一 五
商工技官	一 人	六 人	一 〇	一 七
商工事務官	一 人	三 人	五 人	一 九
計	一 人	一 六	一 七	五 〇

職員の種類	級別			
	二 級	三 級	計	
鉱務監督官	七 四	九 二	一 六	六 六
商工技官	一 人	二 二	三 三	一 九
商工事務官	七 一	一 二	一 三	二 二
計	九 二	二 二	二 八	二 四 五

鉱山保安法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔神田博君登壇〕

○神田博君　ただいま議題となりました自轉車競技法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申上げます。

まず、本法は昭和二十三年法律第二百九号をもつて公布施行せられたもの

轉車産業の進展、輸出貿易の伸張を期するという意味におきまして、本改正

ます。

法案を提出した次第であります。なお本改正法案は、四月二十八日商工委員会に付託せられ、四月三十日、提案者代表の民自党原健三郎君よりその都道府県及び市に限定されておるの工委員会に付託せられ、四月三十日、提案者代表の民自党原健三郎君よりそ

の提議理由の説明を聽取し、五月十一日質疑に入りましたところ、民主党柳原三郎君より、「財政逼迫等を勘案しなさしむることが必要であると考えま

して、主催権を町村にまで拡張いたそ

うとするのであります。あわせて自

然の地方農民の射撃心を助長するおそ

れはないかとの質疑がありました。

引き続計論に入りましたところ、民

自党門脇勝太郎君、民主党橋木金一君

並びに田中伊三次君より賛成の意見が述べられ、社会党今澄勇君、共産党聽

濱克巳君より反対の意見があり、採決に入りましたところ、多数をもちまして改正法律案を可決いたしました次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

山保安法案の商工委員会における審議の経過並びに結果につきまして簡単に御報告申上げます。

本案は、去る四月二十八日、本委員会に付託せられました。戦時の監掘による鉱業施設等の荒廃のため鉱山の保安状況は悪化し、鉱業の生産確保向上のためには保安條件の整備が焦眉の急務となつておるのであります。これを規制する現行法規には相当予備の点があり、監督機関も十分とは言い得なかつたのであります。これがため、本法案にはこれらの点につき特別の考慮をなされておるのであります。すなわち本法案の要旨は、第一條に明示するがごとく、鉱業の特殊性にかんがみて鉱山労働者の保護と鉱物資源の合理的開発をはかるという、この二つの目的をあわせて持つておるのであります。

次に本法案の特色といたしますところは、第一には、鉱業の保安に関する鉱業権者及び保安技術職員、鉱山労働者等の責任を法律によつて明確に規定するということです。

第二の点は、鉱業保安が特殊の技術的事項に属する点にかんがみ、鉱山の現場機構を整備強化しようとしていることであります。すなわち、保安管理者、保安監督員等の制度を整備するとともに、保安委員会を設置し、保安規定を作成せしめ、現場における保安業

君

あります。これを許します。今澄勇

以上をもつて報告を終ります。(拍手)

のと議決せられました。

見を表明せられました。討論終了後探決の結果、多数をもつて可決すべきも

新政治協議会代表河野金昇君、以上の四氏はそれゝ賛成意見を、日本社会党代表今澄勇君、日本共産党代表駒瀬克巳君、以上二君はそれゝ反対の意

本委員会におきましては、去る五月七日、十日及び十一日の三日間にわたりて審議をいたしました。その間労働委員会との連合審査も行われ、すこぶる活発な論戦が交されたのであります。が、それらの詳細につきましては委員会速記録に譲ることといたします。

質疑終了後討論に入りました、民主自由党代表小金義照君、民主党代表橋

おるのであります。以上が大体本案の特色ともいふべき点であります。

議せしめると同時に、一方において監督命令に対する聽聞会の制度も設けて

それべく労資、学識経験者よりなる保  
安協議会を設け、重要事項につて審

督の強化をはかるとともに、これが民  
主的運営を確保すること、中央地方に

部、炭鉱保安監督部を置き、これらに

の事務局、且つ白川選官、をはじめおることであります。すなわち、中央

第三の点は、監督機関の整備と、そ

務の最も円滑なる運営を期しているこ

三二、リノ、三義二三の所采算等二

卷之三

○今澄勇君 私は、ただいま議題となつて  
りました鉱山保安法案について、日本  
社会党を代表して反対の意見を申し述べ  
る次第であります。

四十幾年間、鉱業法、砂鉱法、ある  
いはその他の取締法規によつて難然と  
保安行政が行われておりますたるとこ  
ろ、これが一元化されるということは  
私どもの長い間の希望であり、この保

つて、中小炭鉱はまさに危急に瀕し、さらに政府支拂いの遅延や金づまりによりまして、代金の支拂いが遅れるために坑木は不足し、ここ半年もすでにその荷動きをやめておるという状態であります。鉱山の中に坑木がなくて労働者の保安が一体どうして保たれですか。こういつた経済性に支配され、生産第一主義をやるところの商工省

る諸問題関といふ  
であります。こな  
れの希望と労働  
者、労働者を考  
視し、労働者が  
いて資本家が怠慢  
鉱山の中における  
がそうとする意図  
いうことを指摘す  
ります。

安行政の一元化ということは、まことにこれは迅速にやらなければならぬことであつたのであります。

しかし、この際保安行政が一元化されることにはまことにけつこうであります。が、大きな誤りがここに犯されおるということを指摘せざるを得ないのです。その誤りは、すなわちこの鉱山保安法案の第一條に、本法は鉱山労働者の危害の防止と鉱物資源の合理的開発を目的としておると書いてあります。が、われくは、労働基準法に連なる労働者の厚生保安を管轄するところのものは労働省でなければならぬと思う。少くともこのようないの労働者の危害防止に関する行政が商工省に移つたということについては、大きな一つの問題をはらんでおるのであります。この鉱山保安法を最初に行つておりまする米國においても、これは労働省の管轄でも商工省の管轄でもない、独立の管轄省において、あらゆる経済関係に左右されないで、眞に鉱山労働者の災害防止のために活動しておるのであります。

わが國における商工省は、今日石炭の問題においても、炭鉱の四千カロリー以下の中山の取扱い、あるいは所管にこの鉱山保安行政が移つたと運用するという、労働者にとつて悲むべき現実と相なつたことは、まことに残念に思う次第であります。

第二番目に、この鉱山保安法に関して一休予算をどのくらいとするか、資材を動員される物資の計画についての動員者は、商工大臣は何らの準備もない。まして、明確なる数字を申し上げることはできないという答弁であります。まことに予算を伴わざるかかる法律は、これ羊頭狗肉と言わざるを得ない。われくは、こういう労働者の灾害を防止するためには多額の予算と資材を動員しなければならない、かように考えておるのであります。

第三点として内容でありまするが、二点だけ指摘して私は反対の意見を主張したいと思う。第一は保安委員会でござりますが、アメリカにおける立法をみると、五人委員会の名のもとに、こ

次に鉱務監督官の権限について、これはまた非常に強力なものにしてあるのでございます。しかもアメリカにおいては、これらの鉱務監督官については、リコールの制度が布かれ、この強力なる監督官あるいは資本家側に加担し、あるいは間違つて労働者の反対の行動をする場合には、リコールにより、ただちに引上げられる。わが國の法律案は、保安委員会は諮問機關であるが、この監督官がまことに強力なる力を與えられておる。リコールの制度を布く意思ありやと言うて聞いて見たところ、商工大臣は、その意思は全然ないという答弁でござります。

結論として、この鉱山保安法は、労働者の参加を名目のみにとどめたところの、今日の生産第一主義、四千二百萬トン、それを擣るためには實に怠慢なる鉱山における一切の不祥なるべき事にも目をおおわんとする意図が含まれております、ます生産するためのこれは行政保安廳であるということを確実にわれ／＼は指摘せざるを得ない。われわれは、生産その他の点も必要であるが、この保安法の意味する眞の目的は労働者の基本的人權の確保である。しかして、その災害を防止し、貴重な

る生命を守るということがあくまでもこの保安法を貰く大きな目的でなければならぬことを確信してやまないのではあります。その意味において、本法案は警察法的な取締行政の色彩が濃い。しかして、この法案の運用いかんによつては、労働者に與えられたるところの争議権もこれを抑圧することができるということを、私どもはまことに遺憾千万に存する次第であります。私は、このような意味合いから、ここに労働者を参加せしめることを口実に、保安施設に怠慢なる資本家の利益追求の犠牲に労働者、特に鉱山労働者がならんとする現実については、絶対に反対でございます。

これを題するに、鉱山保安法は鉱山労働者の生命危害の防止をいたすものでありますから、これは強力なる労働行政の一環として、迅速に労働者のために運営さるべき法律をつくる必要があり、われくは、これがために修正案を提出いたしまして、ほんとうの労働者の保安法をつくりたいと考えておりますが、議事打切りの動議が出て、遂にそれを果し得ませんでした。近き機会において、眞に鉱山労働者の輿望にこたえるところの保安法をつくるであります。そこで、この意見を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 次は小金義照君。

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君 私は、民主自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議案のうち鉱山保安法案について賛成するものであります。

この法律は、その第一條に明記しておりまする通り、鉱山労働者に対する合理的な開拓を防止し、鉱物資源の合理的な開拓をはかることを目的とするものでありますから、まず労働保護に関する特別法であると同時に特別警察法でもあります。また特殊な産業立法でもあります。右の三つの性質を総合的に一体としたものを内容とする、きわめて重要な特別法であります。

当悪化して、災害もまた増加する傾向にあるのです。これでは人命の安全及び鉱業生産の確保向上は望み得られないところであります。この法律の施行によつて、万難を排して災害の絶滅を期し、鉱産物の増加をはかり、その鉱産物増加の基礎條件をこれによつて裏づけたいというのであります。

多額の資金と資材とを要するのであります。政府は、これらの点についても十分意を用いて遺憾なきを期せられるること、以上四点を強く希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

申すまでもなく、鉱業は一國産業の基礎をなすものでありまして、その盛衰消長はただちにその國の産業経済全般に重大な影響を與えるものであります。鉱業の保安は鉱山業経営の生命であります。鉱山労働者の安全なくして鉱業の經營はあり得ないのであります。と同時に、鉱業の經營なくして鉱山労働者はあり得ないのであります。この法律の内容及びその運用のいかんは、わが國鉱業の発達を左右するものであるのみならず、ただちにわが國産業の全般にわたつて復興上重大な關係を持つものであります。

命、公私を害すると同時に、天然資源を壊滅せしむることになるのであります。が、これはこの法律以外の他の法規によつて規正されるというのであります。けれども、鉱山労働者の利益を侵害することなく、鉱業の保安の見地から十分これらの点について注意を拂うべきこと、第四、生命の安全と生産の確保を内容とする鉱業の保安を確保するためには、何はさておいても、まず保安設備を改善充実することがきわめて大事であります。この保安設備の確保充実をはかるために、は、その基本的なものについては相当

かに現われておるのである。第一には、政府が石炭増産を強行して來た事実であります。これは皆さんによく御存じの通りである。昭和二十二年救國增産運動が行われ、二十三年には三千六百万トンの増産が強行され、二十四年度は四千二百万トンの増産が強行されようとしております。もう一つの事実は、この政府の増産運動に対しまして、價格補給金あるいは復金の融資等におきまして、他のあらゆる產業に優先して、石炭に対しましては第一等の國家援助が行われて來ておる。莫大なる資金が投下されておるのである。こ

多額の資金と資材を要するのであります。政府は、これらの点についても十分意を用いて遺憾なきを期せられて、以上四点を強く要望いたしました。本案に賛成するものであります。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) 聰濱克己君。  
〔聰濱克己君登壇〕  
○聰濱克己君 私は、日本共産党を代表しまして、本法案に反対を表明いたします。  
鉱山保安法案は、言うまでもなく鉱山の災害を防止し、労働者の身体、生命を守るという目的であります。ところが、それならば一体今まで日本において非常にひたたしい災害が起つて来ておりますが、これは何を理由にして起つてゐるであります。これを究明することなくしては保安の目的を達し得られないことは、これまで言つてもいいことであります。  
ところで、終戦後日本の石炭産業に

のことは、だれの目にも明らかな事實であります。実は、このだれにも明らかな二つの事実の中からこそ、われわれは今日の鉱山の災害の眞の原因を発見することができるのです。

ところで、ここで指摘しなければなりませんのは、終戦後の炭鉱における鉱山労働者の罹災者数の推移でござります。すなわち簡単に申し上げますれば、昭和二十一年には六万二千四百二十四人の罹災者であつたものが、二十二年におきましては九万三千五百十六人、二十三年には十四万二百人に激増しております。これを出炭百万トン当たりで調べてみますれば、昭和二十一年の二千七百七十六人に対しまして、二十二年は三千百七十一人、二十三年は実に四千五十二人に達しておるのである。このことは一休何を物語つているのであります。さきにあげました二つの明らかな事実を考え合せるならば、ここにはつきりした結論が出て来るではございませんか。

第一に、すなはち政府の増産運動が強行されればされるほど年とともに労働者の災害が激増しておるということと、このことは、言いかえますならば、増産運動が労働者の身体、生命の危険において行われたということを、きわめて明瞭に物語つております。さらにもう一つの事実は、増産運動のため莫大な國家資金が投ぜられたにもかかわらず、この災害の増加を防止し得なかつたということ、これはいかなることでありましよう。これは裏を返して申しますならば、莫大な援助にもかかわらず、事実炭鉱資本家が安全の施設、保安の施設をサポート・ジユして來

○副議長(岩本信行君) 次は小金義照君。(拍手) 対の意見を表する次第であります。(拍手)

○小金義照君 私は、民主自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議案のうち鉱山保安法案について賛成するものであります。



〔整理法〕といふ。に基いてその財産を処分するについて、債権者の保護手続及び財産の評価基準等を定め、もつて財産処分の公正と水産業協同組合への円滑な財産移轉とを図ることを目的とする。(債権者に対する措置)

實却は、入札又は競賣の方法のうち整理法第十三條第三項の資産処理委員会（以下「資産処理委員会」という。）の定める方法によつてしなければならない。

二以上ある場合には、水産業團體はこれらの大水産業協同組合につき  
入札又は競賣を行い、その結果落札人又は競落人となつた者に落札  
價格又は競落價格をもつて、當該財產を譲渡しなければならない。  
前項の落札價格又は競落價格は、第一項の賣却價格を下ること

組合連合会とし、当該財産が製造業会に属する場合にあつては当該製造業会の地区の全部又は一部を有する水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会とする。

かわる水産業團体整理特別措置法案に  
關し、その審議の経過及び結果の概要  
を御報告いたします。

まず、本法案につきまして政府提  
案の理由を説明いたします。水産業協

**第二條** 水産業團体は、整理法第五條、第七條及び第九條から第十一條までの規定に基き水産業協同組合が債務を承継することにつき異議を有する債権者は一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各

ときはこれによるものとし、公定價格がないときは時價を基準として資産処理委員会の認定した價格によるものとする。  
(買受人又は落札人の決定)

第三例　本木の方法をもつて水産業團体の財産を賣却するにあたり、落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、そのうちには水産業協同組合があるときは、当該水産業協同組合をもつて落札人とする。

委員會が定める。  
第八條 水産業團体は、前六條の規定による手続を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による認可の申請をすることがで

本法案は全文九箇條より成つておりますが、なお債権者の保護及び財産の評価基準等につき規定する必要があるもので、その措置をとろうとするのが、本法案提出の主要なる理由であります。併し水産業團体の懸念等に関する法律の中にその方途に關して規定してあります。まして、その内容のおもなる事項について既終了明示申上げます。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

4 項に想定する債務の承継を承諾したものとみなす。

体は、遅滞なく、弁済をし、若しくは相当の担保を供し又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

**第三條** 前條第四項の規定による弁済又は信託をするために必要な財産の賣却は、法令又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない資産を除き、随意契約によつてしなければならない。

2 前項の随意契約ができないとき  
又は成立しなかつたときの財産の

水産業團体は、前項本文の規定に基いて同項但書の期間内に当該財産の譲渡を申し出た水産業協同組合に、第一項の賣却價格をもつて、当該財産を譲渡しなければならない。

する財産が漁業会に属する場合にあつては当該漁業会の会員の十分の一以上を組合員とする漁業協同組合又は漁業生産組合とし、当該財産が都道府縣水産業会に属する場合にあつては当該都道府縣水産業会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合又は漁業協同

る。  
水産業團体整理特別措置法案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔石原圓吉君登壇〕

かくて委員会は、討論を省略しました。ただちに採決に入り、全員一致をもつて政府提案の本法案は可決された  
ことになります。





3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第九條に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村の長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防團の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、水防のための水防團及び消防機關の活動、一の水防管理團体と他の水防管理團体との間における協力及び應援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

第三章 水防組織  
(水防の責任)

第三條 水防予防組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

2 水害予防組合の設置されていない区域においては、市町村組合又が、水害予防組合及び市町村組合が設置されていない区域においては、市町村が、当該市町村組合又は市町村の区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

3 都道府縣は、その区域における水防管理團体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理團体)

第四條 都道府縣知事は、水防上公共の安全に重大な關係のある水防

管理團体を指定することができ る。

(水防の機關)

第五條 水防管理團体は、水防事務を處理するため、水防團を置くことができる。

2 前條の規定により指定された水防管理團体（以下「指定管理團体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならぬ。

3 水防團及び消防機関は、水防においては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防團)

第六條 水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合について、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、条例で、定める。

(都道府縣の水防計画)

第七條 都道府縣知事は、水防事務の調整及びその円滑の実施のため、都道府縣水防協議会にはかつて、当該都道府縣の水防計画を定め、建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならない。

2 二以上の都道府縣に關係する水防事務については、関係都道府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府縣の水防計画を定めなければならぬ。

(都道府縣水防協議会)

第八條 都道府縣の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議するため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 都道府縣水防協議会は、水防に關し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府縣水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府縣知事をもつて充てる。委員は、関係行政機關の職員並びに水防に關係のある團体の代表者及び學識経験のある者のうちから都道府縣知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるものの外都道府縣水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府縣知事で定める。

第三章 水防活動  
(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(氣象予報)

第七條 都道府縣知事は、水防事務の調整及びその円滑の実施のため、都道府縣水防協議会にはかつて、当該都道府縣の水防計画を定め、建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならない。

2 二以上の都道府縣に關係する水防事務については、関係都道府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府縣の水防計画を定めなければならぬ。

(警戒区域)

第十條 中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長は、氣象の状況に於ける事務については、関係都道府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府縣の水防計画を定めなければならぬ。

知させなければならない。  
(優先通行)

第十一條 都道府縣知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは車馬及び歩行者は、

これに道を譲らなければならぬ。

(緊急通行)

第十二條 水防團長、水防團員及び消防機関に屬する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときには、一般交通の用に供しない通

路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第十三條 都道府縣知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

(警戒区域)

第十四條 水防上緊急の必要がある場所においては、水防團長、水防團員又は消防機関に屬する者は、

警戒区域を設定し、水防關係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(居住者等の水防義務)

第十五條 水防管理者は、水防團長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理團体の区域内に居住する者水防の現場にある者をして水防に從事させることができる。

(決壊の通報)

第十六條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管

理者、水防團長又は消防機関の長は、直ちにこれを關係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第十七條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理團体の区域内に居住する者水防の現場にある者をして水防に從事させることができる。

(求)

第十五條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官又は警察吏員が、警戒の出動を求めることがある。

第十八條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管

理者、水防團長又は消防機関の長は、直ちにこれを關係者に通報しなければならない。

(決壊の通報)

第十九條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、

新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周

きる限りは、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府縣知事、水防管理者、水防團長、消防機関の長又はこれら者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鉄道通信施設、日本電信電話株式会社通信施設その他の専用施設を使用することができると。

(公用負担)

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理團体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府縣知事、その命を受けた都道府縣の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のた

め立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要すると対して指示をすることができる。ときは、都道府縣知事は、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に指示する。

第二十四條 二以上の都道府縣に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府縣知事、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に対し指示をすることができる。

第四章 指定水防管理團体の組織及び活動

(水防計画)

第二十五條 指定管理團体の水防管理者は、當該團体の水防協議会にかかるて、都道府縣の水防計画に應じた水防計画を定め、都道府縣知事の承認を受けなければならぬ。

(水防團員の定員の基準)

第二十六條 都道府縣は、條例で、指定管理團体の水防團員の定員の基準を定めることができる。

(水防團員の訓練)

第二十七條 水防團員は、毎年水防團及び消防機関の水防訓練を行わなければならない。

(氣象予報の通知)

第二十九條 都道府縣知事は、第九條の規定による通知を受けた場合においては、直ちに關係指定管理團体の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位観測施設(以下「量水標等」という)で建設省令定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という)に、その受けた通知に係る状況を通知しなければならない。

(扶助)

第三十條 第十六條又は第十七條の規定により水防に從事した者がこれに従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、水害予防組合にあつては、組合会の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、条例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(報告)

第三十一條 建設大臣及び國家消防廳長官は、都道府縣又は水防管理團体に対し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

4 会長は、指定管理團体の水防管理者をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある團体の代表者及び學識経験のある者のうちから指定管理團体の水防管理者が命じ、又は委嘱をする。

5 前各号に定めるもの外、指定管理團体に關し必要な事項は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村につては、条例で定める。

第六章 費用負担

(水防管理團体の費用負担)

第三十二條 水防管理團体の水防に要する費用は、當該水防管理團体が負担するものとする。

(都道府縣の費用負担)

第三十三條 この法律の規定により都道府縣又は都道府縣知事の行う事務に要する費用は、當該都道府縣の負担とする。

(第六章 雜則)

第三十四條 第十六條又は第十七條の規定により水防に從事した者がこれに従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、水害予防組合にあつては、組合会の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、条例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(第七章 奬罰)

第三十五條 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならぬ。

(第八章 奬罰)

第三十六條 水防管理者は、水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(第九章 刑事)

第三十七條 前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができます。

第三十八條 みだりに水防管理團体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十九條 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百二十一條の規定の適用がある場合を除き、第十四條の規定による立入の禁止若しくは

が都道府縣知事の定める通報水位をえるときは、その水位の状況を、水防計画の定めるところによることができる。

(資料の提出及び立入)

第三十六條 都道府縣知事又は水防管理者は、水防計画を作成するため必要があると認めるときは、關係者に對して資料の提出を命令する。

(水防團及び消防機関の出動)

第三十七條 指定管理團体の水防管理者は、水位が都道府縣知事の定められた警戒水位に達したときその他必要と認めるときは、水防團及び消防機関を出動させなければならない。

(水防團員の出勤)

第三十八條 都道府縣の職員、水防團長、水防團員若しくは消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入らせる者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

(都道府縣の職員)

第三十九條 水防團員は、水防事務に要する費用は、當該水防管理團体が負担するものとする。

(都道府縣の費用負担)

第四十條 この法律の規定により都道府縣又は都道府縣知事の行う事務に要する費用は、當該都道府縣の負担とする。

(第六章 雜則)

第四十一條 第十六條又は第十七條の規定により水防に從事した者がこれに従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、水害予防組合にあつては、組合会の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、条例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(第七章 奬罰)

第四十二條 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならぬ。

(第八章 奬罰)

第四十三條 水防管理者は、水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(第九章 刑事)

第四十四條 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百二十一條の規定の適用がある場合を除き、第十四條の規定による立入の禁止若しくは



に該当しない者であること並びに第五條各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有することを誓約する書面

五 第一號から第三號までに掲げる書面以外の営業の内容を示す主要な事項を記載した書類で建設省令で定めるもの

(登録の実施及び登録の通知)第八條 第六條の規定による登録の申請があつた場合は、第十一條第一項の規定により登録を拒否する場合を除くの外、建設大臣又は都道府縣知事は、遅滞なく、第六條各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を建設業者登録簿(以下「登録簿」といふ)に登録しなければならない。

2 建設大臣又は都道府縣知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を當該登録申請者に通知しなければならない。

(登録換の申請)第九條 建設業者は、前條の規定による登録を受けた後左の各号の一に該当するに至った場合においては、建設省令の定めるところによると、建設大臣又は都道府縣知事に、遅滞なく登録換の申請をしなければならない。

二 都道府縣知事の登録を受けた者が当該都道府縣以外の都道府縣に営業所を有することとなつた場合

三 都道府縣知事の登録を受けた者が当該都道府縣における営業所を廃止して、他の都道府縣に営業所を設けた場合

四 第八條の規定により登録を受けた場合

五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

九 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十二 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十三 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十四 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十六 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

四 営業に關し成年者と同一の能

力と有しない未成年者又は禁治

産者でその法定代理人が前各号

の一に該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

九 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十二 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十三 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十四 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十六 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

五 役員であつた者を含む。内に、その旨を書面で建設大臣又は都道府縣知事に届け出なければならぬ。

六 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

九 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十二 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十三 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十四 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十六 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十七 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十八 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

十九 法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

四 登録簿等の閲覧

五 第十六條 建設大臣又は都道府縣知事は、建設省令の定めるところにより、登録簿並びに第七條、第十條第一項、第三項及び第四項に規定する書類又はこれらの写を公衆の閲覧に供する建設業者登録簿閲覧所を設けなければならない。

六 設工事を引き続いて施工することができます。この場合において、当該建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかるらず、登録抹消前に締結された請負契約に係る建設工事の措置

七 第十七條 第十五條第一項の規定により建設業者が登録を抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかるらず、登録抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、登録抹消の後、遅滞なく、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

八 第十八條 建設大臣又は都道府縣知事は、前項の規定にかかるらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めができる。

九 第十九條 建設大臣又は都道府縣知事は、前項の規定にかかるらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、なお建設業者とみなす。

十 第二十條 建設業者の登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十一 第二十條第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合

十二 第二十條第一項の規定により建設業者の登録を取り消した場合

十三 第二十條の規定により建設業者の登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合

十四 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十五 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十六 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十七 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十八 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ

十九 第二十條第一項の規定による登録の抹消の日又は第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができ



該建設業審議会の同意を得て、当  
ればならない。

第五條各号に規定する要件を  
そなえる使用人を次くに至つた  
場合

二 第十一條第一項第一号及び第  
三号から第五号までの規定に該  
当するに至つた場合

三 登録を受けたから一年以内に  
営業を開始せず、又は引き続い  
て一年以上営業を休止した場合

四 第十四條の規定による届出を  
しない場合

五 不正の手段により第八條第一  
項の規定による登録を受けた場  
合

六 前條第一項各号の一に該当し  
る場合

情状特に重い場合又は同條第二  
項の規定(同條第四項において  
準用する場合を含む。)による  
営業の停止の処分に違反した場  
合

(不正事実の申告)

第三十條 建設業者に第二十八條第  
一項各号に該当する事実があると  
きは、その利害関係人は、当該建  
設業者が登録を受けた建設大臣又  
は都道府県知事に對し、その事実  
を申告し、適切な措置をとるべき  
ことを求めることができる。  
(報告及び検査)

第三十一條 建設大臣は、すべての  
建設業者に對して、都道府県知事  
は、その登録を受けた建設業者に  
對して、特に必要があると認める  
ときは、その業務、財産若しくは  
工事施工の状況につき、必要な報

告を徵し、又は当該職員をして営  
業所その他営業に關係のある場所  
に立ち入り、帳簿書類その他の物  
件を検査させることができる。

二 前項の規定は、都道府県知事の  
登録を受けた建設業者が當該都道  
府県の区域外で営業所を設けない  
で建設業を営んでいる場合におい  
て、その地を管轄する都道府県知  
事に、準用する。

三 当該職員は、第一項の規定(前  
項において準用する場合を含む。)  
により立入検査をする場合におい  
ては、その身分を示す証票を携帶  
し、関係人の請求があつたときは、  
これを呈示しなければならない。

4 当該職員の資格に関し必要な事  
項は、建設省令で定める。  
(聴聞)

第三十二條 建設大臣又は都道府縣  
知事は、第十一條第一項(第十三  
條第三項において準用する場合を  
含む。)、第十五條第一項(第二号  
又は第二十八條第一項(同條第四  
項において準用する場合を含む。)  
に規定する处分をする場合におい  
ては、あらかじめ、当該建設業者  
について聽聞を行ひ、なお必要が  
あるときは参考人の意見を聽かな  
ければならない。但し、当該建設  
業者が正当な理由がなくて聽聞に  
應じないときは、聽聞を行わない  
で処分をすることができる。

2 建設業審議会の委員は、関係各  
廳の職員、学識経験のある者、建  
設工事の需要者及び建設業者ら  
から、中央建設業審議会があつ  
ては、建設大臣が、都道府縣建設  
業審議会にあつては、都道府縣知  
事が建設大臣の承認を得て、命じ、  
又は委嘱する。

3 建設工事の需要者及び建設業者  
のうちから命じ、又は委嘱する委  
員の数は同数とし、これらの委員  
の数は、委員の総数の三分の二以  
上であることができない。

(設置及び目的)

第三十三條 建設大臣又は都道府縣  
知事の行う処分に対するこの法律

に規定する同意についての議決を  
行わせるとともに、建設大臣又は  
都道府縣知事の請間に應じ、建設  
業の改善に関する重要事項を調査  
せしめ、中央建設業審議会は建設省に、  
都道府縣建設業審議会は都道府縣  
に、置く。

2 建設業審議会は、中央建設業審  
議会及び都道府縣建設業審議会と  
し、中央建設業審議会は建設省に、  
都道府縣建設業審議会は都道府縣  
に、置く。

3 この法律により罰金以上の刑  
に処せられた者

五年を経過しない者

2 前項の委員は、前任者の残  
任期間とする。

2 前項の委員は、再任されること  
ができる。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、学識  
経験のある者である委員のうちか  
らあらかじめ互選された者が、そ  
の職務を代理する。

る者は、委員となることができる  
い。

一 破産者で復権を得ないもの  
二 禁ご以上の刑に処せられ、そ  
の執行を終り、又はその執行を  
受けたことになくなつた日から  
五年を経過しない者

三 この法律により罰金以上の刑  
に処せられた者

五年を経過しない者

2 前項の委員は、前任者の残  
任期間とする。

2 前項の委員は、再任されること  
ができる。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、学識  
経験のある者である委員のうちか  
らあらかじめ互選された者が、そ  
の職務を代理する。

(訴願)  
第四十一條 この法律に規定した事  
項につき、建設大臣又は都道府縣  
知事があると認めるときは、第三十  
一條第一項に規定するその権限の  
一部を都道府縣知事に委任するこ  
とが出来る。

一 破産者で復権を得ないもの  
二 禁ご以上の刑に処せられ、そ  
の執行を終り、又はその執行を  
受けたことになくなつた日から  
五年を経過しない者

三 この法律により罰金以上の刑  
に処せられた者

五年を経過しない者

2 前項の委員は、前任者の残  
任期間とする。

2 前項の委員は、再任されること  
ができる。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、学識  
経験のある者である委員のうちか  
らあらかじめ互選された者が、そ  
の職務を代理する。

四七五

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定による登録申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第七條又は第十三條第一項、第三項若しくは第四項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第七條又は第十三條第一項、第三項若しくは第四項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第四十七條左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

第五項若しくは第六項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第六項若しくは第七項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第七項若しくは第八項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第八項若しくは第九項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第九項若しくは第十項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十項若しくは第十一項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十一項若しくは第十二項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十二項若しくは第十三項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十三項若しくは第十四項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十四項若しくは第十五項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十五項若しくは第十六項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十六項若しくは第十七項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十七項若しくは第十八項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十八項若しくは第十九項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第十九項若しくは第二十項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第二十項若しくは第二十一項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第二十一項若しくは第二十二項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第二十二項若しくは第二十三項の規定による者、二万円以下の罰金に処する。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十四條の規定による届出を怠つた者

二 第四十條の規定による標識を掲げない者

三 第四十條の規定による標識を掲げない者

四 第四十條の規定による標識を掲げない者

五 第四十條の規定による標識を掲げない者

六 第四十條の規定による標識を掲げない者

七 第四十條の規定による標識を掲げない者

八 第四十條の規定による標識を掲げない者

九 第四十條の規定による標識を掲げない者

十 第四十條の規定による標識を掲げない者

十一 第四十條の規定による標識を掲げない者

十二 第四十條の規定による標識を掲げない者

十三 第四十條の規定による標識を掲げない者

十四 第四十條の規定による標識を掲げない者

十五 第四十條の規定による標識を掲げない者

十六 第四十條の規定による標識を掲げない者

十七 第四十條の規定による標識を掲げない者

十八 第四十條の規定による標識を掲げない者

なかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

(最初に建設業審議会の委員となる者の任期)

最初に建設業審議会の委員となる者の任期は、関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年とし、最初の会議において抽せんで定める。

6 別表

なかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

(最初に建設業審議会の委員となる者の任期)

最初に建設業審議会の委員となる者の任期は、関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年とし、最初の会議において抽せんで定める。

二十二 壁紙工事

二十一 機械器具設置工事(金屬製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む。)

二十一 大工工事(建具取付工事を除く。)

二十一 左官工事

二十一 土工工事

二十一 石工事(石碑及び庭石の類の工事を除く。)

二十一 屋根工事(板金屋根工事を含む。)

二十一 電気配線工事

二十一 管工事(さく井工事を含む。)

二十一 鉄骨工事

二十一 装工事

二十一 コンクリート工事

二十一 しゆんせつ工事

二十一 ガラス工事

二十一 塗装工事

第一條 この法律は、美觀風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外廣告物の表示を當んでいる者は、第四條第一項の規定による登録を受けないで、その施行の日から六十日を限り、建設業者とみなす。その者が登録を申請した場合は、その申請期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

第二條 この法律において「屋外廣告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(定義)

第三條 都道府縣は、條例で定めるところにより、美觀風致を維持するため必要があると認めるときは、市(都)の特別区を含む。及び人口五千以上の市街的町村の区域について、屋外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

第四條 都道府縣は、美觀風致を維持す

十九 タイル工事

二十 壁紙工事

二十一 機械器具設置工事(金屬製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む。)

二十一 大工工事(建具取付工事を除く。)

二十一 左官工事

二十一 土工工事

二十一 石工事(石碑及び庭石の類の工事を除く。)

二十一 屋根工事(板金屋根工事を含む。)

二十一 電気配線工事

二十一 管工事(さく井工事を含む。)

二十一 鉄骨工事

二十一 装工事

二十一 コンクリート工事

二十一 しゆんせつ工事

二十一 ガラス工事

二十一 塗装工事

二十一 道路、鉄道、軌道、索道又は

五 森林法(明治四十年法律第四十三号)第十四條第九号の規定により保安林に編入された森林のある地域

六 道路、鉄道、軌道、索道又は

七 公園、綠地、古墳又は墓地

八 前各号に掲げるものの外、当該都道府縣が特に指定する地域

九 市(都)の特別区を含む。及び

十 都道府縣は、美觀風致を維持す

2 前項に規定する市街的町村は、当該都道府縣の條例で定める。

第四條 都道府縣は、條例で定めるところにより、美觀風致を維持するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる地域又は場所について、廣告物の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

一 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十條第二項の規定により指定された風致地区

二 市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)第二條第二項又は第十五條の規定により指定された住居専用地区又は美觀地区の規定により指定された地域

三 史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八年法律第四十四号)第一十七号)第十二条の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府縣が定めた範圍内にある地域

四 國宝保存法(昭和四年法律第十七号)第十二条の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府縣が定めた範圍内にある地域

五 森林法(明治四十年法律第四十三号)第十四條第九号の規定により保安林に編入された森林のある地域

六 道路、鉄道、軌道、索道又は

七 公園、綠地、古墳又は墓地

八 前各号に掲げるものの外、当該都道府縣が特に指定する地域

九 市(都)の特別区を含む。及び

十 都道府縣は、美觀風致を維持す



す。第二は登録制の実施であります。第三は請負契約の規定であります。第四は技術者の設置であります。これによつて建設工事の適正なる施行を企図しております。第五は建設業審議会の設置であります。

以上が本法案の骨子であります。本法案の重要性にかんがみまして、本委員会においては、民間学識経験者並びに発注者及び業者がそれ／＼の代表者を招致いたしまして、参考人としてその意見を聽取いたしますとともに、慎重審議いたしました。全参考人より最も有益なる意見が述べられ、かついづれも賛成の意見を述べられました。

次に、委員と当局との質疑應答申おるものをお申し上げます。まず第一には、外國に事例ありやとの点に関しでは、米國では十九の州が本法案よりさらに厳重なる規定、すなわち免許制度を設けてあるとの答弁があつたのであります。第二に、本法案は大業者の擁護のための法律ではないかとの質問がありましたが、これに対しては、登録要件を備えるものであれば大業者、中小業者の別なく全部本法律によつて保護せられるものであつて、特に大業者擁護のための法律ではないとの答弁がありました。第三には、登録要件

の中學歴なき者の実務経験を十年と改めることは長過ぎはしないかとの質問であります。これに対しても、能力により多少の差異ありとしても、一人前の工事を責任をもつて主宰するには少くとも十年の経験が必要であるとの答弁がありました。第四は契約の片務的は是正の点、第五は建設業審議会の運営の点であります。これらの詳細は速記録に譲ります。

かくて、五月十一日質疑を終了し、討論に入つたのであります。まず日本共産党代表の池田峯雄君、新政協議会代表の篠森順造君より反対の発言があり、日本社会党代表の上林與市郎君より二、三の希望意見を付して本案に賛成の討論が行われました。また民主自由党的高田弥市君、民主党の増田連也君及び民主党の天野君よりそれ／＼賛成の討論があり、採決の結果、多数をもつて本案を可決いたしました。

委員会におきましては、五月二日に付託されまして以來慎重審議を重ねました。次に論議の重点となりました一、二の点を申し上げます。

第一は、本法案は憲法第二十二條に保障されている表現の自由と抵触しないかという点であります。これに対しては、表現の自由は公共の福祉に反しない限りにおいて尊重されるべきであるとの答弁がありました。

第二は、本法案の施行により労働團体等の集会、宣傳活動等が制限される結果とならないかという点であります。

次に屋外廣告物法案について御報告申し上げます。現在の廣告物取締法は明治四十四年の制定にかかり、その内容は新憲法及び地方自治の精神に照し

ます。まず水防法案について申し上げます。今般政府が水防法案を提案し、これが制定を企図した目的を見ますと、消防法及び消防組織法の一部を改正を必要とするものがありますので、これを廢止して、これにかわつて本法案を制定しようとするとするものであります。

第一の理由は水防團の組織及び運営上の点であります。本法案を見るに、都道府縣知事の指定を受けない市町村は任意ということにはなつております。

が、原則として水防活動の組織主体たる水防團の設置を予定しているのであります。ここに見られる水防團の活動

ことは長過ぎはしないかとの質問であります。これに対しても、能力により多少の差異ありとしても、一人前の工事を責任をもつて主宰するには少くとも十年の経験が必要であるとの答弁がありました。第四は契約の片務的は是正の点、第五は建設業審議会の運営の点であります。これらの詳細は速記録に譲ります。

かくて、五月十一日質疑を終了し、討論に入つたのであります。まず日本共産党代表の池田峯雄君、新政協議会代表の篠森順造君より反対の発言があり、日本社会党代表の上林與市郎君より二、三の希望意見を付して本案に賛成の討論が行われました。また民主自由党的高田弥市君、民主党の増田連也君及び民主党の天野君よりそれ／＼賛成の討論があり、採決の結果、多数をもつて本案を可決いたしました。

右、三法案を一括して御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。上林與市郎君。

〔上林與市郎君登壇〕

○上林與市郎君 ただいま一括議題となりました三法案のうち建設業法案

については希望を付して賛成いたしましたが、他の二法案、すなわち水防法案及び屋外廣告物法案に対するものであります。

第一の理由は水防團の組織及び運営上の点であります。本法案を見るに、都道府縣知事の指定を受けない市町村は任意ということにはなつております。

が、原則として水防活動の組織主体たる水防團の設置を予定しているのであります。ここに見られる水防團の活動

消防團によつてなされてゐた事柄とほとんどダブつてゐるのであります。かような点を考えてみる場合、今回政府は何ゆえに現行消防法の整備強化をはかつて水災害対策の完全を期するの方法を採用しなかつたのであるか、その点了解に苦しむのであります。これららの措置を講ずることなく、政府があえて本法案を提案したことは、機構の複雑化、すなわち屋上屋を架する、いたずらなる機構いじりにすぎないといわれても分明の余地がないと思うのであります。かりに今日の水災害の重要性にかんがみまして根本的立法を試みんといたしましても、現行消防法はそのままに存続せしめ、別にまた水防法を制定するといったような部分的立法はやめて、水災害はもちろん、一切の災害の防止対策を織り込んだ総合的、統一的立法こそ現下の急務であり、現下の要請にこたえるゆえんであると信ずるのであります。

のこと、たび水防團体に指定されますと、当該市町村はこれに要する費用のことごとく負担する建前になります。この点について本法案は致しまして予想された配付税は半減を見、公共事業費として計上さるべきはずの國庫負担もまたはなはだしき削減にあつて、六・三制の実施、自治体警察はもちろん、消防團の維持存続さえ危ぶまれる現状において、さらに別個の機構を新設して費用を負担せしめることは、その趣旨のいかんにかかわらず、地方財政を破綻に追い込んで、現実にはむしろ本法案の趣旨に逆行する結果になるおそれなしとしないのであります。そこでわれくへは、水災害の重要性にかんがみまして、かりにあらゆる災害を総合統一した立法をする場合においても、これに要する費用のごときは、基本的には政府の責任においてまかなわるべきものであると考えるものであつて、この点について本法案は致命的欠陥を有するのであります。以上二点を主たる理由として反対するものであります。

ますが、本法案に對しましては全面的に反対の意を表するものであります。本法の目的たる美觀風致を維持し及び公衆に対する危害を防止することは、社会党といえども希望するところであります。が、本法はあまりに多くの不備の点があつて、その結果、本法が実施される場合は、農民運動、労働運動、社会運動等の健全なる発達を阻害するおそれがあると思ひりますが、本法第二條には、はり紙及びはり札が取締りの対象となつておりますが、これらによる美觀風致の維持は、廣告者の住所氏名を明記いたしまして責任を明らかにし、それに期間を付して本法の目的を達することができるのに、本法は國民の民主的精神の信頼を無視し、いたずらに法律で無理解な統制を行わんとすることは、まことに不当であるといわなければならぬのであります。憲法第二十一條においては、民主主義政治發達のため「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定されておるが、美觀風致を維持する美名に隠れて、憲法に保障されたる國民の自由を無法に彈圧すべきではないと考えるのであります。(拍手)

ば、いまだ多くの議論の余地がありすぎますけれども、この際これを省略して、以上主たる点だけを指摘して、右二法案に対し反対の意を表明するものであります。(拍手) ○副議長(岩本信行君) 次は池田峯雄君。

〔池田峯雄君登壇〕

○池田峯雄君 共産党は、現政府が往年の治安維持法、治安警察法あるいは帝國憲法の條文を書き込みにし、これまでにして、よろいの上に法衣をまとまり紛糾を癡らしながら、あらゆる法案の中にこつそりと忍はせて來ることに對しまして、徹底的に反対しているものであります。(拍手) 従いまして、本日上程されました屋外廣告物法案の中にも、かような意図が明らかに看取されますがゆえに、私はこの法案に絶対反対せんとするものであります。(拍手)

この法律は、美観風致の維持、公衆に対する危害の防止という、きわめて漠然たる範疇に基いて、都道府縣条例により、一定の地域内の屋外廣告物の表示、あるいは廣告物を掲出する物件の設置を制限ないし禁止することができるという、憲法第二十一條に保障されております一切の表現の自由を束縛せ

んとする、きわめて重大な法律なのであります。

政府委員の答弁によりますると、美觀風致の維持を必要と認める地域内において、すべての屋外廣告物にひとしく制限ないし禁止の処置をとることができるが、個々の廣告物の内容について制限ないし禁止することはないというのであるけれども、本法第五條では、廣告物及びこれを掲出する物件の形狀、面積、色彩、意匠その他の表示の方法について禁止または制限することができるうことになつておるのであります。従いまして、もし内容について制限または禁止せんとする意思があるならば、この第五條を適用して、あらゆるものをして、あらゆる場所で禁止制限することができるのです。(拍手)

また政府委員の答弁によりますると、美觀風致を維持するに必要な地域内においても当然例外は認めなければならぬということでありますから、極端に申しますと、かりに日本全國を美觀風致維持に必要な地域といたしまして場合においても、あるものは例外としてこれを禁止し制限することもまた決して不可能ではないのであります。

卷之三

(拍手)従つて、これは現政府のきわめて険險なる反人民的意図がこの法文の中に隠されているということを、われわれは絶対に見のがすことができないのです。「紙がないのだ」と呼

「ふ者あり。」  
そんなことはないという声がありますが、それども、今全國で大きな問題となつておりまする公安條例、これに対し、基本的人權の蹂躪として一大反対運動が起りつつある。この現実、この事實を何と見るのですか。今審議中のこの法案は、だれによつて、だれのために使われるか、きわめて明白々たるものがあります。すなわち、今や吉田内閣の政策が刻々破綻に瀕し、労働者、農民、市民等大多数の人々がようやく現政府に対して批判と反対の機運を色濃くして來たことに不安を感じまして、これら國民の自由なる意思の表現を奪わんがために、すなわちあの接吻であるとか、はだかの踊りの看板であるとか、ああいうものを取り締るのではなくして、まさに、共产党、労農党、社会党、あるいは労働組合、農民組合等のピラ、ポスター、プラカードまで禁止制限せんとする意図あることは、きわめて明らかであると断言できるのであります。（拍手）こ

のことは、建設委員会における民自党の諸君の賛成の意見の中におきましてもこの国会の周囲にやはりめぐらされておる労働法規改悪反対、首切り絶対反対のビラ、あれこそまさに美觀風致を害するから、立ちどころに取締らなければならぬということを、はつきりと言明しているのであります。私たちの概念に従いますならば、この汚れた日本におきまして、混乱せる日本におきまして、富貴も淫するあたわず、威武も屈するあたわず、孟子のいわゆる浩然の氣を表わしているものがあのビラであると思うのであります。(拍手)

があるのです。(拍手)美觀風致  
ということに耳ざわりのいい概念から憲法の一角がくずれ落ち、基本的人権が次々とはぎとられ、遂にはこの民主主義の殿堂も、黙れというあの一喝によつて軍部の鼻息をうかがわなければならぬようだ、でくのぼう議員を守らなくなつてしまつたあの状態に、だれがならないと保証できるでございましょうか。(拍手)私は、民主主義を守り、憲法に保障された國民の権利を守るために、民主主義を守れと私どもを選挙してくれた多くの國民の声を代表いたしまして、本法案に絶対反対するものでございます。(拍手)

り戰術を唱導したあのやり方、あの考え方方が、そのまま水防法案の中に生かされていることを指摘することは、決して困難ではないと信ずるのであります。

本法案の提案理由の中に、こうつておりまます。「御承知の通り、近年洪水による災害は激増の一途をたどり、昭和二十三年度のごときは、公私土木施設の被害のみでも五百億円に亘りますところ、一方治水の根本対策たる河川砂防の費用は、國家財政の現状より思うにまかせないありさまで、このまま放置いたしますならば、洪水の害は遂にとどまるところを仰らないのであります。」と書いてあります。すなわち、今や國土の荒廃その極に達し、本年度のこととき僅少なる公共事業費をもつてしては、本年予想せらるます大水害、大被害をとうして防止することができない現状にあることを政府自身認めておるのであります。が、しかも吉田内閣の力では、この被害を未然に食いとめることはできなかつて不可能である。政府が政府の任せ全うすることができない。そこで、こういつた民自党政府の性格といたしましては、荒れ果てた國土を顧みるいたまがない。そこで政府が考え出した

のがこの水防法であり、往年の防空訓練さながらの竹やり、ベケツ戦術であるといつても絶対過言ではないと思うのであります。(拍手)

しかも、この水防法に要する費用は当該水防管理團体が負担すると規定されておりますからして、政府の責任は毫末もその法案にうたわれていないのです。しかるに、市町村、市町村組合あるいは水防予防組合等に対しましては、その区域における水防を十分に果すべき責任を有するというよう規定されているのであります。一体現在の地方公共團体に、かような経費をまかない、しかもその責任を十分にありますようか。(拍手)地方の財源はほとんど中央に吸収され、地方配付税の配付率は削減され、二十二年、二十三年度の災害復旧あるいは六・三制の学校建築等のために莫大な負債を負うておる状態であり、さらに自治警察費あるいは教育費等当然國庫が負担すべきものを地方が負担し、一方地方産業の疲弊もようやくその極に達しようとしているとき、政府は災害防除のための手段をとつてやることはできない、お前たちで責任をもつてやれ、そうして今度堤防が崩れて災害が起きても、そ

1000

れはお前たちの責任だぞ、といわんばかりの法案でございます。(拍手)

かような一片の法律によりまして

は、水害を防止することは絶対にできません。近代的科学兵器に竹やりで対

抗せよとのと同様、あたら尊い人命を、また労力と資材とを、いたずらに荒れ狂う自然の猛威の翻弄にまかせるのみであります。共産党は、大企業あるいは独占資本擁護のための経費、警察、税務署等の人民收奪用経費の全面的削減によつて税金を減らし、公共事業費を大々的に増額して國土の復興責任であるということを要求いたしまして、本法案には絶対反対の意を表明する次第であります。(拍手)

なおまた建設業法案に対しましては、やはり反対でございます。特にこの建設業法の中でも問題になりますものは審議会でございます。この審議会な

るものは、從來日本の政治権力と密接な関係を持ち、不当利得をむさぼつておりましたところの、そういう悪質な大土木業者がこの審議会に多数委かいだしまして、そうしてこの建設業審議会なるものが工事を独占し、またこの審議会が悪の花、毒きのこの温床になるであろうということは、これは言を

またないところなのであります。従いまして、この法案においても、あるいは建設業者の不正を取締るというよう

なことがうたわれておりますけれども、しかしながら、由來日本の土木建

築業者に不正はつきものごとくわざれておる。これは日本の官僚機構、日本本の政治機構、そこに根本的な原因があるのです。すなわち大土建業者と……

○副議長(岩本信行君) 池田君、池田君に申し上げます。申合せの時間をき

めで多く経過しておりますので、簡単に

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) これにて討論を終局いたしました。

法案について採決いたします。まず水防

委員長の報告は可決であります。本案

を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明十三日は定刻より特に本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十八分散会

きます。

一、去る十日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

農業協同組合自治監査法を廃止する法律

農業協同組合組合法の一部を改正する法律

理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(總務局商工事務官) 德永 久次

(電力局副長) 鹿島 嘉造

(電力局副長) 商工技官 曽根 文二

(電力局副長) 安部長 鈴山 保

(電力局副長) 商工技官 曾根 文二

〔朗読を省略した報告〕

一、去る十日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

農業協同組合自治監査法を廃止する法律

農業協同組合組合法の一部を改正する法律

理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(總務局商工事務官) 德永 久次

(電力局副長) 鹿島 嘉造

(電力局副長) 商工技官 曾根 文二

(電力局副長) 安部長 鈴山 保

(電力局副長) 商工技官 曾根 文二

特別委員会設置に関する勧告

考送付した。

財産権に関する法律等改正のための

考送付した。

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る九日議長において承認した前田克己外一名を昨十一日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

二 中野 四郎君  
三 世耕 弘一君  
四 浦口 鉄男君  
五 北 二郎君  
六 木村 俊夫君  
七 稲葉 修君  
八 清藤 唯七君  
一六 山手 满男君  
一八 長谷川四郎君

右によつて公聽会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十四年五月十日

大藏委員長 川野 芳滿  
衆議院議長幣原臺重郎殿

一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。

廣島平和記念都市建設法案（山本久

当選した。

政府支拂促進に関する特別委員会

理事 雄君外十四名提出）長崎國際文化都市建設法案（若松虎

雄君外十六名提出）人口問題に関する決議案（床次徳二

君外二十三名提出）船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（小峯柳多君、滝谷雄太郎君、島村一郎君、庄司一郎君、上林與市郎君、河田賢治君、逢澤寛君）

一、去る十日大藏委員長から左の公聽会開会報告書を提出した。

公聽会開会報告書  
一、公聽会を開く議案  
日本銀行法の一部を改正する法律案  
一、去る十日議員から次の議案は委員

一、意見を聞く問題

日本銀行法の一部を改正する法

律案について

前田克己外一名を昨十一日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り

変更した。

二 中野 四郎君  
三 世耕 弘一君  
四 浦口 鉄男君  
五 北 二郎君  
六 木村 俊夫君  
七 稲葉 修君  
八 清藤 唯七君  
一六 山手 满男君  
一八 長谷川四郎君

右によつて公聽会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十四年五月十日

大藏委員長 川野 芳滿  
衆議院議長幣原臺重郎殿

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

総理府設置法の制定等に伴う関係法

令の整理等に関する法律案（内閣提

出第一九二号） 内閣委員会 付託

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（内閣提出第一九一号）

雄君外十四名提出）

長崎國際文化都市建設法案（若松虎

雄君外十六名提出）

人口問題に関する決議案（床次徳二

君外二十三名提出）

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（内閣提出第一九一号）

君外二十三名提出）

去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（内閣提出第一九一号）

君外二十三名提出）

去る十日大藏委員長から左の公聽会開会報告書を提出した。

公聽会開会報告書  
一、公聽会を開く議案  
日本銀行法の一部を改正する法律案  
一、去る十日議員から次の議案は委員

会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

出案は次の通りである。

廣島平和記念都市建設法案

山本久雄君外十四名

若松虎雄君外十六名

大藏委員長 川野 芳滿  
衆議院議長幣原臺重郎殿

床次徳二君外二十三名

去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

総理府設置法の制定等に伴う関係法

令の整理等に関する法律案（内閣提

出第一九二号） 内閣委員会 付託

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（内閣提出第一九一号）

雄君外十四名提出）

長崎國際文化都市建設法案（若松虎

雄君外十六名提出）

人口問題に関する決議案（床次徳二

君外二十三名提出）

去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案（内閣提出第一九一号）

君外二十三名提出）

去る十日大藏委員長から左の公聽会開会報告書を提出した。

公聽会開会報告書  
一、公聽会を開く議案  
日本銀行法の一部を改正する法律案  
一、去る十日議員から次の議案は委員

会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

出案は次の通りである。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議案（辻寛一君外二

十四名提出）

去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

郵政事業特別会計法案

電気通信事業特別会計法案

國家公務員法の一部を改正する法律

船員保険法等の一部を改正する法律

案

行政機関職員定員法案

道路交通事故取締法の一部を改正する法律

案

会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

去る十日幣原議長から松平参議院議長宛、次の本院提出案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を送付した。

廣島平和記念都市建設法案

長崎國際文化都市建設法案

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

次の通りである。

简易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する法律案

出案は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律

案

郵政事業特別会計法案

電気通信事業特別会計法案

國家公務員法の一部を改正する法律

案

行政機関職員定員法案

道路交通事故取締法の一部を改正する法律

案

会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

去る十日幣原議長から松平参議院議長宛、次の本院提出案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を送付した。

辻寛一君外二十四名

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

次の通りである。

简易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する法律案

出案は次の通りである。

国家公務員法の一部を改正する法律

案

郵政事業特別会計法案

電気通信事業特別会計法案

国家公務員法の一部を改正する法律

案

行政機関職員定員法案

道路交通事故取締法の一部を改正する法律

案

会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

去る十日幣原議長から松平参議院議長宛、次の本院提出案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を送付した。

辻寛一君外二十四名

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

た。

去る十日参議院送付の次の内閣

提出案可決した旨委議院に通知し

地方行政委員会 付託

郵政事業特別会計法案（内閣提出第  
一九三号）

電氣通信事業特別会計法案（内閣提  
出第一九四号）

以上二件 大藏委員会 付託

一、昨十一日参議院において、次の本  
院提出案を可決した旨の通知書を受  
領した。

廣島平和記念都市建設法案

長崎國際文化都市建設法案

一、昨十一日議員から提出した質問主  
意書は次の通りである。

引揚問題に関する質問主意書（横田  
甚太郎君提出）

